平成30年第1回大多喜町議会定例会

9月会議会議録

平成30年 9月4日 開会 平成30年 9月14日 散会

大多喜町議会

平成30年第1回大多喜町議会定例会9月会議会議録目次

14	-1		(0		4	\Box	\
第	1	号	(9	月	4	Ħ)

出席議員
欠席議員
地方自治法第121条の規定による出席説明者1
本会議に職務のため出席した者の職氏名1
議事日程
開議の宣告
行政報告
諸般の報告
会議録署名議員の指名6
一般質問
麻 生 剛 君6
山 田 久 子 君22
吉 野 僖 一 君40
根 本 年 生 君
野 中 眞 弓 君75
散会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・87
第 2 号 (9月5日)
出席議員89
欠席議員89
地方自治法第121条の規定による出席説明者89
本会議に職務のため出席した者の職氏名89
議事日程89
開議の宣告92
議事日程の報告92
報告第6号の上程、説明92
同意第13号の上程、説明、質疑、討論、採決93

議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決	94
議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決	95
議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決	97
議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決	121
議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決	123
議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決	125
議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決	127
議案第43号~議案第49号、報告第7号~報告第9号の一括上程、説明	130
散会の宣告	166
第 3 号 (9月14日)	
出席議員	167
欠席議員	167
地方自治法第121条の規定による出席説明者	167
本会議に職務のため出席した者の職氏名	167
議事日程	167
開議の宣告	169
行政報告	169
諸般の報告	170
議案第43号~議案第49号の質疑、討論、採決	170
発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	197
休会について	199
散会の宣告	199
署名議員	201

第1回大多喜町議会定例会9月会議

(第1号)

平成30年第1回大多喜町議会定例会9月会議会議録

平成30年9月4日(火) 午前10時00分 開議

出席議員(12名)

1番	野	中	眞	弓	君	2番	志	関	武良夫		君
3番	渡	辺	善	男	君	4番	根	本	年	生	君
5番	吉	野	僖	_	君	6番	麻	生		剛	君
7番	渡	邉	泰	宣	君	8番	麻	生		勇	君
9番	吉	野	_	男	君	10番	末	吉	昭	男	君
1 1 番	Щ	田	久	子	君	12番	野	村	賢	_	君

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯	島	勝	美	君	副町長	金	다 스	木	朋	美	君
教育長	宇	野	輝	夫	君	代表監査委員	溍	臣	П	延	康	君
総務課長	西	郡	栄	_	君	企画課長	H	÷	本	和	弘	君
財政課長	君	塚	恭	夫	君	税務住民課長	禾	П	泉	陽	_	君
健康福祉課長	長	野	国	裕	君	建設課長	컽	i	野	正	展	君
産業振興課長	西	Ш	栄	_	君	環境水道課長	Ц	1	岸		勝	君
特別養護老人 ホーム所長	秋	Щ	賢	次	君	会計室長	컽	1	野	敏	洋	君
教育課長	古	茶	義	明	君	生涯学習課長	扂	3	原	幸	男	君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 麻 生 克 美 書記 山 川 貴 子

議事日程(第1号)

日程第 1 会議録署名議員の指名

◎開議の宣告

○議長(野村賢一君) 皆さん、おはようございます。

きょうは悪天候の中、傍聴の方々がたくさんお見えになっております。足元の悪い中、大 変ご苦労さまでございます。よろしくお願いします。

本日は、平成 30 年第1回議会定例会9月会議を招集しましたところ、議員各位を初め、 町長及び執行部職員の皆様、また滝口監査委員には出席をいただきまして、まことにご苦労 さまでございます。

ただいまの出席議員は12名全員です。したがって会議は成立しました。

本日は休会の日ですが、議事の都合により、平成 30 年第1回大多喜町議会定例会を再開 いたします。

これより9月会議を開きます。

(午前10時00分)

◎行政報告

- ○議長(野村賢一君) 日程に先立ち、町長から行政報告があります。 町長。
- **〇町長(飯島勝美君)** おはようございます。

議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、平成 30 年第1回議会定例会9月会議を再開させていただきましたところ、議長初め議員の皆様方には大変お忙しい中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

行政報告につきましては、7月会議以降のものでございますので、お手元に配付をさせて いただきました報告書によりご了承をいただきたいと思います。

その中で、8月4日に開催されました第 54 回千葉県消防操法大会に、夷隅支部の代表として第1分団第1部が出場し、ポンプ車操法の部において最優秀賞を受賞しました。これは言いかえますと優勝ということになります。そして、小型ポンプ操法の部において優良賞を受賞いたしました。これは言いかえますと3位ということになります。猛暑の中、そしてふだんは仕事を行いながら消防操法の訓練に励み、大変すばらしい成績をおさめられました。出場いたしました隊員は、分団員指導に当たっていただいた広域消防本部、消防団、そして

各関係者の家族や地域の皆様の消防に対するご理解とご厚情に厚く御礼を申し上げる次第で ございます。

さて、今回の定例会の会議事件でございますが、本日は一般質問が行われ、あす継続費の 精算報告、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意、条例の一部改正が1件、損害賠償の 額を定めることが1件、一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、水道事業会 計及び特別養護老人ホーム事業会計の補正予算を上程させていただきました。

そして、議事日程の最終日には、平成 29 年度の各会計の決算認定をいただきたく提出させていただいております。

ここで、平成 29 年度の決算概要につきまして、若干述べさせていただきますが、一般会計の主要事業といたしましては、国土調査事業では上原、柳原ほか8地区の地籍調査業務を実施し、町道改良事業では大中西線などの用地測量業務や横山南越城前線の、また宇野辺当月川線などの道路改良工事を実施しました。また、消防車を計画的に更新するため、ポンプ自動車と小型動力ポンプ付積載車を1台ずつ更新しました。教育関係では、中学校の給食費の無料化を引き続き実施するとともに、海洋センターテニスコートの人工芝張りかえ工事を実施いたしました。さらに、前年度から繰り越した横山宮原住宅の建設、町道老津線大田代地先の災害復旧工事などを実施してまいりました。

一般会計の決算額では、ふるさと納税寄附金の減少などにより、歳出額の前年度決算対比では 20.3 パーセント減の 50 億 8,600 万円余りとなりました。

特別会計につきましては、それぞれの目的に沿った決算となっております。

水道事業会計では、新たな面白浄水場を建設するため造成工事、導水管布設がえ工事、送水管移設工事を実施しました。特別養護老人ホーム事業会計では、職員不足や介護報酬の引き下げ、さらには利用者数の減少などにより厳しい決算内容となりましたが、あらゆる可能性を協議しながら改善に向けて検討しているところであります。

なお、それぞれの決算に対する財政の健全化の指標につきましては、いずれも早期健全化 基準を大きく下回っており、財政の健全化が図られているところでございますので、よろし くご審議くださるようお願いいたします。

結びに、各議案とも可決または承認くださいますようお願い申し上げ、冒頭のご挨拶とさせていただきます。

○議長(野村賢一君) これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長(野村賢一君) 次に、諸般の報告でありますが、第1回議会定例会7月会議以降の議 会関係の主な事項は、お配りしました印刷物によりご了承願いたいと思います。

なお、このうち8月31日に夷隅郡市広域市町村圏事務組合第2回定例会が開催されました。この件につきまして、10番末吉昭男君から報告願います。

末吉昭男君。

○10番(末吉昭男君) それでは、平成30年第2回夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会定例会が8月31日10時から開かれ、議長、副議長、私と3人で出席いたしましたので、ご報告させていただきます。

まず、議案第8号 平成30年度夷隅郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第1号)については、平成30年度から31年度の2カ年にわたり、ちば消防共同指令センター機器更新事業を実施するため、継続費として当初に計上すべきでありましたが、31年度分の計上漏れがあったため、今回、4,971万5,000円を補正するもので、全員一致で可決されました。

議案第9号 平成29年度夷隅郡市広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算認定については全員一致で認定されたところでありますが、概要は、平成29年度において消防本部に火災調査車、勝浦消防署に水槽付消防ポンプ自動車及び高規格自動車を更新整備し、勝浦消防署、大原消防署を女性専用施設に変える改修工事設計業務を委託実施しました。また、在宅当番員、病院群輪番制並びに24時間電話健康相談事業により、地域医療体制の維持に努め、介護認定及び障害支援区分認定審査会の運営の向上を図ったところであります。

また、決算規模は、平成 29 年度一般会計の歳入総額が 21 億 5,485 万 6,833 円、歳出総額 が 20 億 740 万 955 円であり、実質収支 1 億 4,745 万 5,878 円の黒字で、前年度分を差し引いた単年度収支でも 2,734 万 5,763 円の黒字となりました。

詳細につきましては、皆さんのお手元に配付させていただきました決算書をごらんいただ きたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長(野村賢一君) ご苦労さまでした。

次に、監査委員から、8月 27 日に実施しました例月出納検査の結果の報告がなされています。お手元に配付の報告書の写しによりご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、9月会議の審議期間は、本日から9月14日までとし、本日とあす5日、そして14日を本会議開催日とし、この間、11日と12日に総務文教・福祉経済合同常任委員会協議会を開催する予定です。

11 日は総務文教常任委員会が所管する事務、12 日には福祉経済常任委員会が所管する事務について、決算の内容説明を受けることとしています。執行部の皆様には、よろしくお願い申し上げます。

また、議会報編集のため、議会事務局職員による一般質問中の写真撮影を許可したので、ご承知願います。

それでは、お配りしています議事日程に従い、議事を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(野村賢一君) これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

5番 吉 野 僖 一 君

6番麻生剛君

を指名します。

◎一般質問

○議長(野村賢一君) 日程第2、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

なお、先ほど局長からチャイムの件がございました。チャイムの厳守をよろしくお願いします。

◇ 麻 生 剛 君

- ○議長(野村賢一君) 初めに、6番麻生剛君の一般質問を行います。6番麻生剛君。
- ○6番(麻生 剛君) ただいま議長よりご指名いただき、そして、私もきょう最初の一般質問ということでやらせていただきます。事前に通告しておりますので、はっきりとした答弁を執行部には求めたいと思います。きょうは嵐も予想されておりましたけれども、何とか晴

れ間のようになってきました。大多喜町の議会も輝かしく晴れるように、私も頑張りたいと 思います。

先日、日本テレビの 24 時間テレビが終わりました。今まで毎年恒例の、人々に愛と勇気と感動を与える番組です。我が国では、それまで余りなじみのなかったチャリティー、ボランティア、社会貢献といったテーマを根づかせた番組であり、一民放番組がスポンサーの枠を取り払った画期的な、革命的な番組でした。

私はたまたま、この番組を最初に立ち上げました総合プロデューサーの岡崎和彦氏を存じ上げておりました。何事も最初にやるということは反発もあり、越えなければならないハードルがあります。ただし、こうと決めたらやり抜く信念と行動力を教えていただきました。

この岡崎和彦氏は、当町とも非常にご縁がありました。田嶋隆威町長、岩崎正雄助役時代に、観光アドバイザーとして引き受けていただいたのを今でも思い出します。今、大多喜町は観光を主体と、そのもしかしたらこのときのことが礎になり執行部の職員の諸君も考えていただいたんだと思います。

さて、鉄道というものは、より早くより遠くへといった概念で、スピードを競うことが主流であった時代がありました。普通から急行列車、特急列車へと進み、そして新幹線、リニアという方面に向かう、このことは国策であり、国土を一体化するといった面では大切なことでありましょう。しかし、それとは別の物差しが必要なことを、現代は私たちに語りかけています。

ローカル鉄道とは、その地方の文化でありシンボルであります。のどかな田園風景を走っている姿を見ると、なぜか落ち着きます。まもなく平成の御代も終わろうとしております。私たちがどこかに置いてしまった、置き忘れてしまった気持ち、それがローカル鉄道であり、懐かしの昭和の時代なのではないでしょうか。文化とは、そこに息づく人々が生み育てていくものであります。一方的に上からの意思でつくられるものではありません。長年にわたり地域に根差したいすみ鉄道、前身の木原線時代より私たちにとってはなくてはならないものであり、今や体の一部のように溶け込んでおります。

さて、いすみ鉄道存続の再三の危機を乗り切り、全国的ローカル鉄道の雄へと導いた鳥塚 亮氏が、惜しまれつつ、この6月に社長を退任したのはご存じのことと思います。その後、 隣のいすみ市ではいすみ大使に任命し、観光アドバイザーとして遇するなど、今なお鳥塚氏 の力量を評価する向きは多く、うなぎ登りであります。

なぜなら、ご存じのように、実績は目を見張るものばかりであります。700 万訓練費用自

己負担運転士制度を初め、多くの乗客を魅了したホタルトレイン等のイベント列車、あるいは女性に人気のムーミンをテーマにしたムーミン谷のムーミン列車を演出するなど、その数は枚挙にいとまがないほどであります。そのほか、物販を中心にさまざまなる地元産品、名物産品を売り出しました企画は、実行力、どれをとっても、過去の役人の天下り社長時代ではとても太刀打ちができないほどの実績の数々であります。

そこで、当町ではこれだけの実績を残し、全国的に幅広い支持層を広げた前社長の鳥塚氏に対して、前例はないかもしれませんけれども何らかの形で特別表彰するなど、今までの労苦に報いるべきではないのか。このことにつきまして、担当課長より所感を伺いたいと思います。担当課長は、ご存じのように企画課長であり、また表彰ということでありますので、総務課長にもご答弁賜れれば幸いと存じます。

それでは、お願いいたします。

- 〇議長(野村賢一君) 企画課長。
- **〇企画課長(米本和弘君)** それでは、いすみ鉄道関係事務を所管しております企画課からお答えをさせていただきます。

ただいま麻生議員から、いすみ鉄道前社長でありました鳥塚氏への実績をたたえるお話がございました。鳥塚前社長は、2代目の公募社長として鉄道経営に取り組んでいただいたところです。本来、いすみ鉄道社長の公募に至った大きな要因といたしまして、それまで長きにわたり、非常勤社長として千葉県副知事や大多喜町長の職にある方々により会社経営を行ってきたところですが、やはり非常勤での会社経営にはとても無理があることから、専属の常勤社長を採用し、いすみ鉄道の再生と会社経営の刷新を図るため、専門的な知識と実績を有する方として鳥塚社長が採用されたことと思います。

確かに、鳥塚前社長の9年間において、さまざまなアイデア、いすみ鉄道の知名度アップという面ではマスコミ等にも大きく取り上げられ、地域への貢献もございました。しかし一方では、本来の会社経営においては、上下分離方式による財政支援の見直しを図り、県及び地元2市2町の下部での財政支援をもってしても、上部での赤字解消という大きな問題の解決とまでは至らなかったことに対しましては、大変残念でならないところでございます。

表彰につきましては、町の憲章規程に基づき授与することとなりますが、一企業の社長であることの立場であると同時に、いすみ鉄道を支援する千葉県及び2市2町として対応すべきであると考えますので、町単独としてのですね、表彰は、現段階では考えておりません。 以上です。

- 〇議長(野村賢一君) 総務課長。
- ○総務課長(西郡栄一君) それでは、表彰に関することについて、総務課のほうからお答えをさせていただきます。

町で実施している表彰といたしましては、毎年実施しておりますのは、スポーツの各種大会において、一定の成績をおさめた方を対象とする体育功労者表彰がございます。また、平成 26 年度の合併 60 周年記念式典まで実施しておりました町の表彰につきましては、功労表彰と感謝状による表彰がございます。功労表彰といたしましては、自治功労、統計功労、消防防災功労、産業経済功労、教育功労、保健福祉功労、環境保全功労、文化功労及び特別功労の9分野において、功労顕著な個人または団体の方を表彰しております。また、感謝状による表彰としては、100 万円以上の寄附者、町民の模範となる行為があった方などを表彰しております。

合併記念式典は、5年に一度、または 10 年に一度の開催のため、表彰の対象者も数年間 受賞できない場合もあり、時期を失してしまうことも想定されますので、平成 27 年に大多 喜町憲章規程を定め、高齢者の方や寄附者に対する感謝状など、随時表彰できるように改め ております。

なお、この表彰の目的といたしましては、町の振興及び発展に多大な効力があった方や、 町民の模範になる方の善行や功労、成果を公にするとともに、功績や実績を褒めたたえ、表 彰された方の意識の高揚を図るとともに、さらに各分野の活性化や発展を図るものだと思い ます。

前例にこだわるわけではなく、新たな分野での表彰も必要だと認識しておりますが、今までに表彰を受けられた皆様との均衡を図ることも大切でありますので、新たな分野の表彰に関しましては慎重に対応したいと考えております。

- 〇議長(野村賢一君) 6番麻生剛君。
- **〇6番(麻生 剛君)** 担当課の企画課長、そして表彰関係では、このことに関する解釈を述べていただいた総務課長、ご苦労さまでございました。

まず私から申しますと、鳥塚亮氏のあの功績というのは、目に見えるものから見えないもの、そして全国に発信するあの発信力の力、これはどうでしょうか。歴代の社長、あるいは歴代の知事、副知事、そして町長等がやったこと以上に、大多喜町にとってはプラスになったと思います。そういう日の当たった部分を、やはり正しく評価しなくてはいけない。

そして、ご存じのように、鉄道というのはかつてのより早くといった時代ではなく、そう

ではない物差しをこの地域にも根づかせていただいた。しかし、物販という新しい分野も切り開き、地元産品の充実、ムーミン谷のムーミンショップをつくり、どうでしょうか。今、いすみ鉄道はこの都内、首都圏だけでなく、全国的にも話に上るんです。私がたまたま関西方面に知人がおりましたし、北海道のほうにもおりましたけれども、何といすみ鉄道に学びたい、足を伸ばしてこの夏に来ました。しかし、退任したんだと、あの社長が。がっかりであります。

それはいろんな事情もあるんでしょう。しかし、物販を2倍にし、そして彼の著作を見ると、これからの夢を語っておりました。その夢は、いずれは蒸気機関車を走らせたい、蒸気機関車に似せたものでも走らせて、この夷隅にもう一度感動を与えたい、昭和のあの輝かしかった我が国の、右肩上がりのあの時代のときめく心を伝えたい、そう著作に書いてありますよ。

私も鳥塚氏とお会いしてみて、これほどの人材は、今までの年収よりもかなり減っても来ていただいた、このふるさと夷隅を愛してくれた気持ちには、本当に頭が下がる思いです。ただ、見ていると、鳥塚氏の、町民やあるいは夷隅郡内での世論もかなり、なぜやめたのかという意見が多いです。ただ、やめてしまったものを再びカムバックさせるのはなかなか難しいことであります。なぜならば、彼はもう既に日本が必要とする人材になってきたんですよ。そのことを頭に入れていただきたいと思います。

そして、もう一度申しますけれども、私は今までこの問題、かなり取り上げさせていただきました。それは、私が議会議員でない時代から、あのいすみ鉄道の前身の木原線、これご存じだと思います。これも再三再四の危機でありました。これを住民パワー、そして役所の皆さんも官民一体となって乗り越えてきたんです。

当時は、ご存じの方もいるかもしれない、あるいは忘れてしまったかもしれない、木原線を守る会という市民団体の活動がありました。このことは、皆さんしっかりと思い出していただきたい。会長は市原敏次先生、公平、公正、無私の方でありました。そのもとで、当時私の恩師でもありましたけれども、大多喜高校教諭の山中喜七先生が事務局を担当いたしました。また、現場では、今はもう既にこの世からいなくなってしまいましたけれども、苅米繁幸さんという国鉄一筋、そのほとんどを木原線で従事なさった方が支えた文字どおりの草の根運動でした。

時の世論はどうでしたか。赤字のものを垂れ流す、東京の山手線で黒字になったものを、 この田舎のローカル鉄道でみんな使い切ってしまう、そのことはどうなんだと、そんな世論 がありました。しかし、当時は通学利用の人のための教育路線として、あるいは医療の足としても欠かせないものであり、老人や子供たちの弱い者の交通手段、そこにはみんなで支え合うという相互扶助の精神、弱者を救済していくという福祉の気持ち、そして人を思いやるという心の通った運動がありました。

どうでしょうか。平成になって30年、第3セクターとしていすみ鉄道は30年過ぎました。無事に存続へのレールを走っていった、その功労者はこの民間の住民パワーの力、そして鳥塚社長を初めとする一生懸命やってくれた人のおかげであります。今、私たちが何気なく見過ごしてしまうこの光景、ふだん何気なく接する日常のこの光景を忘れることなく、私たちに鉄路をつないでいただいた方々の思いを忘れることなく伝えていくことが必要と存じます。さて、表彰規程の件では、担当課の方々ともよくお話ししてやりました。ただし、私は思うんですけれども、この表彰規程、余りにも皆さん方は分離解釈し過ぎであると。私は常日ごろ言っているんです。条理解釈をしなさいと。いわゆるこれをつくったときの、これを表彰したときに――先ほど総務課長はいいことを言った。いわゆるこれを、表彰を受けた人が感ずる、町民の皆さんが感ずる、その気持ちを大切にしていただきたい。

その中で一つ欠点があるとすれば、この表彰規程は官尊民卑なんです。官に厚く民に低い、今回の問題は、以前私が――よく聞いておいてくださいよ。78 歳で法政大学の2つの学部を卒業し、学士号を2つお持ちだった。生涯学習の実践者として表彰すべきであると推挙した方がおりました。そのときの幹部の答え、検討するとのこと。その後、何の返答、説明もなく今日に至っています。表彰すべき、私が推薦した方は高齢者の方でした。既に鬼籍です。帰らぬ人となっています。

そこで、通告に基づいておりますので聞いていただきたいんですけれども、このことをよく知っているであろう当事者の一人である副町長よりご答弁いただきたい。何の私に対する回答ものなく、時の過ぎ行くままに放置した副町長の、あなたの見解はどうなっているのか、教えてください。

- 〇議長(野村賢一君) 副町長。
- **○副町長(鈴木朋美君)** 私のほうにいきなり質問が来たので戸惑っておりますけれども、当時の麻生議員の、それは議員としての質問でこちらに質問されたんでしょうか。こちらから、議長、逆質してもよろしいでしょうか。
- ○議長(野村賢一君) はい。
- 〇副町長(鈴木朋美君) お願いします。

- 〇議長(野村賢一君) 6番麻生剛君。
- ○6番(麻生 剛君) 副町長、往生際が悪いよ。私は、これは担当課長にも重々説明させていただいた。いわゆる鳥塚亮氏の表彰もそうだ。しかし、その表彰に基づく規程というのがある。その規程を解釈する、そして規程を実行する、表彰を実行するのは、それは執行部かもしれない。その執行部の方に、私は名前は挙げなかった。こういうことを話したんだよと、生涯学習の実践者でこういう方であったと。その方は、ここにも通告に一応上げてあるんでね、答えて当然、答えられないということはやましいことがあると、それ以外何もないんじゃないか。
- ○議長(野村賢一君) 麻生君、今、副町長の逆質に答えてください。 6番麻生剛君。
- ○6番(麻生 剛君) 副町長の逆質問というのが、私の意見がよくわからないようで、理解がされていないようで、事実がしっかりと把握していないようですね。私はこのことに関しましては、一般質問の中で表彰規程について質問すると。それで、この中に副町長も挙げてあるわけですよ。副町長が表彰規程に関してお答えする、当たり前のことを、何を逆質問だと言って逃げるのか。その点だけであります。
- 〇議長(野村賢一君) 副町長。
- **○副町長(鈴木朋美君)** ただいまの質問なんですけれども、表彰規程を検討したらどうかという、麻生議員の私に対する質問があったということで解釈してよろしいですか。
- 〇議長(野村賢一君) 6番麻生剛君。
- ○6番(麻生 剛君) 今、副町長が言ったように、私は今、議会議員の立場で副町長に見解 を求めております。お願いします。
- ○議長(野村賢一君) 以前、どうのこうのという質問がありましたけれども、その件はどうなったんでしょうか。
 - 6番麻牛剛君。
- ○6番(麻生 剛君) 先ほど私が申しましたように、私がこういう方がいるんでご推挙したいと、その当時は私は民間人でありました。そのときに、それを聞いたのが副町長であります。副町長と私との会話を、第三者がいて、その方は聞いております。なぜならば私は言ったんです。表彰が後世に残るものである、そして、これだけ生涯学習が叫ばれている中で立派な方がいるのであると。私は、頭脳明晰である副町長でしたから、これをまず教育委員会なりにおろし、そこから推薦などの手続を経るなり、何らかの形をとるかなと思っておりま

した。ただ、そのときに副町長は、私、期待しておったんです。一応検討する……

- ○議長(野村賢一君) 麻生君、ちょっと待ってください。 副町長、答弁願います。副町長。
- ○副町長(鈴木朋美君) その件につきましてはですね、麻生議員が議員でないときに私に、とある人を表彰したらどうかということがあったということは、私はそれは認識しております。今現在認識しております。ただし、今のその表彰につきましてはですね、今、総務課長からもお話がございましたように、町の表彰規程等ございまして、表彰に該当するものであれば、いわゆる教育功労ですとかいろんな功労、今いろいろと功労の話がございましたけれども、それに該当するものであれば表彰の対象になるという考えのもとですね、町の表彰規程に基づいた表彰をするのが適当であるというふうに考えます。

以上です。

- 〇議長(野村賢一君) 6番麻生剛君。
- ○6番(麻生 剛君) 副町長の答弁、副町長なりにそう答えざるを得ないのかもしれない。 あのとき私は一民間人でありました。聞きようによっては、副町長、一民間人の意見には耳 を傾けない、議会議員ならばある程度傾ける、そのように聞こえますよ。それじゃだめなん ですよ。いいことがあれば、民間人の意見であろうが聞く耳を持つ、そして議員であれば、 住民の代表でありますから、また聞く耳を持つ、それは重みは違うかもしれない。しかし、 言っている内容は、私は決して大多喜町にとってマイナスになることを言った覚えはない。 今、私が悲しい思いをしているのは、その後、何ら返答もなく、無視され続け、その経緯説 明もなかったということであります。これから副町長、反省するなら反省する、そして謝罪 するなら謝罪する、それが役人の生きる道じゃないですか。私はそう思います。

この問題、一応ですね、半ばか表彰規程をきちっと理解し、きちっと判断できなかった幹部の責任ということで、私は捉えさせていただきます。なぜならば、その方は高齢者ゆえ亡くなった。私は何度も言っていた。高齢者なんで早くしてやってほしい。人間はね、寿命があるんだよ。永遠の命なんてないんだよ。それをよくわかってほしい。この問題は、これ以上やってもまた逃げの答弁に終始されてしまうので、おもしろくないので、私はね、これ以上やりません。

○議長(野村賢一君) 麻生君、今、一方的な発言で、答弁をさせたほうがよろしいんじゃないですか。

副町長。

- ○副町長(鈴木朋美君) ただいまの麻生議員さんのご質問に対してはですね、私も確かに麻生さんが議員でないときに、そういうお話は聞いたことがございます、とある人の表彰については。しかしながらですね、私は議員さんであるから、一般人であるから話を聞かないということじゃありません。それについては、やはり町の表彰規程に準じて、公平性をもって表彰しないと、一般の方から見た場合、その公平性がどうなんだということもございましたので、私はその方については町の表彰基準にのっとって表彰するという判断をしたということでご理解をいただきたいと思います。
- ○議長(野村賢一君) 6番麻生剛君。次、行ってください。
- ○6番(麻生 剛君) 議長、次、行きます。行く前にね、やはり一民間人であろうが議員であろうが、全く区別しないんであれば、そのときの経過を、あれから数年たった今でも言っていないということは、じっくり反省していただきたい。それが私の一つの提言であります。さて、議長より、時間の関係もあるんでしょう、次への質問ということで、これは建設的な意味でのご指摘なので入らせていただきます。

過日、私は大多喜高校支援委員会を傍聴しました。このとき感じたことは、全く再建策を考えていない学校当局であります。あえて言います。今置かれている立場を認識していないんです。それに反して、参加した生徒、これはすばらしかった。目が輝いて、積極的、建設的提案をしていましたよ。具体的には、スーパーサイエンスハイスクールの導入などについてどうだ、こういう提案をしました。しかし、そのとき聞いていた方もいるでしょう。校長は、そんな生徒の話など聞く耳を持たず、それは難しいよ、とても無理無理、応募するのも無駄であるとの回答でありました。

このように、はなからやる気なし。これで生徒の気持ちを酌むことができるのでしょうか。この空気が蔓延しているのが、大多喜高校が凋落した大きな原因だと私は感じました。一緒に委員会に出た人も感じたでしょう。何もしない、しなくても大丈夫だという、そして妙な自信がある。学校は続く。しかし、全くこれでは前に進まないんです。当然、物事は悪くなる一方です。万事が全てこれでありました。私は傍聴です。私が、大多喜高校が長期低落傾向なのも、その原因はこのやる気のなさが出発点。学校当局はその中に浸り切っているんですよ。浸り切っているの。感覚が全く麻痺している。

よく、イザヤ・ベンダソンが、「日本人とユダヤ人」の中で、日本人は安全と水はただで あると思っている、まさにこの風潮ですよ。大多喜高校に蔓延しているのが、このイザヤ・ ベンダソンが指摘したのと同じなんです。言いかえれば、いつまでも学校は続く、潰れない。 しかし、それも思うだけで全く根拠もない。ただ昔の伝統校であるとか、昔の名門校だとかいった、わけのわからないへ理屈を述べているのが現状です。そんなムードを一掃すべく、 今回、大多喜高校再建のために提案いたします。よく執行部の皆さん、聞いておいてください。

大多喜高校は、創立より今日に至るまで、地域文化、地域教育の中核でありました。これからも当然、地元との連携は不可欠なものと考えております。現行において、より一層、協調関係を築くためにも、コミュニティースクール制の導入を図りたいと思いますが、いかが考えるのか、お伺いしたいと思います。これについては、担当課長である教育課長よりお願いします。

- 〇議長(野村賢一君) 教育課長。
- ○教育課長(古茶義明君) 大多喜高校にコミュニティースクール制度を導入するということ について、教育課からお答えさせていただきます。

現在、大多喜高校では、学校長が推薦いたしました地域住民、また保護者等の委員で構成されております開かれた学校づくり委員会を千葉県教育委員会が設置しまして、学校や地域の実情に応じた活動の検討、また地域との交流や教育力向上の取り組みの検討、また学校運営上の課題解決に向けた検討などに取り組んでいるということでございます。

仮にコミュニティースクール制度を導入すれば、学校運営の基本方針や教員の任用、それに対して意見を述べることはできます。今以上に地域、学校が抱えている課題に、共通認識のもと取り組むことが可能となります。それにより地域とのかかわり合いが深まり、この制度の目的であります地域とともにある学校づくりを推進していく上ではですね、大変有効であると考えております。

しかしながら、コミュニティースクール制度の導入につきましては、あくまでも県立高等 学校の設置者であります千葉県教育委員会が決定することであります。また、町としても本 制度の導入を県立高校に対して行うことはできません。

町教育委員会といたしましては、今後、県教育委員会が大多喜高校に学校運営協議会、コミュニティースクールが設置され、町側から委員として参加する機会があればですね、大多喜高校の学校づくりに積極的に取り組んで参画をしていきたいというふうに考えております。

- 〇議長(野村賢一君) 6番麻生剛君。
- ○6番(麻生 剛君) 教育課長は、前回の支援推進委員会ではなかなか建設的な提案、建設 的な意見を言っていたように、私は記憶して評価しております。しかし、今回のあれでは受

け身であります。町としてどうだとか、できないとか、そういう意見がこの町に蔓延している限り、大多喜高校もだめなんです。いいですか、教育課長。あなたの立場ではそういう言い方しかできないかもしれないけれども、一歩進めていただきたい。なぜならば、千葉県教育委員会も地域との密着を望んでいるんですよ。そして、文科省も望んでいるんですよ。

まだ正式には発表されていないかもしれませんけれども、4年後にはこのコミュニティースクールを全国に立ち上げるんだというのが文科省の方針なんです。いいですか。そのときに、また全国の上から言われたから大多喜町もやるんだとか、そのレベルにいたら、いつまでたっても変わらないんです。先取りするんですよ、もう見えているんですから。4年後にはほぼ全国に行き渡るでしょう。そのときに、一斉に鵜の目鷹の目のようにできるでしょう。しかし、その前から地道につくり上げていくんです。それこそ大多喜町の役目でしょう。大多喜高校の校長が頼りなければ大多喜町が引っ張っていく。千葉県は協力的ですよ。私、会ってきましたから。ですから、そのようにやはり地元がしっかりとしていく体制があれば県は望むし、そして当事者である大多喜高校も巻き込んでいく。大多喜高校だっていいことですからね。決してノーとは言えないと思います。

教育課長も一生懸命、その板挟みにあっての答弁でしょう。この間の支援推進委員会では、 建設的な、そういうようなアプローチをしたから、私は高く評価しておったんですけれども、 今回はもう一歩、原点に戻って、校長、高校も含めて巻き込んでいく、千葉県も巻き込んで いく、全国先取りする、そういうふうに方向性を変えるように、ひとつ優秀な役人の一人と してやっていただきたいと思います。

さて、先ほど来、いろいろ言ってきましたけれども、大多喜高校の再生戦略というのはど うでしょうか。私たちがやるしかないんじゃないでしょうか。もう大多喜高校任せ、県任せ、 これやめましょう。

今、町内には、3世代から4世代にわたり旧制大多喜中学、新制大多喜高校という卒業O Bがいるのも歴然たる事実です。これはすばらしいことなんです。大高ブランド、大中ブランドとして確立されているすばらしいことです。いわば地元における特定銘柄、特定名鑑ですよ。

伝統校として幾多の人材を輩出しておりますけれども、近年、文化面における活躍は目覚ましいものがあります。一例を挙げます。バイオリニストの宇佐美豊氏や声楽家の島津勲氏などは、内外で高く評価されております。聞けば、これら著名な方々が本年10月14日に大多喜町中央公民館において一堂に会し、ふるさと大多喜町、母校大多喜高校のために演奏す

るコンサートを開催するといいます。地元出身アーティストが、ふるさとを盛り上げるため に駆けつけてくださるこのイベントに対して、当然、町として協力関係の方向にあると思い ます。どのように対処するのか、お伺いしたいと思います。これは担当課長である生涯学習 課長より答弁を求めます。

- 〇議長(野村賢一君) 生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(宮原幸男君)** ただいまのコンサートの協力についての質問に、生涯学習課 のほうからお答えをさせていただきます。

10月14日に中央公民館で開催されます里山里の秋チャリティーコンサートにつきましては、大多喜高校出身の宇佐美豊さんや島津勲さんなど、コンサートやオペラなどで全国的にですね、活躍されている音楽家の方の演奏を生で鑑賞できる機会でありますので、教育委員会といたしまして後援をしているところでございます。教育委員会といたしましては、貴重な機会であるというふうに認識をしておりますので、町内の小・中学校の児童・生徒にコンサートの開催について周知を図ってまいります。

また、当日はですね、お城まつりも開催されることから、周辺はとても混雑が想定されるところでございますが、臨時駐車場を確保するなど、必要に応じまして側面から支援をしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

- 〇議長(野村賢一君) 6番麻牛剛君。
- ○6番(麻生 剛君) 生涯学習課長、教育委員会を代表して言っていただきました。私はね、教育委員会、この1年の間に教育長中心によく頑張っていると、私は評価しています。それはなぜかというと、この問題に対しては、とにかく積極的に教育委員会後援という形で、今、生涯学習課長が言ったように、バックアップしているんですよ。

ただ、私ね、ちょっとこれは足りなかったなと思うのは、日にちであります。日にち。これね、恐らく生涯学習課長も教育長もあれだと思ったんですけれども、お城まつりがね、私は聞いた話によると、最初は9月30日ぐらいじゃないかと思っていたんです。だから、1年ほど前から10月14日を押さえたんですよね。島津勲先生、そして宇佐美豊先生などのですね、あれを。きょうはその押さえた功労者の方も傍聴に来ていらっしゃいますけれども、そのようにですね、長期的に、1年前からこれは予測してお城まつりと避けてやったわけですから、今度はぜひお城まつりと競合しないように、やはりね、お城まつりに来る客層とこのコンサートはちょっと違うんでね。やっぱり大多喜に来たいという人が割れちゃう。そう

いう面ではね、今回もったいないんでね、次回からはこういう面での日程調整でも教育委員 会の皆さんにもお願いしたいと思います。

今言ったようにですね、この1年間、教育長を中心に、私が見ている限りにおきましては、こういう文化事業に関して非常に支援していると、これはやっぱり前回、1年前にご答弁いただいてから、私もずっと着目しておったんですけれども、言ったことをやる、これはやっぱりすばらしい行政ですよ、生涯学習課長も教育長もね。そして、いい形で教育委員会は、私はなってきたと思います。

ただ一つ、これ苦言を呈する意味じゃないんですけれども、お名前は出しません。以前ですね、やはり教育行政のトップをつかさどってくださった方は、一緒にですよ、大多喜高校に足を運んでくれたり、一緒に現場に行ってくれたりしたこともあります。しかしこれはね、非常にお時間がかかること、日程調整も難しいこともあって、一概にはですね、強制はできませんけれども、ぜひ今度はですね、そのような形でバッティングしないように、また恐らくこういういい企画は来年も続くでしょう。何か聞けばもう50年近く、半世紀やっていらっしゃるということですから、大多喜お城まつりより古いわけですから、ぜひとも協力していただきたいと思います。

それで、私は今回、大多喜高校再生戦略、いろいろと前回以来、この議会でも取り上げてまいりました。それは一つのアプローチなんですよ。コミュニティースクールの問題にしても、著名人、文化人、そういう人が、母校出身の人が集まってくると。ノーベル賞をとっている人がいればノーベル賞をとっている人を連れてくるのが一番いいんですけれども、まだそこまでのレベルじゃない。しかし、いるんですね、その世界では名立たる人が。

私もたまたま、幼いころより竹馬の友で知っておりましたので、宇佐美豊氏、そのご両親も文化人なんです。ご両親の書いたことが小学校の教科書になったことがありました。今、大多喜図書館では著作と記事が展示されております。もしお時間があれば見てください。郷土の生んだ偉大なる翻訳家、宇野輝雄先生の著作も載っております。私ども政治学を信奉した者としては毛沢東、そしてシカゴの市長であったデイリーさんを書いたボスとか、それ以外でももう童話の世界でも有名だと思います。「王さまの耳はろばの耳」、「たから島」。この宇野輝雄先生の訳本は胸をときめかせたものであります。そして、ご存じ、郷土出身、大多喜女子高校出身の遠山あき先生の、農村作家としての著作なども図書館には展示されております。

こういうですね、郷土の生んだすばらしい文化人を、亡くなってしまった方々ですけれど

も、こういう方がいたということを展示したあの企画もなかなかすばらしいものだと思いま す。ちょうどですね、図書館の奥のほうですけれども、ぜひ皆さん見ていただきたい。

そして、宇佐美豊氏のめいは、ご存じ、あの芥川賞作家、金原ひとみです。この幼少期、 大多喜のここで過ごしたんですよ。後に芥川賞をとった、最年少ですね。そのときのやっぱ りこの大多喜でのことが忘れられず、創作意欲をかき立て、そして恐らくいすみ鉄道のあの 鉄道風景にも心をときめかせたことでしょう。いずれですね、これは表彰規程の中に入るか どうかもわかりません。しかし、精神として、こういう偉大なる方々を顕彰することが、ふ るさとの次世代へと続く若者に夢と希望と励みを与えることになると思います。ひとつ執行 部の方々は、大多喜高校再生戦略だけではなく、そういうことも含めてトータルに考えて応 援していただきたい。

私どもが常に……

- ○議長(野村賢一君) 麻生君、一般質問の質問事項からちょっと話が大分……。何の宣伝か わかりませんけれども、ちょっとずれてきているので、よろしくお願いします。
- ○6番(麻生 剛君) はい。議長のご指導もありましたので、再び詰めて話を進めたいと思います。私ども議員は、一般質問の時間が限られております。その時間を有効に、そして執行部の答弁を引き出しやすいように私も努力しておりますので、議長のご指導に基づきまして行いたいと思います。

私どもは常に歴史の審判の法廷に立たされております。つまり、政治家の言葉というのは 重いんです。政治家というのは結果責任です。常にそのときそのときは正しいと思い判断し て行動しているはずであります。しかし、結果がだめなら退場しなくてはいけないんです。 どんなへ理屈を並べてもだめなものはだめなんです。

県立大多喜高等学校はどうでしょうか。定員に満たないんでしょう。定員に満たないということは赤点じゃないですか。これ、結果責任として、本来は退場であります。それをよく頭に入れていただきたい。町として支援推進委員会はどうですか。歴史のこの法廷の重みに耐えられるのですか。先ほど言ったように、主体は大多喜高校だとか県立だとか言っては、この歴史の法廷に立たされている私どもとしては、その重みに耐えられないと思います。志願者が定員に満たないんですよ。卒業生はどうですか。大学に入っているんですか。試験を受けて入っているんですか。そして、支援推進委員会のときにもいろんな要望が出ました。要望に応えているんですか。全く私があれ以来、聞く限りにおいてはですよ、やっているのかもしれない。全く無策であると。関係各位には猛省を促したいと思います。

きょうは、私は担当課長にも答えていただいた。そして、通告してありますように、全部 支援推進委員会は副町長がトップであります。私がこの間傍聴させていただいた。副町長の 答弁、お願いしたいと思います。

- 〇議長(野村賢一君) 副町長。
- ○副町長(鈴木朋美君) 大多喜高校の支援推進委員会の委員長という立場でということでございますけれども、今、麻生議員が私に質問されていることは、質問要旨にありましたコミュニティースクール制度ということで考えてよろしいでしょうか。この場合につきましてですね、このコミュニティースクール制度につきましては、法律の中で努力義務というようなこともされているということは私も知っております。この件につきましては、やはり学校長、それと県の教育委員会が、これ十分協議した中で、その制度化につきましては検討してですね、それを採用するか採用しないかは、そこの組織の中でやはり決定すべきだと、こう思いますので、推進委員会としてはですね、この議会の中でこのようなコミュニティースクール制度の採用についてのキソンがあったというようなことはですね、次回の推進委員会の中でちょっと触れてみようかなというふうに考えます。

以上です。

- 〇議長(野村賢一君) 6番麻生剛君。
- ○6番(麻生 剛君) 副町長、あなたはそこでのトップである。そこでの言葉は重いんですよ。先ほど来、私は言ったはずです。高校だ、県だとかじゃなくて、町としてはこういう声が出て、一緒になって地域と連携してやろうじゃないかと、大多喜高校の校長先生、学校の生徒さん、一緒にやろうよと、そういう積極的な姿勢がなければ、ただ言うだけで終わっちゃいます。ここが大きな問題なんですよ。

私は思いました。先ほど来、言っているはずです。 4年後にはもう全国でできちゃうんですよ。それは多少予算案の問題で、麻生、 4年たってもできなかったって 5年後にはできますよ。私は、これちゃんと方針を聞いてきたわけですから。国の方針聞いてきました。県の方針も聞きました。だったら、今やれば先の利益があるんですよ。どうですか。みんなが乗ろうとすると、そのときに必死になって乗るんじゃなくて、先に乗るんですよ。

そして、大多喜高校が、県立大多喜中学で、県下で3番目にできたというあれだって、大変な競争だったんでしょう。そのようなときに、この片田舎の大多喜でできたというのは、 それだけ大多喜の文化、教育水準が高かったからでしょう、情熱があったからでしょう、熱意があったからでしょう。 今、副町長の言葉を聞く限りにおいては、ただ儀礼的、役人の答弁そのものであります。 あなたは、私は若いころから知っているけれども、非常に優秀な頭脳明晰な方でした。しか し、その地位になって守ろうとしているんですか。そんな役人であったら、私が求めたあな たではない。あなたは立派な人でした。よくやってくれた。

5分前になりました。時間がこのようにみんなに平等に与えられます。私の言いたいこと も全ては言い尽くせないかもしれません。しかし、気持ちは伝わったと思います。

私は、先日、ある地区の住民懇談会に出ました。これはすごく活気がありましたね。議会の皆さんもこれからいろんな住民懇談会に行くでしょう。私はいい勉強をさせていただきました。そのときの人たちの意見、行政は住民本意であるべきである、住民の気持ちに寄り添うべきである、こうおっしゃっていましたよ。私はそのとおりだと思った。頭を下げましたよ、申しわけないと。しかし私も、一緒になってやりましょうと、その方々と言いました。私は一緒になってやりますよ。副町長、推進委員長として一緒になってやりましょうよ。過去は問いませんよ。これから一生懸命やりましょう。

私は、住民の気持ちを常に今、最前線で酌み取る立場として、昨年1月に町会議員に復帰させていただきました。この間、執行部と住民とのかけ橋となる役割を担わせていただいております。一連の町当局の答弁の中には、必ずしも的を射た回答があったとは言えないでしょう。これらは今後の課題として、十分かみしめるべきだと思います。この町に生まれ、この町に生き、この町で朽ちていくのが私たち住民です。住民の生の声を聞き、話し合って出てくるのが、町執行部と私たちとの間でまだある大きなギャップであります。それは行政の行う優先順位が多少、いや大きく住民の望んでいることと離れているのではないでしょうか。

このことに関しては、今回、言いそびれておりますので、次回、述べさせていただきます。 住民が望むことを最優先にやらなくてはいけないんですよ。今後、あらゆる機会、この議会 もそうでしょう。それ以外でも、私は、執行部には住民の立場に立っておきゅうを据えさえ ていただきます。しかし、これは町民、住民からの愛のむちと思って受け取ってください。 私は、個人的な感情でどうこう言う立場ではありません。しかし、やはり認めるところは認 める、そして謝罪すべきところは謝罪する、その上で前に進むんだと思います。

6番麻生剛の一般質問、ここで終わらせていただきます。長い間ご清聴ありがとうございました。

○議長(野村賢一君) ご苦労さまでした。

ここでしばらく休憩します。会議は 11 時 21 分から開催します。よろしくお願いします。 (午前11時11分)

○議長(野村賢一君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時20分)

◇山田久子君

〇議長(野村賢一君) 一般質問を続けます。

次に、11番山田久子君の一般質問を行います。

11番山田久子君。

〇11番(山田久子君) 11番山田久子でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。 本日は大綱3点にわたり質問をさせていただきます。

最初に、大綱1、林業振興に向けた町の考えについてお伺いをいたします。

ご承知のように大多喜町は、森林面積が町の約 70 パーセントを占めております。森林は林業の振興や地球温暖化対策、防災対策、水源としての役割や鳥獣の住みか、豊かな海を育むなど重要な役割を担っております。

2019 年4月より新しい国の施策も施行されるようでございますが、これを機に本町としても林業振興により力を入れ、森林の整備と成長産業化を目指してはどうかと考えるところでございます。

そこで 2019 年4月に施行される森林経営管理法とは、どのような法律なのか。これによりどのような効果が期待されるのか。また、この法律を受け町としてはどのように取り組んでいく考えでおられるのか、お伺いをいたします。

- 〇議長(野村賢一君) 産業振興課長。
- **○産業振興課長(西川栄一君)** それではただいまのご質問に対し産業振興課よりお答えいたします。

まず、森林経営管理法とは何か、どのような効果が期待されるかについてご説明をいたしたいと思います。

森林経営管理法は、伐採の時期を迎えようとしている人工林がある一方で、所有者の管理、 経営意欲が乏しいことや、所有者や共有者がわからず手がつけられない森林が多く存在して いるなどの背景があることから、森林所有者の所有する森林についての管理などの責務を明確化するとともに、管理が行われていない森林について市町村が仲介役となり、管理が行われていない森林の所有者の意向を確認した上で、その森林を借り受け、集積し、意欲と能力のある林業経営者にその管理を委託することで、林業経営の効率化及び森林管理の適正化の推進を図り、林業の持続的発展及び森林の多面的機能の発揮に資することを目的とする新たな制度でございます。

次に、期待される効果について、森林所有者、林業経営者、市町村のそれぞれの立場から 考えられる効果について、説明をいたします。

初めに、森林所有者においては、市町村が介在してくれることにより長期的に安心して所有森林の管理を任せられること。また、意欲と能力のある林業経営者が所有森林の管理を行うことによる収益の確保が見込まれることが期待されます。

次に、林業経営者におきましては、集積した森林の管理ができるようになり経営規模の拡大や雇用の安定、また、間伐や道の整備が効率的に実施できる効果が期待されます。

最後に、市町村におきましては、管理されずに放置されていた森林が活用され、地域経済 での活性化への寄与、有害獣被害の低減、また、間伐の手おくれの解消や、間伐後の再造林 が促進され、土砂災害等の災害発生リスクの低減等が期待されます。

次に、本町の取り組みについてでございますが、森林経営管理法では森林所有者の経営管理に関する意向調査を行い、町に経営管理を委託したい者の森林の把握・集積を行い、林業経営に適した森林については町から林業経営者へ経営管理の委託を行うこととされています。そのため、現段階では森林所有者の意向調査の実施方法の検討ですとか、実施に必要な準備から進めてまいりたいというふうに考えておりますが、町の実情及び県内の市町村の状況等も考慮しながら、引き続き町の取り組みについても検討していきたいと考えております。

〇議長(野村賢一君) 11 番山田久子君。

以上です。

○11番(山田久子君) ありがとうございました。

今のお話を伺いますと、今まで森林を整備していく上でのさまざまな問題が少しずつ解決 をされるような方向になるのかなという思いを受けたところでございます。

その上で、森林の管理・整備をしていくには、路網の整備であるとか作業道整備ということが大変重要であるというふうに伺っております。それには山の集約ということが大切になってくると思うんですけれども、この山の集約については、町はどのように進めていく考

えでいますでしょうか。

- 〇議長(野村賢一君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(西川栄一君) ただいまのご質問に対し、産業振興課よりお答えいたします。 山の集約ということでございますけれども、一番最初に意向調査をやることが必要かなと いうふうに考えております。意向調査をやるに当たりましては、境界の確定しているほうが 仕事を進めやすいということでございますので、そういうところからやっていくことが効率 的かというふうに考えております。

本町の場合ですと、地籍調査も行われておりますので、そういうところからやるということも一つの方法と考えておりまして、まずは意向調査をして集約できるところを集約していくというようなことがいいのかなというふうに今の段階では考えております。

- 〇議長(野村賢一君) 11番山田久子君。
- **〇11番(山田久子君)** 今、課長のご答弁ですと意向調査、調査等していくということでございます。やはり調査がなければ前に進まないというのは理解できるところなんですけれども、この調査には大変長い時間がかかるのではないかと思います。

今、課長のご答弁でありましたように、地籍調査が進んでいるところからということでございましたけれども、もしそうであれば、そういう森林のところを、森林の集約モデルとして、モデル事業としてやってみるお考えはないでしょうか。ある意味、成功事例というものを部分的ででもつくって、こういうものなんだよということがわかると、またほかの方にもやってみようかなという、そういう意識づけというか、そういうものが見える化できてくるのではないかと思うんですけれども、森林の集約のモデル地域をつくって、まずそこから始める。調査だけをずっと長く続けるのではなくて、モデル地域もつくりながら進めるという考え方いかがでしょうか。

- 〇議長(野村賢一君) 産業振興課長。
- O産業振興課長(西川栄一君) ただいま、モデル事業としてやっていったらどうかということでございますけれども、現段階で、まだ先のことを考えられておりませんので、一つの意見として今後町の取り組みを決めていく中で、参考にしていきたいなというふうに考えております。
- 〇議長(野村賢一君) 11番山田久子君。
- ○11番(山田久子君) わかりました。それと、今後進める中でこのモデル地域をつくりながら見える形、こういうふうにすればこういうふうになるんだというものが見えるような形

というのもいいのかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

それと、この森林整備に取り組もうという積極的な方があらわれてきた場合なんですけれ ども、今まで以上にいろいろな面での相談や支援に、町として力を貸していく考えがあるか どうか、その辺はどのように町は考えておりますでしょうか。

- 〇議長(野村賢一君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(西川栄一君) 当然、森林の整備が進む中で、森林整備をやる方についているいろ問題が出てくるかと思いますので、その際はそういうお話を聞いて何か解決できる方法が町のほうでできるようであればやっていきたいと思いますけれども、現段階ではまだ何もこの先のことは決まっていませんので、その辺も参考にして今後の進め方を決めていきたいなというふうに考えております。
- 〇議長(野村賢一君) 11番山田久子君。
- ○11番(山田久子君) 今回の森林の集約の整備に関しまして、まだ決まっていないということでございますけれども、先日、あるところの講習というかシンポジウムに参加しましたときに、この森林事業に携わっていく中でどうしてもやはり所有地の問題ですとか、いろいろと弁護士さんの意見を聞いてみなければわからないというような、そういった事例というのも出てくるということを伺いました。直接訴訟になるとかそういうことではなくて、事前にこういうケースはどうなのかというような場合があるそうなんですが、そういった弁護士さんとの相談等が生じるようなケースの場合に、町としても例えば町民の方からこういう場合はどうなんでしょうかというような依頼があった場合に、相談に乗ってもらうというようなことは考えていっていただくことというのは、可能な範囲になってくるものなんでしょうか。今時点の見解でいいんですけれども、なかなかやはり森林というのは非常に難しい部分もあるようなので、町としてどの程度ご協力いただけるのかというのをちょっと伺えればと思います。
- 〇議長(野村賢一君) 産業振興課長。
- **○産業振興課長(西川栄一君)** 弁護士等の相談ができるかということでしょうか。ちょっと 今の段階で、その辺答えることができませんので、今後また森林整備の事業を進めていく中 で検討課題の一つなのかなというふうに考えております。
- 〇議長(野村賢一君) 11番山田久子君。
- **〇11番(山田久子君)** すみません。その辺の質問で、大変難しい部分もあるかと思いますけれども、町としてお力添えいただけることがありましたら、この弁護士さんとの必要に

なった場合のかかわりというのもご検討いただき、アドバイスという部分になると思うんで すけれども、またご検討いただければと思います。

次に、森林整備には林地台帳というのが公表されますと、先ほどの話もありましたように 所有者や森林の境界線がわかりやすくなって管理の精度が上がると言われております。町と しては、この林地台帳について今後公表をしていくお考えがあるかどうか、お伺いしたいと 思います。

- 〇議長(野村賢一君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(西川栄一君) 林地台帳を公表していくかというご質問でございますが、林地台帳につきましては、森林所有者の所在が不明な森林や、境界が不明確な森林が増加しておりまして、森林整備に支障が出ているというような状況がございまして、平成28年5月の森林法の改正により市町村が同一的な基準に基づき、森林の土地所有者や森林の境界に関する情報などを整理・公表する制度として、林地台帳制度というものが創設されております。これについては、都道府県のほうは統一的な整備方針を立ててシステムを構築してやっていくというような方針が出ておりまして、千葉県におきましても、千葉県森林クラウドというシステムをつくって、そこに市町村が参加して公表していくというような手続を今進められておりますので、大多喜町におきましても、一応そちらのほうに参加して公表していく予定で今、事務を進めております。
- 〇議長(野村賢一君) 11番山田久子君。
- **〇11番(山田久子君)** それは来年の 10 年度から市町村に公表が義務づけられていると思 うんですけれども、それがこの森林クラウドになってくるということなんでしょうか。

(「そのとおりでいいと思います」の声あり)

- 〇議長(野村賢一君) 11番山田久子君。
- **〇11番(山田久子君)** そうしますとこれはいつごろぐらいから公表ができるような形になるのか。また、その公表の前においては、そのクラウドが導入される前の公表というものについては、町はどのように考えているのか教えていただければと思います。
- 〇議長(野村賢一君) 産業振興課長。
- **○産業振興課長(西川栄一君)** 時期のほうですけれども、今、県のほうで来年度ということ で進めておりますので、私の認識の中では来年4月1日からかなというふうに感じておりま す。あと、公表前の公表ということでよろしいんでしょうか。
- 〇議長(野村賢一君) 11 番山田久子君。

○11番(山田久子君) 一応義務づけが来年の4月でございますので、もしそれがもっとずっと遅くなるということ、秋とか冬とかというふうになるのであれば4月からそれまでの間というふうにちょっと思ったもので、4月からの公表がしていただけるということであれば、ぜひその方向でお願いしたいと思います。実際にもう森林に携わっている人の中で、そういうったものが公表してもらえるとありがたいんだけれどもという意見もいただいておりましたので、ちょっと伺わせていただきました。じゃ、4月からということで考えさせていただきます。ありがとうございます。

続きまして、次の質問に移りますけれども、国の制度では森林バンクの創設がうたわれていると思いますけれども、これは森林の集約、所有者が不明森林の対応など、大変手間と根気のいる仕事になるかと思います。先ほどの課長の答弁にもありました、森林経営管理法の中での事業になってくると思うんですけれども、これには山の状況などの熟知も大変必要になってくると思います。腰を据えて林業事業に取り組む職員の役割というのが大変重要になってくるのではないかと考えるところなんですけれども、町は今後林業にかかわる人材について、どのようにお考えになっているのかお伺いをしたいと思います。

- 〇議長(野村賢一君) 産業振興課長。
- **○産業振興課長(西川栄一君)** 職員と人材というのは、教育とか組織の体制とかそうような 考えということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○産業振興課長(西川栄一君) まず、職員の教育・育成とかという部分でございましては、現在、職員の中に林業に熟知し、現場経験がある職員はおりませんが、県内市町村でもまず同じようなことがいえるのかなというふうに思います。それで今後県により実施されると思われる職員向けの研修会等には、積極的に参加していきたいなというふうに考えております。また、意向調査等の事務を森林組合の職員ですとか、県の職員のOBなどから選ばれました者が行う地域民生アドバイザー制度というのが……。

(「マイクもう少し近く、聞こえない」の声あり)

〇産業振興課長(西川栄一君) すみません。

また、意向調査等の事務を森林組合等の職員や県職員のOBなどから選ばれた者が行う地域民生アドバイザー制度の活用というのができるようでございますので、そういうものの制度の活用や委託などを検討していく必要があるのかなというふうに考えています。

また、職員の体制については現段階では、他の業務を兼ねる任務の担当の職員が一人おり

ますので、現状ではこの体制でいいのかなというふうに、担当課としては考えております。

- 〇議長(野村賢一君) 11番山田久子君。
- **〇11番(山田久子君)** 私、先日、林業を進めていらっしゃる、ある行政区のお話を伺わせていただきました。

豊田市さんの職員の方が来ていただいてお話、林業をこのように自分の市では進めていますというお話でございましたけれども、規模も違いますし、いろいろなものも違うんですけれども、豊田市さんでは林業の担当職員だけで 20 名いらっしゃるそうです。その中でその日にご説明に来てくださっていた方は、林業の係というんでしょうか、職について既に7年続いているということでございました。やはり林業は山の地形だとか、いろいろなもの、また、地権者さんの関係とかという問題とかいろいろなものがあって、大変根気のいる仕事であるということで、やはり1年や2年で変わってできる仕事ではないんだなというのを、話を聞いていて感じたところでございます。

本町としては、職員の人数も違いますし、その辺の山の規模も違いますので、人数について私がどうのこうのということは言えないんですが、やはりこれを機会に林業に熟知した職員の方も必要になってくるのではないかなと思うところでございます。職員人事でございますので、私どもがどうのこうの言えることではないんですけれども、やはり一つそういった取り組みをしているところがあるということで、ご参考にしていただくことができればと思います。

ちなみに、その豊田市さんでおっしゃられていたのは、先ほどお話をさせていただきましたように、山の集約化ということが一番大事だそうでございます。集約をしてくることによって、例えばAの山、Bの山、Cの山ということを集約することによって、初めて相対的に道をつくっていくことの計画が立てられるそうなんです。Aだけだと小さな道になってしまいます、Bだけだとやはり同じですね。まとまることによって大きくその道をつくっていくことができる。道ができれば今だけの作業ではなく、将来的な林業の整備にもきちっとしたものとして役立てていくことができるということで、集約化と道をつくるということ。これは一番手間もかかりますし、後々の林業の活性化にもまた一番生かしてくるということができるそうでございますので、そういった意味でも経験というか、そういう職員が必要ではないのかなと思いましたことから、一つご意見として申し上げさせていただきたいと思います。すみません。

次に、森林環境譲与税の本町への交付予定額は幾らになるのか。本町ではどのように活用

する考えでいるのか、お伺いしたいと思います。

- 〇議長(野村賢一君) 産業振興課長。
- **○産業振興課長(西川栄一君)** ただいまのご質問に対しまして、産業振興課よりお答えいたします。

まず、森林環境譲与税の本町への交付予定額でございますが、現段階での見込みとなりますが、県から示されている額は平成31年度は、389万円となっております。

次に、活用方法でございますが、森林環境譲与税の市町村における使い道は、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及・啓発等の森林整備及びその促進に関する費用とされていることから、先ほどの質問でも答弁しましたとおり、森林経営管理法における取り組みとして、現段階では意向調査の実施・準備等に係る経費及び林地台帳の公表に係る経費に充てることを考えており、その他については、現在、検討しているところでありますが、町の実情、県内市町村の状況及び先進地の事例等を参考にしながら、目的に合った活用方法を決めたいと考えております。

また、森林環境譲与税については、基金を設置し積み立てることもできるとされていることから、活用方法等、支出の時期が決まるまでは、譲与された森林環境譲与税を基金に積み立てることも検討しております。

以上でございます。

- 〇議長(野村賢一君) 11番山田久子君。
- **〇11番**(山田久子君) 今の使い道についてお話をいただきました。そのほかのものについては検討を今しているということなんですけれども、その検討の中に例えば今言いましたように、作業道を建設する際の補助金であるとか、林業を通じた地域経済にも貢献するような取り組みに対して、この森林環境譲与税を充てることはできないものかと考えます。もしできるというようなことであった場合には、要望などがあった場合に支援をしていく考えがあるかどうか、お伺いしたいと思います。
- 〇議長(野村賢一君) 産業振興課長。
- O産業振興課長(西川栄一君) 作業道と地域振興に使えるかどうかということでありますが、 目的に合っている内容であれば使うことは可能だと思いますが、現段階で具体的な作業道と いうふうに出ておりますけれども、確かに森林整備をする際に、作業道というのは非常に重 要な部分を占めると思いますので、必要なのかなというふうには考えておりますが、まずそ れ補助ができるかどうかというのは、また別の問題で、先ほども言いましたように、389 万

円という額でございますので、余り大金な額ではありませんので、その中でできる範囲で、 今後そのようなものに使えるのかどうかというのを検討していきたいなというふうに考えて います。

- 〇議長(野村賢一君) 11番山田久子君。
- ○11番(山田久子君) すみません。先ほどの389万円というお答えをいただいた金額なんですが、これがきっと一番正しい数字だと思います。ただ、私がいろいろうわさで聞きますと、もう千万単位でくるというような話も聞いたりとか、これがどこが事実なのかというところが非常に難しいところなのですが、今後も平成31年度以降にも、この森林環境譲与税というお金は交付をされてくるのかと思うんですけれども、その中で今お話がありましたような作業道の整備であるとか、場合によってはその森林環境譲与税を使った長い目で見た林業家の育成という形に使っていくことはできないものなのかなと思うところでございます。

例えば鳥取県のある町では、町有林の 60 ヘクタールを提供して、いつでも誰でも真剣に 林業を学べる環境を整備しているようでございます。若手林業家と町が自伐型林業塾を合同 開催し、内容は伐倒、排出、作業道開設など、講師を招いての勉強会を学んでいるようです。 やり方としてはいろいろあると思うんですけれども、林業家の育成という部分にもこのお金 を使っていくということができないのか、今後の検討の中に含めていただくことはできない ものかと思いますが、いかがでしょうか。

- 〇議長(野村賢一君) 産業振興課長。
- **○産業振興課長(西川栄一君)** 林業家の育成ということでございますけれども、森林環境譲 与税の中では担い手の確保とかそういう部分、あるいは人材の育成というのがありますので、 使い道としては可能なのかなというふうには考えておりますが、町でそれを使っていくかど うかについては、今のご意見等参考にしながら、今後決めていくことになるかと思います。
- 〇議長(野村賢一君) 11番山田久子君。
- ○11番(山田久子君) 新しい制度でございますので、まだ具体的なものは見えていないと 思いますけれども、やはり先の提案ということで、ご検討いただく際に参考、また考慮して いただくことができればありがたいかと思います。

それでは、次に移らせていただきますが、地域おこし協力隊の受け入れによる林業プラス Xによる自伐型林業とその支援・育成について伺います。

プラスXとは、林業とさまざまな副業を組み合わせ、林業振興と定住促進を目指すものです。副業区分は農業や、観光業、自身の特技など何でもよいと思います。有害鳥獣対策の取

り組みも考えられるかもしれません。季節や時間、曜日など林業と副業の働き方の組み合わせは、いろいろな形があると思いますが、例えば祖父の山や山主にかわって、山林経営を行う自伐型林業家として、地域おこし協力隊の方を受け入れている町もあるようです。

本町でも地域おこし協力隊の受け入れをし、林業の活性化に力を入れ支援・育成をしてい く考えはないかお伺いいたします。

- 〇議長(野村賢一君) 産業振興課長。
- O産業振興課長(西川栄一君) 地域おこし協力隊の受け入れによる自伐型林業とその支援・ 育成についてというご質問でございますが、現在、林業振興に関する業務を活動内容とする 地域おこし協力隊を平成 31 年度から受け入れる予定で準備を進めております。今回募集す る地域おこし協力隊は、将来的には自伐型林業を目指す方が応募されると思われますので、 今後支援・育成の必要性も含め、支援等の方法について、先進地の事例を参考にするなどし て、その方法も考えていきたいなというふうに思っております。 以上です。
- 〇議長(野村賢一君) 11番山田久子君。
- ○11番(山田久子君) ありがとうございます。

町でも考えていただいているということで、本当にありがたく思います。

ちなみに、31 年度からの地域おこし協力隊さんの中で、林業に携わっていただく予定でいる方は何名ぐらいを募集されていらっしゃるんでしょうか。

- 〇議長(野村賢一君) 産業振興課長。
- **○産業振興課長(西川栄一君)** すみません。うちのほうで考えております地域おこし協力隊 の今言った林業業務に携わる方は、一応2名を募集することで今、準備を進めております。
- 〇議長(野村賢一君) 11番山田久子君。
- **〇11番(山田久子君)** わかりました。どうぞよろしくお願いいたします。

また、支援をして育てていただかないとなかなか難しいかと思います。また、本町は林業をなさっている方のお話を聞きますと、山が深いというんでしょうか、高いというんでしょうか、なかなか木の切り出しですとか、排出も難しいようなところも伺いますので、やはり教育という部分でもお願いをしていきたいなというふうに思います。けがのないようなことが一番大事だと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

続きまして、大綱2、狭隘道路の……。

〇議長(野村賢一君) 山田さん、ここで時間の都合で区切りたいと思うんですけれども、よ

ろしいですか。

- 〇11番(山田久子君) 結構です。
- ○議長(野村賢一君) 大綱2を午後から一番ということで。

それでは、ここでしばらくの間休憩いたします。

会議は午後1時から再開しますので、よろしくお願いします。

(午前11時51分)

○議長(野村賢一君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

〇議長(野村賢一君)11 番山田久子君の一般質問を続けます。11 番山田久子君。

○11番(山田久子君) 次に、大綱2、狭隘道路の拡幅支援についてお伺いをいたします。 以前にも狭隘道路につきましてはご質問をさせていただいたところでございますが、狭隘 道路は火災発生時や救急活動時に救急車両が進入できず、消火活動のおくれによる延焼拡大 や傷病者の搬送に時間を要することなど、また衛生車両の進入や災害時の重機の搬入が難し いことなどの問題がございます。

町では町道認定されている狭隘道路の対策についてどのように取り組んでいるのか、補助 金制度も含めお伺いをいたします。

- 〇議長(野村賢一君) 建設課長。
- **〇建設課長(吉野正展君)** 山田議員の質問に建設課からお答えをさせていただきます。

町道認定されている狭隘道路の対策についてですけれども、現在町にはさまざまな要望が 各区から提出されており、その中には幅員の狭い道路の拡幅要望も提出をされております。

町では、既に要望があり、また第3次5カ年計画に計上されている路線から、また実施計画に計上されている路線の中でも周辺住家の状況や緊急性等を考慮して順次事業を進めております。

この狭隘道路の拡幅についてでございますが、関係区の協力が必要であり、とりわけ土地 所有者のご理解が不可欠であります。道路工事につきましては、多額の費用を要すること、 また多くの要望があることなどから、これから計画する集落内の道路拡幅につきましては、 全ての区間を拡幅するのではなく特に狭い所、屈曲や車の行き違いができるような待避所の 設置など、関係区とよく内容を協議して拡幅等の事業を進めてまいりたいと考えています。 以上でございます。

- 〇議長(野村賢一君) 11番山田久子君。
- ○11番(山田久子君) 補助金などはどのような形の制度になっておりますでしょうか。
- 〇議長(野村賢一君) 建設課長。
- **〇建設課長(吉野正展君)** 現在、町道の拡幅については町のほうで実施しておりますので、 補助金とかそういうものは現在のところはございません。
- 〇議長(野村賢一君) 11番山田久子君。
- **〇11番(山田久子君)** 続きまして、それでは町道認定されていない狭隘道路の対策についてはどのように取り組んでおられるのかお伺いいたします。
- 〇議長(野村賢一君) 建設課長。
- **〇建設課長(吉野正展君)** 山田議員のご質問に建設課のほうからお答えさせていただきます。 町道認定されていない狭隘道路の対策についてですけれども、町道認定されていない道路、 これには農道や林道、また道路法の適用を受けない法定外公共物、いわゆる赤道がございま す。

この赤道でございますけれども、いわゆる里道、あるいは住家に通ずるものがあると思いますが、これにつきましては利用されている方の多くは特定の方であると思われますので、その拡幅等につきましてはその利用者や土地所有者の方により実施していただくものと考えており、町での実施については現在のところ考えておりませんので、ご理解くださるようお願いいたします。

以上でございます。

- 〇議長(野村賢一君) 11番山田久子君。
- ○11番(山田久子君) 今伺いました町道認定されていない道路において、赤道もしくは青道も入っているのではないかと思いますけれども、この管理については法改正がされたときにこちらのほうの管理ということが、町の管理ということに位置づけをされているのではないかと思います。

その上で地域の住民の方がご使用されているということで管理として今地域住民のほうに 委託をされているというケースなのではないかと思います。

こちらのほう、そうしますと私が思いますには、こちらの町道認定されていない道において拡幅の要望があるという場合においては、町道と同じように町としての狭隘道路の対策に

取り組むべきではないのかと考えるところなんですけれども、町はその点どのようにお考えになりますでしょうか。

- 〇議長(野村賢一君) 建設課長。
- ○建設課長(吉野正展君) 山田議員さんの言われるとおり、現在法定外公共物、いわゆる赤道・青道については町のほうの管理というところについては異論がないところでございます。ただし、そこの拡幅工事につきましては、先ほど申しましたように特定の方が利用されていることなどから、管理についての材料支給、これについては町のほうで補助制度ございますけれども、拡幅については現在町のほうでは実施していないというのが現状でございます。以上でございます。
- 〇議長(野村賢一君) 11番山田久子君。
- **〇11番(山田久子君)** 特定の方というのはどういうような認識をさせていただいたらよろしいでしょうか。
- 〇議長(野村賢一君) 建設課長。
- ○建設課長(吉野正展君) 今回のご質問につきましては、赤道の拡幅ということで、いわゆる町道からいわゆるご自宅へ入る道路、いわゆる進入路というのですかね。これについては多分赤道とかそういうものを使って家のほうに入っている方が多いのかなと、そういうことで、今ご質問になりました特定の方というのはその家に入る方とか、ほかのまた家に入らなくてもその先に農地があったりとか、そういう方が主に利用されている方、特定の方ということで私のほうはご説明をさせていただいたところでございます。
- 〇議長(野村賢一君) 11 番山田久子君。
- ○11番(山田久子君) 今の課長のご答弁を聞いておりまして、町道から明らかに個人の私 有地に入るだけの赤道であったりとかする場合にはいたし方がないかなと思うんですけれど も、例えば町道からその赤道を使っていらっしゃる家が何軒かあったような場合というのは あると思うんですね。そういう場合というのはやはり一種の町道という認識ができないもの かなと思うんですが、その点はいかがでしょうか。
- 〇議長(野村賢一君) 建設課長。
- **〇建設課長(吉野正展君)** あくまでも町道認定されている道路について、町のほうでいろいるな地区の要望をいただいた中で計画しているものでありまして、これが赤道もそれに準じてということでありますけれども、私どもの判断としましては道路、いわゆる町道か法定外かということで判断をさせていただいているというところでございます。

- 〇議長(野村賢一君) 11番山田久子君。
- ○11番(山田久子君) 住人の方の中からいただいたご意見の中で、町道に格上げしない手前でいいんだと、まずこの今赤道になっているところを本当に自分たちでやろうとしてもなかなか難しい、お金がかかったりとかいろいろな問題があるということご意見をいただいております。

先ほど課長が町道を拡幅する場合においては地権者の皆さんのご了解をいただく、そういうことができればいいというお話でございましたけれども、この赤道に面している方、それに関係している方たちが土地は提供してもいいよと言ってくださっても、やはりそれを自分たちでやろうとなりますと、やはりじゃ今度測量が必要だよね、何が必要だよねということで、やはりかなり多くのお金がかかってしまうということの中でなかなかそこからが難しい、だけれども本当に道が狭くて日常生活でも不便を来しているんだというお声がある中で、少しでもその拡幅に対して町として支援をしていただくことができないだろうか、その上でまた同じように町道認定は町としてできないけれども、地域の皆さんで今までどおり管理してくださいねということであれば、管理はまたしていくと、そういう中で町道と同じように拡幅に対する考え方をしてもらうことができないものなんでしょうかというご意見をいただいているんですけれども、この点町はどのようにお考えになられますでしょうか。

- 〇議長(野村賢一君) 建設課長。
- **〇建設課長(吉野正展君)** 山田議員さんのおっしゃっていることは十分私どもも承知しているところでございます。

確かに赤道があって、道路拡幅にはたくさんの経費とその他測量等もかかることは十分承知しているということはありますけれども、あくまでも町の管理下としての道路につきましては、建設課としましては町道というある程度の線を引かせていただいて、そこにつきましては町のほうで支援ないし拡幅しているというような計画に上げられるんですけれども、赤道いわゆる法定外公共物の拡幅につきましては、地元の方等でやっていただくというところで現在町のほうの考えとしては統一しているところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(野村賢一君) 11番山田久子君。
- ○11番(山田久子君) やはりなかなか難しい問題なのかなというふうな感じを受けます。 課長がどうのこうのということではなくて、なんでうちのところだけ赤道なのと、町道と 認定してくれればいいじゃないと、率直な町民感覚でいうとそういうふうに思ってしまうわ

けですけれども、それがいや違うと、町道じゃないと言われてしまっても、いやでも法定外 公共物、赤道は町の管理になるというふうに法改正があったときになったよねみたいな、 ちょっとこのような矛盾を感じるところでございます。

非常にこの辺というのは、法的な問題、財政的な問題、いろいろなものがあるのかと思いますけれども、やはり町道認定をされていても狭いところ、またこのように赤道とかで狭いところ、この問題は私が言うまでもなく、町としても本当に長年にわたって対応策として要望が多い部分で本当にいろいろな問題の中で検討していただいていることではないかと思うんですけれども、やはり道があるということは、以前も申し上げましたけれども、やはりそこに住むのにも安心して住める、非常に大事なものだと思います。

課長のおっしゃること、また町の考え方としてはきっとそれが正しいのかもしれません。 行政的には正しいのかもしれないんですけれども、そこに住んでいる地域住民にしますと、 例えば私なんか思うんですけれども、だって道をつくったのは町がそこにつくったのであっ て、こっちへつくってくれたらうちは端じゃなかったよねという考え方もできるというとこ ろもあると思うんですね。

ですから、本当に難しいとは思うんですけれども、地域・区とか、個人はもうしようがないと思うんですけれども、区や地域から上がってきていただいている問題に関しましては少しでも地域の皆さんのお声に寄り添っていただけるように、またぜひお力添えをいただきたいと思います。

やはり困っているから区や地域から声が上がってきているんですね。何とか我慢できているというものに関しては、多分皆さん我慢してくれていると思うんです。心配がある、問題があるから町へお願いをしていると思いますので、ぜひ今後とも決めつけないで再度ご検討いただく幅を持たせていただくことができたらと思うんですけれども、課長いかがでしょうか。

- ○議長(野村賢一君) 町長お願いします。
- ○町長(飯島勝美君) 山田議員さんの今のご質問につきましては、私も十分よくわかるところでございます。

ただ、大多喜町も財政的なことも含めまして、まだまだ町道でも本当に狭隘な道路というのはたくさんございます。そして、そこからまず解決していかないと、まずその先にあるものを解決というわけにいきませんので、ひとつやはり町の行政運営というのは原則というのがまず基本にあります。ですから、その原則にまず従いまして、そしてやはり優先順位、ま

た緊急性ということを考えて進めておりますので。今のご意見につきましては、私どもも十分受けとめていきたいと思っています。

- 〇議長(野村賢一君) 11番山田久子君。
- **〇11番(山田久子君)** 町長、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、最後に大綱3、住民と町協働の取組による減災対策・道路整備についてお伺い をいたします。

最近の気象状況や西日本豪雨災害の映像放送などから、流木による橋の損壊や流れが滞る ことによる河川の氾濫、道路に倒れた倒木、頭上から崩れ落ちそうな木や竹、道路上に覆い かぶさる樹木に対する危険性に対し不安を抱くお声が多くなっております。

これらの要望に対し、現在取り組んでいる町の対策と考えについてお伺いをいたします。

- 〇議長(野村賢一君) 建設課長。
- **〇建設課長(吉野正展君)** 山田議員の質問に建設課からお答えをさせていただきます。

町では災害等により道路に倒れたりして通行に支障となる倒木につきましては、できる限り早く取り除き、車両等の通行に支障とならないよう撤去をさせていただいております。

また、道路に覆いかぶさる木や竹につきましては、道路区域内の町の所有地であれば町で 撤去を行っております。一方、道路区域外の民有地の木や竹につきましては、原則その所有 者の方に伐採をしていただいているところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(野村賢一君) 11番山田久子君。
- O11番(山田久子君) ありがとうございます。

今課長からご答弁いただきました、実際町も本当に災害のときには迅速に動いていただい ているということは私も承知をいたしておりまして、感謝申し上げるところでございます。

その中で、災害が、例えば台風の後とかですと、流木が橋桁にたまってしまっている、もしくは今申し上げましたように、山がハンガーツリーというんですかね、大きく下が削られてしまって上が木が残っているようなところ、そういったものに対して住民の方から減災、危険を防ぐという部分において撤去作業をお願いしたいというようなお声を町にもご要望としていただいているかはと思うんですけれども、これに対して町では対応が難しいと言われることが多いようでございます。

地域住民におきましても、人がいないこと、それから重機等もなくてとてもできないというお声もいただいております。

区や地域からの要望に対しまして、防災・減災対策として地域住民と町と協働でそういったご要望に対して取り組んでいくことはできないかと思うわけなんですが、町の見解をお伺いしたいと思います。

- 〇議長(野村賢一君) 建設課長。
- ○建設課長(吉野正展君) 山田議員さんのご質問に建設課からお答えをさせていただきます。 まず1つは、橋梁に堆積している流木につきましてですけれども、主に集落内道路にかか る比較的に小さな橋に堆積する樹木の対応についてですけれども、橋など道路を構成する重 要構造物への損傷が考えられる場合につきましては、地元関係区とよく協議して実施してま いりたいというふうに考えております。

またもう一つ、道路上に覆いかぶさり通行の支障となる樹木につきましては、原則その所有者の方に伐採をしていただくというのが原則というふうに考えています。

しかしながら、集落内の道路における樹木につきましては、その地区の住民だけでは伐採できないような大きな樹木もあると思います。このような場合には町所有の資機材や作業者においてできるかどうかなどを検討の上、地元・区との協働での実施について関係区と協議してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

- 〇議長(野村賢一君) 11 番山田久子君。
- ○11番(山田久子君) ありがとうございます。

ちょっと前向きなご答弁をいただいたのかなというふうに感じております。

本当に課長がおっしゃられるように、樹木等は所有者の責任ということが本当に大きく明示をされているということは皆さんご存じなのであると思いますが、今お話をさせていただいたように自分ではできない、場合によってはもう町に住んでいなくてそこが危ないというようなところもございますし、気持ちはあってももう高齢でできないという、誰か助けてくれれば切ってくれてもいいよと言っていただけるようなところで安全対策が図れるようなところも正直なところあるかと思います。

今のお話ですと、集落内の橋であるとか道路に関しては、地区との協議において協働でということでご回答いただくことができたかと思います。これにつきましては、例えばいつごろから実施をしていただくことができるというふうに考えさせていただいて……

例えば、今日も台風が来ている状況でございます。この後もし集落内でそのような案件が 発生したような場合は、この後地区や区からご要望があったときにはご相談に乗っていただ き、対応していただくことができるというふうに考えさせていただいてもいいものかどうか、この辺はいかがでしょうか。

- 〇議長(野村賢一君) 建設課長。
- **〇建設課長(吉野正展君)** いつから実施するのかということでありますけれども、地元から ご要望があってその中でいろいろ木の伐採、これも地区の中で所有者の方がいるかと思います。また、木の伐採の処理方法だとか、実際に地区の方いつ出られるかとか、そういうもろもろの協議内容があるかと思いますので、そういう準備ができ次第、また町のほうの対応が でき次第、協議の中で進めてまいりたいというふうに考えております。
- 〇議長(野村賢一君) 11番山田久子君。
- ○11番(山田久子君) ありがとうございます。

また事務的な仕事もふえるような形になるかと思いますけれど、また減災という部分でぜ ひまたお力添えをいただければと思います。

よろしくお願いいたします。

最後にご質問させていただきますのは、流木や倒木の町引き取り処理ができないかという ことでお伺いをさせていただきます。

流木や道路脇の倒木を撤去した際に、その木や竹を処理する置き場がないという問題があるようです。そのためにボランティアで片づけを考えても手を出すことができないというお声をいただきました。

こういったものを町で引き取っていただくことや産廃費用を負担してもらうということは できないものかと思いますが、いかがでしょうか。

- 〇議長(野村賢一君) 環境水道課長。
- ○環境水道課長(山岸 勝君) 流木や倒木の引き取りに関するご質問ですので環境水道課からお答えさせていただきます。

ご質問の気象状況が原因によりまして発生した流木や倒木の取り扱いにつきましては、環境センターに一般廃棄物同様持ち込むことはできます。

ただし、持ち込む際はおよそ3メートル以下に切断していただいて持ってきていただくことが必要となります。

また費用に関しましては、大多喜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 15 条において、 天災その他の事情により特に必要があると認めた場合は減免することができる規定がござい ますので、そのような事実が発生した場合は環境水道課にご相談いただければと思います。 以上でございます。

- 〇議長(野村賢一君) 11番山田久子君。
- ○11番(山田久子君) ありがとうございます。

私がちょっと認識不足だったみたいで、持ち込めるということでございました。

そうしますと、例えば台風ですとか大雪、雪害ですね、そういったときに倒れた木も持ち込むことが当然できるというふうに考えさせていただいていいのかということと、例えば変な話ですけれども、丸太1本でも町として引き取っていただいて無償で処理してもらうことができるのかということをちょっとお伺いできればと思います。

- 〇議長(野村賢一君) 環境水道課長。
- ○環境水道課長(山岸 勝君) 条例ですと天災とうたっていますので、天災は地震とか雷、 台風、洪水など自然現象に起こる現象ですので可能でございます。

また、丸太1本、先ほど申し上げましたとおり3メートル以下に切断していただければ持ち込みは可能でございます。

以上です。

- 〇議長(野村賢一君) 11番山田久子君。
- **〇11番(山田久子君)** わかりました。ありがとうございます。

本当に最近災害が、台風とか天災がふえておりまして、被害そういったものが出ないこと を本当に祈るばかりでございます。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長(野村賢一君) ご苦労さまでした。

ここで時間の調整をしたいと思いますので、ここで 10 分間休憩します。 35 分から。

(午後 1時23分)

○議長(野村賢一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時35分)

◇ 吉 野 僖 一 君

○議長(野村賢一君) 一般質問を続けます。

次に、5番吉野僖一君の一般質問を行います。

5番吉野僖一君。

○5番(吉野僖一君) 議長さんのお許しをいただきましたので、5番吉野僖一、一般質問を 始めます。

通告に従いまして、初めに防災計画についてお伺いします。

町民の生命、財産を守ることに関して、一番、身近に実感するのは、地震や火災や風水害、 特に人命に関する緊急医療業務の充実が急務かと思います。

そこで、前々から中野駅に消防署の分遣所の開設の話がありました。小さな拠点づくりと 関連になるかもしれませんが、人命にかかわることなので再度質問します。

その後の経過はどうなっているのか飯島町長さんの考えをお伺いします。

- 〇議長(野村賢一君) 町長。
- ○町長(飯島勝美君) これは消防署の分遣所設置ということ……。(「そうです、昔からそういう話があったんですよね」の声あり)
- **〇町長(飯島勝美君)** そちらのことでよろしいんですね。

ただいまの消防署の分遣所設置というご質問でございますけれども、これは過去にもそういうご質問をいただきまして、それにお答えをしているところでございますが、なかなかそれは難しいというお話をさせていただいております。まあ、あれ特に消防署の分遣所につきましては、これは構成市町村で、やはり同意を得るということをまず第一になります。それで、今現在、夷隅郡市広域市町村圏には、6カ所というのは、いすみ市の合併以前にこれはできていますので、ですから、いすみ市に3カ所、それから勝浦市、御宿、大多喜に1カ所ずつと、こういうことになっています。ですから、そういう中でやはり特別につくるというのは、なかなか難しいというように思います。

もう一つは、これ、分遣所1つというのは多額な年間の費用がかかります。それは当然、 設置地域が負担をすることになりますので、そういうことでもう既にそのお話もしていただ いているところで、大変難しいなということでお答えしているところでございますが、詳細 につきましては担当のほうからお答させていただきます。

- 〇議長(野村賢一君) 総務課長。
- ○総務課長(西郡栄一君) 先ほど、今、町長のほうからお答えがあったとおりなんですけれども、分遣所の設置につきましては、やはりこれは夷隅郡市の夷隅郡広域市町村圏事務組合の事務となりますので、やはり同意を得るということが非常に難しい問題だと考えております。

それと、町の広域常備倉庫の負担金なんですけれども、平成 29 年度の決算では、2億2,500万円余りの負担で、今年度は2億3,200万円余りの負担と年々増大しております。これに加えて、一般財源を多額にそこだけ負担するというのは非常に難しい問題があるんじゃないかなというふうに思います。

- 〇議長(野村賢一君) 5番吉野僖一君。
- ○5番(吉野僖一君) ただ、大多喜町は本当に広範囲でありまして、会所初め老川のほうからずっとですね。いつも私もホームページを見ていまして、救急車だけだと出ないんですけれども、レスキューが出るとインターネットに出るんですよね。すると大概、うち、中野までやっぱり 15分、20分ぐらい救急車かかるんですよね。それからまた老川のほうに行くということは、30分、40分ぐらいかかっちゃうんですよね。だからできるだけ、そういうものを夷隅郡内に係る首長さんに相談して、大多喜は特例で、ましてや消防団員が少なくなってきているし、そういうもろもろも考えまして、その辺は関係市長村首長会に、できるだけ言っていただければという感じでございます。この件に関しては前向きに今後検討していただきたいと思いますが、どうでしょうか。
- 〇議長(野村賢一君) 町長。
- ○町長(飯島勝美君) 今、お答えしたとおりでございまして、大多喜だけが大変、確かに町有面積というのは千葉県の町村では一番広いところでございます。しかしやはり、15分、20分というのは大多喜町だけではなくて、勝浦でもやっぱり同じような現象があるわけでございまして、ですから最終的にはやっぱり構成市町の同意というのが絶対条件なっています。そういうことで、やはり今、それぞれの地域に1カ所ずつということになっておりますので、なかなか難しいものであるというふうに考えております。
- ○議長(野村賢一君) 5番吉野僖一君。
- ○5番(吉野僖一君) ありがとうございます。できるだけ話をして進めていただきたいと思います。

次に移ります。

議長、よろしいですか。

- ○議長(野村賢一君) 続けてどうぞ。
- ○5番(吉野僖一君) まず、先ほど山田さんも言ってくれましたけれども、緊急業務、町道 整備についてお伺いします。

今現在、町内で緊急車両が通過できない箇所は何カ所ぐらいあるか、この町道の整備につ

いて、どのように対応、対処するのか、後継者問題、嫁、婿等も含めて、町民との共同の町づくりを主張する飯島町長さんにお伺いします。

- 〇議長(野村賢一君) 町長。
- ○町長(飯島勝美君) これは2つありますので、細かいところにつきましては、また担当課のほうでお話をさせていただきますが、町道整備につきましては、先ほど、山田議員さんのお話しにもありましたように、大多喜町には第3次総合計画を策定しており、そして、前期、後期ということで10年の中で5年の前期を進めて、今、3年目に入っておりますが、その総合計画に沿いまして、今、進めているところでございますので、まずは基本はそこにあります。そういうことで進めさせていただいておりますので、詳細につきましては、また担当課のほうから説明いたします。
- 〇議長(野村賢一君) 建設課長。
- **○建設課長(吉野正展君)** 吉野議員のご質問に建設課からお答えをさせていただきます。

まず、町内で救急車両が通過できない箇所はどのぐらいあるのかというご質問ですけれども、勝浦消防署、大多喜分署に問い合わせをさせていただきましたところ、町内の大きな通りでは上総中野駅の裏側や、筒森から葛藤に抜ける道路など 11 カ所程度あるとのことでありました。これは主なものであり、このほかにも多く存在しているものと思います。また、このような道路についての対応ですけれども、先ほど山田議員さんからのご質問においても、お答えをさせていただきますけれども、現在、町にはさまざまな要望が各区から提出されており、その中には幅員の狭い道路の拡幅要望も提出されております。

町では先ほど町長からのお話がありましたとおり、既に要望があり、また、第3次5カ年 計画に計上されている路線から順次事業を進めさせていただいております。

また、実施計画に計上されている路線の中でも周辺住家の状況や緊急性等を考慮して進めております。この狭隘道路の拡幅についても関係区の協力が必要であり、とりわけ土地所有者のご理解が必要不可欠であります。道路工事につきましては、多額の費用を要すること、また、多くの要望があることなどから、これから計画する集落内の道路拡幅につきましては、全ての区間を拡幅するのではなく、特に狭いところや屈曲部や車の行き違いができるような待機所等の設置など関係区とよく内容を協議して、拡幅等の事業を進めてまいりたいというふうに考えております。そして、先ほど後継者問題に関連してというようなお話もありましたけれども、第3次総合計画策定時の町民の意向調査によりますと、この道路に関しましては重要度が高く、満足度は平均値という調査結果となっております。また、計画の基本的課

題として、生活基盤である道路等の交通インフラにおきましても、その世代を問わずその改善を望む声は少なくなく、町として取り組むべき課題として認識をしているところでございます。

以上でございます。

(「ありがとうございました。よろしくお願いします。続きまして、災害時の避難場所について」の声あり)

- 〇議長(野村賢一君) 5番吉野僖一君。
- ○5番(吉野僖一君) 続きまして、災害のときの避難場所について。
 災害時の町民に対しての避難指示の手順はどのようになっているのかお伺いします。
- 〇議長(野村賢一君) 総務課長。
- ○総務課長(西郡栄一君) それでは総務課からお答えをさせていただきます。

避難指示に関するご質問ですが、初めに避難の種類についてご説明をさせていただきます。 まず、避難準備情報がございます。これは避難勧告や避難指示が発令されたときに、いつ でも避難ができるように準備をする。要支援者と特に避難行動に時間を要する方や、身の危 険を感じる方は所定の避難所への避難を開始するものでございます。ことしに入り、7月 28日と8月8日に発令させていただきましたのは、いずれも避難準備情報でございます。

次に避難勧告がございます。これは、危険区域の住民の方が避難することでございます。 最後にご質問の避難指示でございますが、危険の切迫性があり、緊急的に避難することで ございます。また、それぞれ発令する基準の目安を定めておりますが、町長が必要と認める ときは発令することができるものとなっております。

- 〇議長(野村賢一君) 5番吉野僖一君。
- ○5番(吉野僖一君) ありがとうございます。

ことしの7月 28 日と8月8日ですか、2回ありました。それで一応、老川と集落センター、それと西畑がコミュニティーセンター、総元がふれあい館かな、大多喜が本庁、上瀑が……、上瀑は何ていったっけ。

(「ふれあいセンターじゃ」の声あり)

○5番(吉野僖一君) 上瀑の避難所ですね、各地区があったんですけれども、初めのときは、 老川がゼロ、2回目のときが1人、西畑が両方とも2名ずつ、総元はゼロ、本庁は初めはゼロで2回目が8名ですか。上瀑がゼロ。ただ、総元が避難所が留守番電話だったんですよね。 それと、上瀑が避難所が電話が入っていない。こういうことがちょっと、私も、今回これ初 めて。茂原市なんかは、全部この電話番号と各避難所の収容人数までくっきりと出ているんです。町もたしか我が家の防災ということで、これをやっていると、数字が出るんですけれども、やはり、こういう情報化社会ですから、わかりやすく各避難場所の電話番号とか、収容人数とか、それと中野のほうの高齢者が、免許返納者がひとり暮らしで、橋を2つ渡って湯倉までは避難できないよというようなことがあったので、できれば、西中もありますし、各地区、青年団、公民館等がありますので、そういうところ、やはり地域防災ということで、やはり住民との話し合い、そういうことが必要かと思うんですよね。ただ、行政的にはそういう場所を指定するわけですけれども、実際、範囲が広いし、ひとり暮らし、免許返納者、そういう人たちの対応をどうするかということも今後、みんなの助け合いの町でやらないといけないと思うんですが、その辺について町はどのように。

- 〇議長(野村賢一君) 総務課長。
- ○総務課長(西郡栄一君) 初めに各避難所との連絡方法ということでご質問がございました 各避難所との連絡方法につきましては、避難準備情報の発令時には電話または無線で連絡を とっています。なお、この開設時の避難所というのは、職員が大体1から3名程度で対応し ております。緊急性が高い場合や、定時での報告など、最小限の連絡しか町側もとっていな いということで、それぞれの連絡担当者を定め、それ以外の不用の連絡はしないようにして おります。ですから、問い合わせ等があった場合については、町のほうへご連絡をいただけ ればというふうに思っております。これも緊急の場合に限りというようなことで、いつ災害 が起きるかわかりませんけれども、不用の電話はなるべくご遠慮いただきたいというふうに 思っております。

それと、避難所の関係でございますけれども、やはり町内、広い面積に対して指定緊急避難場所を入れて19カ所、あるいは指定避難場所だけですと、15カ所ということになっております。そういう中で、やはり遠い方がいらっしゃいますので、これは台風など接近などによる場合は、これはもう夜間の避難とならないように早めに避難情報を発令し、避難所を開設しますので、高齢者の方や土砂災害を心配される世帯の方は避難所に早めに避難をしていただきたいというふうに考えております。

- 〇議長(野村賢一君) 5番吉野僖一君。
- ○5番(吉野僖一君) はい、ありがとうございました。災害がないのが一番でございますけれども、やはりいざというときのことを鑑み、そういう、また防災倉庫とか、そういう中身の点検とか、随時しておるんでしょうか。

- 〇議長(野村賢一君) 総務課長。
- ○総務課長(西郡栄一君) 防災備蓄倉庫の関係だと思いますけれども、これにつきましては、 毛布や食料品、あるいは飲料水など町内8カ所に物資を保管してございます。

備蓄品の種類、在庫数、食料品や飲料水の賞味期限や消費期限につきましては、全て管理 をしております。

(「ありがとうございます。連絡方法は先ほど……」の声あり)

- 〇議長(野村賢一君) 5番吉野僖一君。
- ○5番(吉野僖一君) すいません。

各避難所との連絡方法は、そういう電話とか無線でやるということでいいと思います。 次に移りたいと思います。

よろしいですか、議長。

- ○議長(野村賢一君) やってください。
- ○5番(吉野僖一君) 昨年からことしにかけて、台風被害により町内河川の消防自然水利に被害が出ています。

地元区長さんや消防団員により、災害復旧について要望書が提出されていますが、いまだ に修復されていないのはなぜですか。町民の生命と財産を守るのに、なぜ早急に対応しない のか町長さんにお伺いします。

- 〇議長(野村賢一君) 町長。
- ○町長(飯島勝美君) ただいまのご質問で、なぜ早急に対応しないのかという、そういうことでございますが、私はその今のご意見には当たらないと思っております。私ども町は、消防団の皆さんとは毎年 12 月に査察を行っております。そして各地域に出向いて、それぞれ各地域の区長さん方に対要望を伺っております。そしてその要望をやっぱり必要性、緊急性、そういったことから含めて全てやってきておるところでございます。そして当然、その必要性の中で、区長さん方にも、地域の皆さん方にもご相談をしながら進めておりますので、早急に対応していないということは私は当たっていないと思いますが、そういったことはまた、詳しいところはまた総務のほうからまたお答えさせていただきます。

(「一緒に回ってるんじゃねえの、査察」の声あり)

- ○議長(野村賢一君) 5番吉野僖一君。
- ○5番(吉野僖一君) 実は、私も住民から怒られまして、おめえ何やっているんだと。中野には幹部会、町長さんも生まれたところですから、よくわかって……。そこに中の消防ポン

プ車がありまして、水槽車がありまして、そこに横付けできるように整備されておったんですが、去年の災害で流されちゃいまして、半分壊れた。あそこ、水がたまるようになっていたまるんですが、こういう流木が押しかかったままなんですよね。その下の橋の流木は、先ほど建設課長さんが言ったようにきれいに除去してくれたんですが、これが、昔は消防団員が中野にもいっぱいいたので、自分らで撤去できたんでしょうけれども、今、中野も板谷とか紙敷とかいう人たちが団員が来てやっていますので、それを消防団員にやれというのは、ちょっといかがなもんかということで、私も昔、県の交通のモニターということで、夷隅支所、河川ですから、夷隅支庁のほうへ電話しまして、こういう場合はどうなんですかと聞いたら、庄司の鉄橋の上に、オモナというところがありまして、そこは田代、弓木ですね、三条、田代、弓木から来る川と、板谷が西畑、中野のほうから行く川の合流点までが、県の守備範囲で、その上流、支川は町の管轄だということなんですね。そうすると、町の河川に関しては建設課が担当ということなんですけれども、その辺はどうなんですか。すぐやっていただけますか。

これ、一番問題だよ。

- 〇議長(野村賢一君) 総務課長。
- ○総務課長(西郡栄一君) 通告にありませんでしたので、その辺については、詳細な打ち合わせはまだしてないところでございますけれども、まず流木の関係につきましては、今までの建設課のお答えの中で、同じような同様のお答えになると思いますので、その辺はご了解いただきたいと思います。

それと、消防団に対する要望ということで、消防の関係の要望ですけれども、中野区の自然水利、ご説明があったところだったと思うんですけれども、進入路の舗装と、路肩の改修の要望でございました。これにつきましては、材料支給は可能なことを既に回答済みでございます。

また、この自然水利につきましては、農業用水を消防水利として利用していた箇所で昨年の増水により頭首工が破損し、水位が安定化しておりますけれども、受益者の方からは現在農業用水として使用していないため、復旧は要しないということでございました。町としましては、その頭首工の破損に関する復旧というのは困難な状況ですということでお答えをさせていただいておるものです。

- 〇議長(野村賢一君) 5番吉野僖一君。
- **〇5番(吉野僖一君)** 知恵ある者は知恵を出せ、知恵ない者は汗をかけ、知恵も汗もない者

は去れという、社訓というか、町長さんもよく引用されていると思うんですけれども、 ちょっとだけ考えてみれば、ただ防波堤、一番いいというのはないんだよね、高さはね。 ちょっとU字溝をかぶせて、たまたま入れてある消防器具置き場にU字溝の長いのが3本く らい余っているんですよね。それを持ってきて、堤防のほうへかぶせて、もう片方やれば恐 らく簡単に直っちゃうんですよね。ただ、流木に関してはだから、昔は消防団員でできたん だと思うんだけれども、今はなかなかそういう、さっき言ったとおりできないので、建設課 のダンプ、ユニック付のがあるので、ちょっとやれば 30 分や1時間あればできちゃうと思 うんだよね。だから、そういうことで、前向きに現場処理というか、してほしいというのが、 一応、消防員でもあるし、うちの親父の背中を見て消防のことはよく、私は団員になれな かったけれども、やはり一番の自然水利、貯水池は一時的なもので、最後は川だということ で、それと、もう一つ関連があるので、三条地区のやはり、河川自然水利というところがお りるところが、途中がやはり去年の台風で流されて、下が危ない状態なんですよね。それも、 土木もからむかもしれないけれども、県道の法足ということで、その辺は町がやはり土木と 相談してやっていただきたいというのが一応、今回のメーンのことでございます。その辺は、 きょう言って、あしたというわけにはいかないんでしょうけれども、前向きに検討していた だきたいことで、次の……。

- 〇議長(野村賢一君) 5番吉野僖一君。
- ○5番(吉野僖一君) はい。
- ○議長(野村賢一君) 担当課とよく相談してください。
 - 一般質問の内容じゃないと思います。

よろしくお願いします。

続けてください。

5番吉野僖一君。

〇5番(吉野僖一君) 続きまして、交通安全対策と町道整備についてお伺いします。

先ほど、山田議員からも細かく言ってくれましたけれども、ある町民から、今回の質問も町民の生命と財産を守るということで、ある町民から、茂原で同窓会があり、挨拶のときに緑のトンネルをくぐって来ましたと挨拶しましたら大笑いしてくれましたと報告がありました。町民の声として再三質問でございます。町道湯倉大多喜線、中野紙敷大多喜線の、町道でございますけれども、副町長さん初め、各課長さんも毎朝晩通って役場へ勤めていると思うんですが、やはり、町民の声が、そういう緑のトンネルをくぐって来たということで、す

ごくやはり、それを聞いて、やはりこれ、私、何回も質問しているんですよね。やはり、何 か事故があった場合には、えらいことになるなと思って、その辺のヒアリングで各課長さん とも話はしました。町も広報で、こういうふうな回覧板で回りました。責任は地権者にある んですが、地主さんに聞くと、高齢者が、下に車が通っていたのに、それはおらほは切れっ ていうのはできないというのは、答えが出ているんですよね。だから町条例で、この高さ、 4.5 メートルですか、高さは。後、歩道とか、そういう 2.5。実際に紙敷とか湯倉の人とい うと、4、5年前のグーグルのあれで見ると、きれになっているんですよね。やっぱり、木 というのは生きていますから、やっぱり枝木が伸びますし、今、本当に両方から生い茂って かぶっちゃっているんですよね。この前、U字溝の掃除はやってくれて、きれいになって、 すごく助かった。ちょっと道が狭いところはもう少し、U字溝のふたをつけてほしいという 要望もあった。実際に、この木の伐採ですね、これはやはり、地主さんが、年寄りが、下、 車が通っているのに、切れというのはできない。まして、本当に今、見ると、小さい枝が、 直角に角切り、床屋さんじゃないけれども、角刈りですよね、直角に、皆さん、通ってみれ ばわかると思うんですけれども、そういう状態なんですよ。宅急便なんか見ると、もう傷だ らけ。そういうのをみて、やはりこれ、ちょっと訴えられると大変なことになる。というの は、やはり、この話をしたら、ある町民の方が、自然木が倒れてトヨタ 2000 G T、大事故 が、学ぶべきことと、今、資料を持ってきていて、そうするとこれ、町の管理になって、裁 判やると負けちゃうんですよね。これ。だから、そういうこともちょっと心配なので、今回、 ヒアリングのときも言ったんですけれども、今後、今まで一生懸命、皆さんやっているんで すけれども、地権者の誰が、どこの人の持ち主だか、そこら辺も調べていないということで、 今回ヒアリングで課長さんに、じゃ、その地主だけはちょっと調べておいたほうがいいん じゃないのということで言ってあります。それと、西部田のトンネルを出まして、すぐ右側 が電柱があって、道路の亀裂が入っていて、もう大分、何つうかな、もう今にも崩れそうな 状態、それとそのちょっと上は竹林、電線で竹が倒れるのがストップしている状態、あれを 見て、皆さんが何とかしなくちゃいけないんじゃないかと思っていると思うんですよね、そ の辺は、今後どうするか、建設課長さん、よろしくお願いします。

〇議長(野村賢一君) 建設課長。

〇建設課長(吉野正展君) 吉野議員さんの質問に建設課からお答えをさせていただきます。 吉野議員さんの質問は、幹線道路における通行の支障となる樹木についてのご質問であろ うかと思います。通行に支障となる樹木につきましては、原則、その樹木の所有者の方が伐 採することが基本であるとことにかわりはございません。

主要幹線における樹木の伐採につきましては、地域の方々の協力をいただくことは難しい 場合が多く、また樹木の所有者が地元にいない方が想定をされます。このように、幹線道路 における通行に支障となる樹木の伐採につきましては、当面は所有者の方に通知をするなど、 所有者の了解が得られ、また、NTTや東京電力等との協議が整うなどの条件が満たした上 で、町所有の資機材で実施できるものから試行的に取り組んでまいりたいというふうに考え ております。ただし、建設課に寄せられている要望につきましては、通行に支障となる樹木 の伐採だけはでなく、道路の拡幅や排水整備、また、補修・修繕等、多岐にわたり、その数 も大変多いことから、緊急性のあるものから実施をしてまいりたいと考えておりますので、 ご理解くださるよう、お願いをしたいと思います。また、先ほど、道路にはみ出した木を町 で伐採ができる条例を制定する考えはないかというようなご質問でありますけれども、憲法 第 94 条では、地方公共団体は法律の範囲内で条例を制定することができるとされておりま す。また、地方自治法第 14 条では、地方公共団体は法令に反しない限りにおいて、第2条 第2項地方公共団体の事務に関し、条例を制定することができると規定をされているところ でございます。道路に張り出した木に関しましては、民法第233条によりまして、隣地の竹 木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者にその枝を切除させることができると規 定をされておりまして、樹木の所有者以外に切ることはできないとされております。このよ うなことから、吉野議員の言われている支障となる木を所有者以外の者、今回の場合は町が 所有者に断りもなく伐採ができるなどの条例は民法の規定の範囲を超えることとなるため、 制定はできないものと考えておりますので、ご理解くださるよう、お願いをいたします。 以上でございます。

- 〇議長(野村賢一君) 5番吉野僖一君。
- ○5番(吉野僖一君) これ、本当にちょっと皆さん、やはり毎日通っていて、じゃ、その地主さんにですね、課長さん、通告、連絡はしておりますか、今まで。
- 〇議長(野村賢一君) 建設課長。
- **〇建設課長(吉野正展君)** 現在のところ、通知等はしていないのが現状でございます。
- 〇議長(野村賢一君) 5番吉野僖一君。
- ○5番(吉野僖一君) やはり町道の管理者ということになると、事故があった場合に、先ほどの事例があるんですよね。そういうことを考えた場合には、やはりこれ、早急に対応していただかないと、今後、えらいことになるなと思うんですが、どうなんですか、今、法律的

にそういうふうに言われたんですけれども、町条例、議長さん初め、議員の皆さん、どうですか、これは。今ここでということではないんですけれども、一応、今後の課題でやはりちょっと、現況ですと問題が、何かあった場合には本当に責任問題ということで。

- ○議長(野村賢一君) 大変ですね、県道も大変です。うちの後の。
 建設課長。
- ○建設課長(吉野正展君) 先ほど申しましたとおり、町条例で所有者に無断で伐採をする、そういう条例の制定はできないというふうに考えてはおります。それでどうするんだということですけれども、先ほどちょっと説明をさせていただきましたけれども、幹線道路につきましては、不特定多数の方が通る、そういうことから町としても、その対応はしなければいけないということは認識をしております。ですから先ほどちょっと説明をさせていただきましたけれども、所有者に通知をするなど、一定の手順を踏んだ上で、その整備については考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

- O議長(野村賢一君) 5番吉野僖一君。
- ○5番(吉野僖一君) 一応、この回覧で回して、高さの範囲にあるものは、横とか、その辺のあればカットできるんですか。
- 〇議長(野村賢一君) 建設課長。
- ○建設課長(吉野正展君) 地元の区等に回覧等で回したチラシの件ですけれども、そこに書いてある高さ、いわゆる 4.5 メートルにつきましては、いわゆる建築限界を示したものでありまして、建築限界というのは、車道、道路において構築物を設置してはならない、一定の高さを示したものでございます。先ほどから申し上げているとおり、木の所有者でなければ、切ることはできない、地元の方には、その 4.5 メーター、いわゆる建築限界の範囲内で地元の所有者の方に切っていただこうということで示したものであります。今回、吉野議員さんの質問では、それ以外に、それでも地元の方はそのエリアについては切ることができないので、それでどうするのかというご質問については、先ほど来説明しているとおり、所有者の方の理解が得られて、またその他もろもろの条件等が整えば、町のほうで、そういう支障となる木については伐採について取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

- 〇議長(野村賢一君) 5番吉野僖一君。
- **〇5番(吉野僖一君)** この間もヒアリングのときに、各地主さんを集め、一堂に会してやは

りこれは法的には地主さんがやらなくちゃいけないんだけれども、できなければ町で伐採するというか、そういう場を設けてほしということで要望をしたんですけれども、その後、どうなっていますか、今後の課題です。

- 〇議長(野村賢一君) 建設課長。
- ○建設課長(吉野正展君) 先ほどお答えしたように、幹線の道路の地権者につきましては、 地元にいない方が大変多いと思います。当面は、そういう方の所有者の方に通知をするなど の方法により、所有者の伐採についての承諾を得たいというふうに考えておりまして、その 樹木の所有者を一堂に集めての説明会等を開催する考えは現在のところありませんので、ご 理解くださるようお願いいたします。
- ○議長(野村賢一君) 5番吉野僖一君。
- ○5番(吉野僖一君) 前向きに善処してください。

よろしくお願いします。

次に入ります。

3番の買い物難民対策と上総中野駅の周辺開発についてお伺いします。

過去に平成9年から12年、町主導の中野商店街人材育成研究会、会員24名で、中野地域をどうしたらいいか、地域の拠点施設駅、駅周辺の整備について、検討した経緯があります。 今、そのときの試案が実現できないものでしょうか。町長さん、地元出身でございます。よろしくお願いします。

- 〇議長(野村賢一君) 町長。
- ○町長(飯島勝美君) ただいまのご質問でございますけれども、平成 12 年といいますと、18 年前ですよね。もう既に恐らく、そういうものは完結しているんだと思いますけれども、要はやっぱり、地域がやっぱり町をその自分たちの地域をどう起こすかことだと思います。これは中野地域だけではなくて、大多喜地域、上瀑地域、総元、西畑、老川全部これやってきている話なんですね。やっぱりその中で、その地域の皆さんが一生懸命になって成功した事例というのは大多喜の房総の小江戸町並み整備なんです。やっぱり地域の皆さんが一生懸命になってやって、結局はそれが実現したんですね、それで、もう一つは老川地域の関東ーの紅葉ということで、地域の皆さんが、紅葉を一生懸命植えてそれが今の大変な地域の産物になっていますね。ですから、それぞれの地域の皆さんが、一生懸命地域のために活動することによってそれができるわけではございませんので、何よりも地域の皆さんが地域のために動くことによって、私どもは、むしろ町は黒子に

なって動くと、これが基本でございますので、その辺はご理解いただきたいと思います。 (「ありがとうございます」の声あり)

- ○議長(野村賢一君) 5番吉野僖一君。
- ○5番(吉野僖一君) そうですね、今、町長さんが言ったとおりでございます。

ただ、本当に、この間、何も対策を講じなかったせいで、中野商店街も高齢化と後継者問題などで店主等の皆さん、頑張っているのですが、典型的なシャッター通りになってしまいました。そこで今後の課題として、竹ゆらの里パート2か、やまびこセンターなどの農産物直売所など、いすみ鉄道と小湊鉄道の利用促進と観光客と地元町民が買い物利用できる公的な施設づくりが必要不可欠と思いますが、町長さんの考え、何かいいアイデアがありましたら、よろしくお願いします。

- 〇議長(野村賢一君) 町長。
- ○町長(飯島勝美君) なかなか、きょうは質問が多くて大変ですけれども、今のご質問でございますが、拠点づくりにつきましては、私は先ほどもお答えしましたように、地域の皆さんが、地域をどうするかという、その気持ちがなければ、町が主導でやってはできません。ですからやはり、一つのものをつくるにしても、やはりそれを持続可能でなければいけないわけですよ。ですから、そうなると町がそれをやることはできないのですね。ですから、地域の皆さんが、こういうものをやりたい、ですから、こういうものをつくってほしいとかということであれば、町は動けます。しかし、それを運営までずっと町がやるということはまず不可能でございますので、まずその辺は地域から、特に吉野議員さんは地元でございますので地域をしっかりまとめていただければと思います。

宜しくお願い致します。

- 〇議長(野村賢一君) 5番吉野僖一君。
- ○5番(吉野僖一君) 私も後先がないんでございまして、私個人的な案としましては、農協さんが今、上瀑支所と西畑支所で、町に2つあるんですが、ゆくゆくは1つにしたいということなんですよね。できましたら、農協さん、組合員の方いるかもしれませんけれども、中野駅を農協さんがやってくれますと、スタンドをやってくれているし、農産物も売れているし、小さな本当の拠点になると思うんですが、農協の役員の方、いませんか、えらい人。その辺を今後の課題というか、できれば農協さんが中野駅でやってくれれば、地主の小湊鉄道さんは好評的なもので地域活性化になるものであればなんでもOKというふうなことで前は言っておりました。当初、20年前なんですが、湯倉のコミュニティーセンターを中野駅と

いうことで動いたんですけれども、いろいろありまして、町のあれでちょっとできなくて残 念だったんです。あれができていれば、中野もこんなにならなかったと思うので、今後の課 題として、また、皆さんの知恵をおかりしたいと。

この件はこれで終わります。

続きまして、よみがえりの里構想についてお伺いします。

ある大学の先生が、来町しまして、半日町内を案内しました。そのときにその先生が、大 自然を生かした滞在型観光推進が必要と思いますが、町の考えをお伺いします。

大多喜町には、気高い山と豊かな緑、澄んだ川、すばらしい滝があります。特に大多喜の 山麓周辺には、自然と人間が共生するすばらしい環境があります。

人情的にも温かく、のんびりした時が流れる空間があります。自然と人情以外には何もないといわれる土地柄を逆手にとって、それこそ人間が人間らしくなるための長所として考え、よみがえりの里として発展させる構想について、これは滞在型の観光とか、ガス水、昔からガス水とヨード、茶色い水ですね、薬水、うちのほうは薬水なんて言っておりました、そしてアトピー性皮膚炎の治療と昔の湯治場としての発想があるんですが、今後のまちづくり、養老渓谷、西畑、総元、大多喜、上瀑とそれぞれ、いろいろガスに関してのあれがあると思うので、その辺について町の考えをお伺いします。

- 〇議長(野村賢一君) 産業振興課長。
- **○産業振興課長(西川栄一君)** それではただいまのご質問に対し、産業振興課よりお答えいたします。

本町の観光施設等は短時間型の観光施設等が多いことから、町内に長時間滞在し、経済的効果をもたらす滞在型観光の推進は必要と考えており、同じような課題を持っている自治体も多いものと思われます。

本町におきましては、養老渓谷、大多喜城、城下町、いすみ鉄道などの観光施設等がございますが、そのほかにも、都市部等から見たら魅力的なものがまだまだあると思われますので、既存観光施設等を磨き上げることや、魅力的な観光施設等の掘り出しを行いまして、滞在型観光の推進をしていきたいと考えております。

また、よみがえり構想の関係につきましては、本町において、今後、計画する予定等は今のところございませんので、ご理解いただけるようお願い申し上げます。

- 〇議長(野村賢一君) 5番吉野僖一君。
- ○5番(吉野僖一君) ありがとうございます。

やはり滞在型となりますと、宿泊料金も少し安めにして、できるだけそういう平日も利用させてもらって、そういう薬水というか、ヨード水ですね、ガス水をうまく活用して、アトピー性皮膚炎とかいろいろ効能があると思うんですが、その辺について、効能とか、自噴する量とか、調べてありますか。なければいいです。

○議長(野村賢一君) ないみたいですね。

(「手を上げてる」の声あり)

〇議長(野村賢一君) 大丈夫。

産業振興課長。

○産業振興課長(西川栄一君) 詳しいことはちょっと、過去に調べたようですけれども、今ちょっと、あれがわかりませんので、申しわけございません。

(「今後の課題で、よく、自噴率とか、毎分何リットルとか、前の資料 がありますので、また、よく勉強して頑張ってまいりたいと思いま す」の声あり)

- O議長(野村賢一君) 5番吉野僖一君。
- 〇5番(吉野僖一君) 次に移ります。

最後の質問でございます。

ことしの夏は猛暑で大変なことでなっております。各学校の冷暖房装置の取り付けについてお伺いします。

ことし町の予算で 4,209 万 9,000 円で中学校にエアコンが 6 教室、特別室が 3 室、音楽室が 1 室で 10 個、中学校の予算で 4,209 万 9,000 円、これは議会通っておったんですけれども、何か国の政策が全国の小中学校、エアコンの補助金を出すということで、多分延びたというふうに思っておるんですが、ただ、大中で熱中症、10 人ぐらいかな、家のお客さんの子供もちょっとそういう、あれ、ひっかかったので、その辺について、教育委員会、教育長、どうですか。今後の対応。

- 〇議長(野村賢一君) 教育課長。
- ○教育課長(古茶義明君) 各学校の冷暖房装置の取り付けについて、教育課のほうから、私のほうからお答えをさせていただきます。

先ほど、吉野議員の言われたとおり、今年度は中学校の普通教室、また特別支援教室、音楽室に空調機の設置及び、来年度の小学校の2校に設置するための設計業務の委託を予定しているところでございます。

しかしながら、中学校の空調機の設置に係る学校施設環境改善交付金を申請したところでございますが、校舎の耐震化工事等が優先されまして、空調機の設置は優先度が低く、採択とはなりませんでした。よって、事業内容の見直しをしているところへ、先ほど吉野議員が言われたとおり、小中学校の空調幾設置補助金についての報道があったところでございます。その報道でございますが、設置を支援していく必要があると政府として方針を決めて述べたわけであったかと思いますが、8月20日時点で、国、文部科学省に確認したところ、全公立小中学校にクーラーを来年の夏までには設置するという方針はまだ示していないということでありました。現在のところ、国、県におきまして、予算も確定しておりません。町に対しても追加採択がされるかなど、具体的なものが示されていない状況であります。しかしながら、町といたしましては、その動向を重視することも必要であるというふうに考えております。来年の夏までに小中学校に設置するために、9月中に、今月中に今後の方針を決定して設置の向けた準備を進めてまいりたいというふうに考えております。

- 〇議長(野村賢一君) 5番吉野僖一君。
- ○5番(吉野僖一君) ニュースでは全国の小中学校、そういうふうにニュースで取りつけということで言っていましたので、その辺は強くやはり、町民、国民がそのニュースを見て、聞いていますので、その辺は今後とも、町長初め教育長さん、国、県のほうへ要望、よろしくお願いしたいと思います。それについて、教育長、どうですか。
- 〇議長(野村賢一君) 教育長。
- ○教育長(字野輝夫君) ただいまの吉野議員のご質問についてお答えをさせていただきたい と思います。

やはり、今期の夏の異常高温というのは大変私も心配しております。

そういった中で、今回、補助金がちょっとつきませんでしたので、そういった中で、小中学校の全体の設置計画を見直して、小学校については、今年度設計云々とありましたけれども、小中学校とも来年の夏までに、何とか間に合うように、今後進めてまいりたいと、現在では考えております。

- 〇議長(野村賢一君) 5番吉野僖一君。
- ○5番(吉野僖一君) これはやはり、お医者さんと同じで、痛いところは国、県に言わないと動かないので、まして、ああいってNHKのニュースで来年度、全国につけるというようなことが報道されましたので、その辺をよくプッシュして、教育現場の改善に今後とも頑張っていただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(野村賢一君) ご苦労さまでございました。

会議の途中でございますが、ここで10分間休憩したいと思います。

(午後 2時24分)

○議長(野村賢一君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時34分)

◇ 根 本 年 生 君

○議長(野村賢一君) 一般質問を続けます。

次に、4番根本年生君の一般質問を行います。

4番根本年生君。

○4番(根本年生君) 通告に基づきまして質問させていただきます。

私は今回、住宅地に隣接した崖地の崩壊防止工事について、急傾斜地法に基づく急傾斜地 崩壊防止工事について、災害時要支援者に対する避難行動支援の件について、区集会所のト イレ整備及びエアコンの設置について質問させていただきます。

最初に、住宅地に隣接した崖地の崩壊防止工事について。

近年、局地的な集中豪雨により土砂崩れによる災害が多発しています。平成 30 年7月の西日本豪雨では、死者、行方不明者合わせると 200 名余り、平成 29 年7月の九州北部豪雨に続き、活発な梅雨前線による豪雨被害です。これまでの記録を超える降雨量であり、自然の恐ろしさをまざまざと見せつけられました。また、2年連続で夏の猛暑の中、起こった災害であることも特徴です。きょうの新聞報道にもありました。史上最も暑い夏だったと。今後もこのような状況が続くと非常に懸念されており、その中災害が起こるということは、まさに災害がダブルで来るということですので、これについては早急な対策が必要であると考えております。

そして、多くの被害者は、河川の堤防や急傾斜地の近くに住む、一人では避難することが難しいと思われる高齢者などの災害弱者の方々です。大多喜町においても、いつ同じような豪雨が襲ってくるかもわかりません。早急な避難対策及び土砂災害防止対策が急務であると考えます。その件でお伺いします。

大多喜町地域防災計画の中に、基本的な考え方として、減災の考え方を基本とし、人命が

失われないことを最重視し、さらに経済的被害を少なくするよう、さまざまな対策を行って 災害に備えると、これが基本的な考えであるということが明示されております。その考え方 に変わりはないか、変わらないと思いますけれども、再度答弁願います。

また、平成 29 年の議会の答弁の中で、減災対策協議会を立ち上げており、その中でさまざまな防災・減災対策について協議をしているという答弁がありました。その減災対策協議会の内容についてお伺いしたい。それとあわせて、これは多分全て完了しているとは思いますけれども、地震の際、役場庁舎あるいは出先機関の書庫等転倒防止策、これは全て完了していると思いますけれども、その件もあわせて伺いたい。お願いします。

〇議長(野村賢一君) 総務課長。

○総務課長(西郡栄一君) 3点のご質問があったと思いますので、そのうち総務課のほうか 2点お答えさせていただきたいと思います。

町の地域防災計画の中では、総則編の計画の基本的な考え方の中で、減災を重視した防災対策の方向性として、災害に対してはどのような対策をとっていても、その発生を完全に防ぐことは不可能であることを認識する必要があり、起こり得る災害に対し、あらかじめその被害程度を想定した対策を検討することで、被害を最小化する減災の考え方を基本としております。そして、たとえ被災したとしても、人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備えていくことを定めてございます。

それと、地震の際の事務所内の書庫等の転落防止についてということでご質問でございます。 それについて総務課のほうから続けてお答えさせていただきます。

役場本庁舎の増築、中庁舎の改築時に、書庫等を新しくしたものもございますが、使用できるロッカーやキャビネットにつきましてはそのまま使用しております。新しく購入した書庫等につきましては、高さが210センチのロッカーや壁に接していないキャビネットもございますので、連結したり、金具で抑えたり、転倒防止対策を実施しております。

しかし、古い書庫等につきましては、高さが 180 センチや 90 センチのものが主流で、本 庁舎の書庫の壁に設置したものについては、転倒防止対策を実施いたしましたが、一部の書 庫等については転倒防止対策を実施していないものもございます。

地震発生時に書庫等の転倒による事故や、事務室の出入り口の封鎖などが発生すると、スムーズな災害対応が実施できませんので、それぞれ使用する担当部署ごとに点検し、必要に応じて転倒防止対策をするように指示したところでございます。

- 〇議長(野村賢一君) 建設課長。
- **〇建設課長(吉野正展君)** 根本議員の減災対策協議会の内容について、建設課からお答えを させていただきます。

減災対策協議会の内容についてですけれども、正式名称は千葉県大規模氾濫に関する減災対策協議会といい、平成27年9月に発生した関東東北豪雨や、平成28年8月の台風による豪雨等により、中小河川においても甚大な被害が発生したことを踏まえ、千葉県では国・県・市町村及び河川管理者等が点検協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を立体的、計画的に推進することにより、大規模氾濫が発生することを前提として、社会全体で洪水に備えることを目的に、平成29年5月に設置をされました。

協議会の構成としては、利根川圏域、江戸川圏域、東京湾圏域、九十九里圏域、房総圏域の5つの圏域から構成をされております。なお、大多喜町は房総圏域に所属をしております。協議会の実施事項としましては、1つとして、水浸想定等の水害リスク情報や減災に係る取り組み状況等を共有。2つ目として、円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動の氾濫水の排水等を実現するための取り組み方針を作成し、共有する。3、毎年出水期前に土木事務所ごとに減災対策会議を開催して、情報の共有を図り、対策の実施状況を確認することとなっております。

以上でございます。

- 〇議長(野村賢一君) 4番根本年生君。
- ○4番(根本年生君) 今の答弁の中で、地震の際の事務所の書庫については早急にやると、 必要に応じて早急にやるというご回答でよろしいでしょうか。それと、大多喜町の基本的な 考えは変わっていないと。それとあと、減災対策について、主に中小河川ということでござ いました。

やはり大多喜町というと久保地先の夷隅川、これが非常に、先ほども見てきましたけれども、やはり管理上草が生えていたり、いろんな面でまだ管理が行き届いていない。これは、以前何人かの方々も質問していると思います。それで、土木事務所に聞きましたところ、一部ブロックが湾曲していたり、ひびが入っているところがあると。これについては要望しているんだけれども、一部はやったけれども、まだ全部できていないというような回答を得ました。

この久保地先の夷隅川の堤防については、どのように考えて、今後早急にやらないと大雨 が降ったときに、あそこが万が一のときがあると、昭和 45 年当時であれば、まだみんな世 帯の方も若かったんで立ち直ることができましたけれども、今同じような状況になると、高齢者世帯がふえている中で、多分二度と立ち上がることが難しいんじゃなかろうかなという、大変危惧しております。町の中心街がそのようにならないためにも、そこのところを早急に解決しなければならないと思いますけれども、その辺の進捗状況はどのようになっていますか。

- 〇議長(野村賢一君) 建設課長。
- **〇建設課長(吉野正展君)** 今の夷隅川の久保地先の河川の管理ということのご質問だと思います。

この件に関しましては、夷隅川の管理は千葉県であります。私どもその状況については詳細に把握してございませんが、きょうこのように夷隅川の管理についてどうなっているんだというようなことでありますので、県のほうに確認をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

- 〇議長(野村賢一君) 4番根本年生君。
- ○4番(根本年生君) 久保地先と夷隅川、やっぱりどう見てもかさ上げも必要でしょう。堤防の改修も必要でしょう。これにはかさ上げするといっても用地買収とか絡んできますと、地権者の関係もあるでしょう。その辺は私もこれは具体的にどのようにしたらいいかという考え方は、申しわけないですけれども、具体的に持っていませんので、地元の関係者とどのように考えるか、多分工事するんであれば用地買収というのも必要でしょうから、その辺は私なりに一生懸命動いてみたいと思います。

次に行きます。

この質問、私4つありますけれども、ことし全て関連していまして、まずやっぱり町民の 生命を守るということは、大多喜町において、基礎自治体である大多喜町が最も最初に取り 組まなければならない重要な事案だと思っています。特に、最近多いのが、先ほどの質問の 中でもしましたように急傾斜地の崩壊です。急傾斜地が、危険な崖が崩壊することにより、 犠牲者が多く出ています。それを未然に防ぐためにいろいろな対策をとっていかなければい けない。

先ほど総務課長のほうからも答弁がありましたように、だからといって全部防げるわけではない。その際は、特に高齢者の方々などを含めて早急に避難をしてもらわなくてはいけない。それには、先ほど言いましたように、早目に避難といっても実際上、先ほど吉野議員の

話にもありましたように、避難所に行く方は非常に少ない状況であります。減災・防災に努める。万が一被害が起きたときには早目に避難してもらう。その避難先であるところが、今大多喜町に指定が5つされていますけれども、そこに行く方が少ない。となるととりあえず、私もぐるぐる聞いて歩いたところ、とりあえず安全だと思えば地元の区の集会所とかに行くことが多いということで聞いております。

ですから、災害を未然に防いで、崖崩れが起きた場合には皆さんに早急に避難してもらう、 その避難する先が町で指定されたところだと遠くて行けない。もっと近くにとりあえず避難 場所として一時的に担わなければならない、そこの施設を充実させなければ行きたくても行 けない。そのような観点から連続して質問したいと思います。

まず初めに、急傾斜地法に基づく急傾斜地崩壊防止工事について、これは、実はつい最近 ある地権者の方から、裏山が崩れて、何回も崩れていると、何とかならないのかという相談 を受けました。それで、役場のほうにも相談したりいろいろやったんですけれども、なかな か今大多喜町で多くやられているのは治山事業ですかね。治山事業に当たらないということ で苦慮しておりました。

それで、たまたま県のほうにお伺いしたところ、ここでいう急傾斜地法に基づく急傾斜地防止工事というのがあるよと。これは、近年の集中豪雨という土砂崩れによる災害が多発しています。今まで安全と考えられていた崖にでもいつ災害が起こるかわからない状況です。災害から国民の生命を保護するために行われる工事で、本来であれば個人がやらなくちゃいけないけれども、多額の費用がかかるので、個人にかわって国・県がそのうちの 80 パーセントを補助、大多喜町が 20 パーセントの負担、それで大多喜町に多いとしても 20 パーセントの負担は、受益者もいますので、それは条例で定めて個人負担を決める。

近隣のいすみ市、勝浦市の場合ですと、町負担分の20パーセントのうちの15パーセント を受益者が負担するという条例になっているそうです。それは分担条例で決まっているとい うことです。

この工事を早急に、まず町で条例をつくらないと、町がやるということを決めないと、この工事はできないということでございますので、千葉県下 54 市町村のうち、43 の市町村がこの事業を行っております。大多喜町ではこの事業は一切行われておりません。県の方も不思議に思っていました。大多喜町、山が多いのになぜこの事業がないんだと。千葉県は大多喜町の意見を聞いた上でこの事業を進めますと。事業を行うには地権者の同意が必要条件であり、また、大多喜町がこの事業を行うという意思決定が必要になります。大多喜町には多

くの崖地があり、その近くに住む住民も多数います。大多喜町の防災計画の中にも、この急傾斜地崩壊防止工事、急傾斜地の視点については推進するということが明記されております。 必要性が明記されています。土砂災害を防止し、町民の生命を守るため、ぜひともこの事業を行う必要があると考えますが、いかがでしょうか。

- 〇議長(野村賢一君) 建設課長。
- **〇建設課長(吉野正展君)** 根本議員の急傾斜地崩壊防止工事の必要性についてということで 答弁をさせていただきます。

急傾斜地法に基づく危険区域の指定基準は、崖の勾配が 30 度以上で崖の高さが 5 メーター以上、そして崖の崩落により被害が生ずるおそれがある人家が 5 戸以上であるものとされております。また、急傾斜地崩壊対策事業には、交付金事業いわゆる国庫補助事業と県単独事業があります。このうち、交付金事業、国庫補助事業の一般的採択基準は、事業費が7,000 万円以上、急傾斜地の高さが 10 メーター以上で、移転適地がなく、被害が生ずるおそれのある人家が 10 戸以上とされております。

議員の言うとおり、この事業の事業負担は、国が40パーセント、県が40パーセント、残り20パーセントを町及び利害関係者の受益者負担で負担することとされております。

町がこの急傾斜地崩壊防止事業、工事を行う考えはあるかとのご質問ですけれども、この 急傾斜地崩壊防止事業につきましては、受益者負担が生じることや、急傾斜地崩壊危険区域 に指定されると、さまざまな制限がかけられることとなります。近年は、異常気象などによ り多くの災害が各地で発生していることを考えますと、この急傾斜地に対する事業は必要で あると思いますので、このような制限や負担金があることを認識した上で、地元関係者や土 地所有者の了承が得られるなど、環境が整えば事業実施に向けて進めてまいりたいと考えて おります。

以上でございます。

- ○議長(野村賢一君) 4番根本年生君。
- ○4番(根本年生君) すみません、ありがとうございました。ぜひやっていただきたいと思います。

それで、今やっていただけるという答弁で、今後それをどのように推進していくかという ことも非常に大切だと思っております。それで、まず県のほうに、私もこれ確認させていた だいて、これも県のほうからいただいたんですけれども、急傾斜地法に基づく急傾斜地崩壊 防止工事の概要についてということを、これは県のほうからいただきました。これだと何 ページもあるんで、非常に読みづらいんで、私自分で簡略化したものをつくりました。この 簡略化したものも、県のほうに行って、この内容で間違いないかということで確認していた だきました。2回、3回添削していただきました。それで問題ないだろうということで了解 を得たところでございます。

これに基づくと、一番最初に、関係区及び所有者のほうから要望を出すと、町のほうにです。それで町のほうはその要望を受けて県に出すんだけれども、その前提として、町の条例がなきゃいけないよと。周辺のいすみ市、勝浦市、御宿町、そのほかも大体同じなんですけれども、分担条例の中に、この急傾斜地法対策事業についての受益者負担は幾らだよということを明記して、それで条例に変えているようであります。私も、改めて1つつくらなくちゃいけないのかなと思ったんですけれども、分担条例さえ決めておけばそれでいいと。それで仮に県の事業になれば、一切県でやるんで、町とすれば負担金を納付すればいいということでございます。

ですから、今後要望を関係区、所有者、私これも大多喜町に長年住んでいますので、どこにどういった崖があって、どこにどういった人が住んでいるというのは大体わかるので、関係区の皆さんのところにも、こういった事業があるんですよということはお話しさせていただきましたところ、皆さん本当に困っているんです。そういった事業があるんであれば、それに当てはまるかどうかわからないけれども、早急にやりたいというご回答を得ているところでございます。

まず、町のほうでやるべきことは、条例の制定だと思いますけれども、これはいつごろやるんでしょうか。来年また暑い時期にいろいろと災害等起きるといけません。また、条例をつくっても大多喜町は新規ですから、すぐには、もう既にやっているところとできませんから、1年でも早く始めて、1年でも早くこの事業を完成させるためには早急な条例の制定が必要だと思いますけれども、いつごろ条例の制定をやりますか。

〇議長(野村賢一君) 建設課長。

〇建設課長(吉野正展君) 今、根本議員さんのおっしゃるとおり、事業全体の 20 パーセントが土地の所有者と町、いわゆる受益者で負担することとなります。現在、利害関係者の負担割合については条例での規定がないというところでございます。

この条例につきましては、町の分担金徴収条例の中に規定をすることになろうと思いますけれども、この急傾斜地崩壊対策事業の受益者負担金、いわゆる分担金を規定するタイミングでありますけれども、受益者等の負担金の率が決定されなければ、事実その方たちが正式

な要望は難しいと思います。

このようなことから、本当にその関係者の方お一人ではなくて、ある程度の指定の基準がありますので、そういう方々からの意向が示された段階で、検討をしたいというふうに考えております。

以上です。

- 〇議長(野村賢一君) 4番根本年生君。
- ○4番(根本年生君) 分担条例金ですので、事業を書き加えればいいだけで、そんなに時間はかからないと思うんですよね。一から何ページもつくる条例だったらいろんな関係が出てくるでしょうけれども、今まで既にほかの分担金条例はできているわけですから。

それと、多分普通考えると、近隣の状況を踏まえて決めることになるんじゃなかろうかと思ってます。御宿町、鴨川市、これも県に聞いたんですけれども、ゼロと、地元負担金ゼロで全て市町村で負担しているというところもあるようです。やっぱりこれもいすみ市さんのほうに行って聞いたんですけれども、この4月、5月に各市町村でこの分担金の率が違うと、あるところはゼロ、あるところは 10 パーセント、20 パーセント取っていると。同じ事業をやるのに国・県が補助をするのに、これが果たしてアンバランスでいいのかというのが、何か調査ものが来たそうです。

そういったことで、調査ものが来るということは、県・国もこれを早急にやらなくちゃいけないという認識であると思いますので、これについては早急に進めていただきたいと思います。以上で、急傾斜地はやっていただけるということで、大変ありがたく思っています。 よろしくお願いいたします。

続きまして、3番の災害時、要支援者に対する避難行動支援の件。これは先ほど言いましたように、崖崩れが起きた際に、いち早く避難してもらわなくてはいけない。先ほど総務課長の答弁の中にもありました。危険なうちじゃなくて、ある程度風水害、雨風が余り強くないうちに避難していただくと助かるなということでございました。当然のことと思います。

しかし、最近災害時の準備とか勧告指示、おかげさまで早目に出していただけるんで非常に助かっているところがあると思います。しかし、出された時期の時は、多くの場合それほど風、雨、そんなにひどくないですね。それが徐々にひどくなってくると。それが前回のこの広島のときには、大体風、雨が強くなってきたのが夜半だと。ほとんどが夜であったというような実例、これも新聞報道等、国のホームページ等でも記載されております。

そうなってくると、なおさら町の指定する場所にはなかなか行けないわけですね。特に、

被害弱者といいますか、避難の支援者の方々については、やはり夜半となるととても行けない。早目に行ってもらわなくちゃいけない。早目に行ってもらうためには、先ほど言いましたように、避難所遠いのでなかなか行けないと。そうするととりあえずするとなると、地元の集会所に行くんではなかろうかと思います。その辺のことを、早目に避難してもらうために、避難行動支援をもっと充実させなければいけないんだと思っています。

それで、読ませていただきます。

平成 23 年の東日本大震災、平成 29 年の九州北部豪雨、平成 30 年の西日本豪雨においては、高齢者等災害弱者の死亡者の割合が非常に多くなっています。その中でも山間部においては、土砂災害関連での死亡者が大多数です。国においても、平成 25 年の災害対策基本法の改正において、避難行動支援者名簿を活用した実効性のある避難支援を行うよう、各市町村に指導、指示が来たものと思っております。大多喜町においても、大多喜町の特性や実情を踏まえつつ、避難行動支援者の生命と身体を守るという重要な目標を達成するために、早急に適切な対応をすべきと考えます。

内閣府の資料によりますと、この避難者名簿、せっかくつくるんだけれども全く活用していない自治体もあると。実際にこれを活用して、有効的に活用したところは被害が大変少なかったということも発表されているところでございます。ですから、その件で避難行動要支援者の避難を、いかにしたらスムーズにいかせることができるのかについて、以下の点について質問させていただきます。

まず、避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられました。これはできていると思いますけれども、現在の状況について教えてください。

- ○議長(野村賢一君) 健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(長野国裕君)** ただいまのご質問に対し、健康福祉課からお答えさせていただきます。

避難行動要支援者名簿とは、高齢者、障害者及び乳幼児など、災害時に配慮が必要な要配慮者のうち、特に避難時に支援が必要な人を避難行動要支援者といい、それらを取りまとめたものでございます。具体的には、寝たきり要介護3以上の人、認知症要介護3以上の症状のある人、身体障害者等級1及び2級の交付を受けている人、療育手帳A判定、精神保健福祉手帳1級の交付を受けている人、75歳以上のひとり暮らしの人や、高齢者のみの世帯の人など、現在延べ788人が該当しています。

避難行動要支援者名簿は、総務課及び健康福祉課に保管されており、定期的に更新されて

いるところでございます。

以上です。

- 〇議長(野村賢一君) 4番根本年生君。
- ○4番(根本年生君) 名簿は作成されているということでございます。

これは、そうしましたら災害の避難準備ですか、発令になりましたですね。4月と8月、そのときにはどのように活用されたんでしょうか。

- ○議長(野村賢一君) 健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(長野国裕君)** ことし2回の避難準備情報のときには、まだ活用に至ってはいないところであります。
- 〇議長(野村賢一君) 4番根本年生君。
- ○4番(根本年生君) わかりました。

また以後質問させていただきますけれども、先ほど言いましたように、せっかくつくった 名簿が活用されていないということは、やはり避難される方、高齢者の方々、本当に災害弱 者と呼ばれる方々にとっては、本当に生命にかかわる問題に発展しかねませんので、これは やっぱり有効的に使っていかなければならないと思っております。

続きまして、その名簿が平常時、当然災害時には民生委員さんとか警察とか消防、それと 自主防災組織ができている関係者、要はその方々を要支援する方々のところに情報として流 れるんでしょうけれども、これは、いざ災害になってからそういった名簿をもらっても、な かなか対応ができないんじゃないかと思います。

災害時におけるといろんなことが出てきます。道路災害いろんな面、そのときに迅速にこの名簿を活用して高齢者の方を避難させることはなかなか難しい。平常時から、そういった方々にその名簿をお渡しして、当然同意があった方だけだと思いますけれども、その同意を得るに当たっても、やっぱり同意されない方についても、町が小まめに行って、こういった場合にはこういったのがあるので、災害時にはどうしても避難させる、一人じゃ難しい方については、いろんな方面で手伝いするんで、名簿の提供について同意してくださいと。それについては当然秘密、個人保護法とかありますので、それに伴う的確な管理等は当然必要になってくると思います。やっぱり多くの命を救うためにも、平常時からその名簿について、実際災害が起きたときにどのように活用するんだという訓練を踏まえてやるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

〇議長(野村賢一君) 健康福祉課長。

〇健康福祉課長(長野国裕君) まず、名簿を平常時に避難支援関係者に提供ができているかということについては、議員さんのおっしゃられるように、同意を得ていませんので、現在のところ平常時からの提供は行っていない状況であります。

あと、訓練についてですけれども、防災訓練等において、各地区を輪番で実施している防災訓練で、毎年地区のことをよく把握している組長さんなどに、地区内の安否確認を実施していただき、その地区の行政区の区長さんが取りまとめ、最終的に災害対策本部へ報告を上げていただくなどの訓練を実施しているところでございます。

以上です。

- ○議長(野村賢一君) 4番根本年生君。
- ○4番(根本年生君) 最初にまず、788人いらっしゃるということですけれども、このうち同意を得られている方が何人で、同意を得られていようと得られていなかろうと、災害の起きた場合には区別なく避難させなければなりません。それは町の責務だと思っています。同意がないからこの人は助けに行かないよ、同意があるから行くよということは、到底できないと思っているんですね。

そのために、同意を得るために町も努力しないと。いろんな面で個人情報には適切に、絶対に管理するんで、いざ災害が起きたときには助けに行ったり、安否確認もしなくちゃいけないわけですから。その辺は小まめにやっていただいて、平常時から常にこの名簿を生かせるように。

それでちょっと聞きましたところ、災害になってからそこのところに行っても、誰が来たんだかわからないよと、怖がっていかないというような人もいるそうですね。ですからやっぱり1年に1回とか、そこに行ってふだんから顔見知りになると。そうすると、この人が来たんだから一緒に避難しようという方も多いというようなことも、国の施策の中に書かれています。ですから、ふだんから非常に活用してもらいたいと思います。それは平常時から十分にやっていただきたいと思います。

続きまして、災害時には本人の同意の有無にかかわらず、名簿情報を避難支援関係者に提供できるというような法律の改正が行われました。私、先ほど言いましたように、災害時、いつの時点でこれが災害対策本部に提供されるんですかね。多分、災害対策本部が立ち上がったときには、そういった名簿もあるよということで、本部には多分提供されているんだと思います。

それで、いつの時点で、これが関係者、支援する方々のほうにこの名簿が提供できるのか。

その辺のマニュアルというんですか、この要支援者名簿の活用に向けたマニュアル等はできているんでしょうか。先ほど言いましたように、災害時に慌ててやっても、これはなかなか対応は難しいと思います。その辺はどうなっていますでしょうか。

- 〇議長(野村賢一君) 健康福祉課長。
- O健康福祉課長(長野国裕君) まず、避難行動要支援者の支援体制マニュアルとのことでございますが、町全体の防災に関する大多喜町地域防災計画とその地域防災計画の中で、要支援者対策において定められた、大多喜町避難支援プランがございます。大多喜町避難支援プランとは、避難支援に関する事項を中心に具体化したもので、災害発生時における支援を適切かつ円滑に実施するため、町における要支援者の避難支援対策について、基本的な考え方や進め方などをあきらかにしたものであります。要支援者の自助、地域の共助を基本とし、要支援者への情報伝達体制や、避難支援体制の整備を図ることなどを目的としています。

あと、名簿をどのタイミングでというご質問でございますが、現在名簿は平常時提供できる状態ではございませんが、災害の状況によって、発災時に名簿が提供できることになります。災害の種類と状況によって、提供は変わってくることになりますが、大地震などが発生した場合は、発災後に避難支援関係者に名簿を提供し、安否確認の協力をいただくことになるかと思います。

洪水や土砂災害などの気象現象に伴う災害は、避難勧告を発令した時点で提供することを 想定していますが、それらの災害は発生するエリアが限定される上、事前に職員との配備体 制も整っていることから、危険地域における避難誘導は、警察官、消防職員、消防団、町職 員が、自主防災組織等の避難支援関係者に協力を求め行うものと考えております。

以上です。

- ○議長(野村賢一君) 4番根本年生君。
- ○4番(根本年生君) 今の答弁の中で、答弁を聞く限り、この名簿をいつどのようにして、 どのように活用するかというのが何かはっきりしていない。申しわけないけれども、時の課 長さん、時の皆さん災害対策本部ということだと思いますけれども、その辺の配慮に任せき りで、そのときによって違ってきちゃうと、これではまずいんじゃないですか。

やはり、この名簿をどのように、作成されたんですから、どのようなときにどういった形で運用して、どのように実効性のあるように名簿を活用するんだという運用マニュアル、これは非常に大切だと思いますけれども、それを早急につくって対応すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

- 〇議長(野村賢一君) 総務課長。
- ○総務課長(西郡栄一君) ただいま、健康福祉課のほうから話があったとおりなんですけれども、どのタイミングで出すかということで、これは災害対策基本法の中では定められております。1つは、現に災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合においてということで、その場合には同意にかかわらず避難支援等の実施に必要な限度で名簿を提供することができるということでございます。

もう1点考えてみますと、町には個人情報保護条例もございます。この場合には、人の生命、身体または財産の保護のために緊急に必要があるときということでございます。緊急に必要があるときというのは、危険を避けるため個人情報を本人から指摘する時間的余裕のない場合をいうとということでございます。

ですから、先ほど健康福祉課長の話したとおり、土砂災害とか風水害の場合、風水害の場合についてはあらかじめ台風の接近とか、大体天候も予報できますから、その場合については用意をしておいて、いざ水位が上がってきたときには当然のように避難という形になりますので、そのときには町の職員も一緒に行って、避難経路を案内するような形にはなろうかと思います。ですから、その場合については、町の職員、担当になっている部署もございますけれとも、そういう部署の職員がそれぞれ担当するというような形で考えております。

それと、地震災害の場合には、もうこれは発災して、もう直ちに避難所を開設している状況でございます。その場合については、それぞれの避難所にその名簿を持っていって、避難されているかどうか、それを確認するというような安否確認が最優先になるんではないかなというふうに考えております。

それと、土砂災害の関係ですけれども、これは町内に 22 カ所でしたかね、指定されております。その中でそれぞれの世帯の構成、そういったものによって、例えばそこの世帯にそういう避難行動要支援者の方がいるんだけれども、例えば世帯の方がいらっしゃる、ほかに健常な方がいらっしゃるとか、そういう方がいらっしゃれば逆にそういう方にお願いするというのが、一つの原則でもないのかなというふうに考えております。

そういう中で、町のほうでは1つ名簿を、当然のように災害区域にどのような方がいて、 どのぐらいの家族構成をしているというのが把握できますので、それについては町のほうで ほぼ対応ができるのではないかなというふうに考えております。

ただ、議員さんのおっしゃったように、その避難所という問題については遠い場所も多い んで、できれば近隣というか、その住んでいる区の集会施設とか、そういうところの安全性 が確保できるのであれば、一時的にでもそういうところに避難していただいたり、あるいは 身内の方がいらっしゃれば、そういうところに行って危険な状況を脱するとか、そういう形 での対応をお願いしているところでございます。

それと、この名簿につきましては、発災時等でもあれは無条件に認められるものでもないというふうに言われています。これは、例えば老川地区に持っていくのに、上瀑地区の名簿まで必要なのかというような場合もございます。ですからそれは、ある程度区切られた中で、こちらのほうで、それぞれの避難所ごとにというような形で持っていくような形を考えているところでございます。

○議長(野村賢一君) 4番根本年生君。

○4番(根本年生君) ただいま健康福祉課長、総務課長のほうから具体的なお話がありました。この名簿のマニュアルができていれば、こうやってできていますよと明示すればそれで終わりじゃないですか。今説明した、そうすればいいと思います、そうすることによって対応できると思いますということじゃなくて、マニュアルができていれば、このような体制でやりますというようなことを、議会に明示すればそれで済むことなんですよ。

それをつくっていないと、要は個人の見解とか、申しわけないけれども、いろんな形で災害というのは突発的に事が起こりますから、いざ災害になったらその名簿をどのように使うんだということは対応が難しいと思うんですよ。ですからそういったものはぜひつくってもらいたいと私は思います。

それで、それだけじゃなくて、要支援者の方々、自分みずからじゃ避難できないわけですから、そうするとそこで崖崩れに遭ったときに避難できない、そうすると被害者になる可能性がある。その支援体制のマニュアル、これは名簿だけではありません。名簿の活用が重要だと思いますけれども、そういった方々をどのように支援していくんだというマニュアル等も必要になってくると思います。

その中で、多分災害が起きそうな場合には安全確認をすると。これ多くの場合、電話等でやることが多いようでございます。前の3月にちょっと聞きましたら、消防係のほうとかで、何か避難支援者のほうに電話していたとかいろいろ聞きます。でもいざ実際災害が起きると、消防係とか防災の係、忙しくてそれどころじゃないと思うんですよね。そうするとほかの部署の方から多分電話がかかってくるんです。役場の職員だけじゃできないと。じゃ、民生委員さんも一緒に頼むのか、地元の要支援者という方々に頼むのか、その辺のマニュアルも含めて、ぜひ要支援者、災害弱者の方々の支援をどのようにするかということを、早急に書面

で、要綱とかでもいいかもわかりません。それをつくる必要があると思いますけれども、いかがでしょうか。

- 〇議長(野村賢一君) 健康福祉課長。
- O健康福祉課長(長野国裕君) 災害時に要支援者等に対するマニュアル等は、先ほど支援計画のマニュアルというお話をさせていただいたんですけれども、個別計画というものを要支援者には、本来であれば個別に要支援者一人一人への名簿というものを作成して、その支援をすることとなっておりますが、現在、大多喜町においては、個別支援計画までは作成に至っていない状況ではあります。
- ○議長(野村賢一君) 4番根本年生君。
- ○4番(根本年生君) ですから先ほど急傾斜地の崖崩れを防災する。しかし、防災したといっても、今は予想を超えるような大雨が来ます。今まで100年ぐらい崖崩れがなかったところも崖崩れになっている状況です。それで、そこに避難しないと身体に重要な影響がある。その多くの方々は、要は災害弱者と言われる高齢者、障害者、小さい子供、そういった方々なんです。そういった方々をいかに早く避難させるか、これはいわゆる大多喜町の基礎自治体に任された、非常に重要な事柄だと思います。

県のほうに聞いても、先ほどの急傾斜地の対策法は、道路とか河川を直すのと違って、直接生命にかかわる、何かあったときにはその人の生命にかかわることなんですね。そういったことが要綱とか条例に基づいて上がってくれば、粛々とやるよというような答弁もいただいているところ――回答ですね、県の職員ですから答弁ではありません。回答をいただいているところでございます。これはやはり早急に、人の生命にかかわるところなんです。やっていただきたいと思います。

続きまして、ちょっと時間がなくなってきたので、最後の、区集会所のトイレ整備及びエアコンの設置について。

区の集会所は、地域コミュニティーの中心拠点として重要な役割を担っております。地域の会議を初め、催事や子供会、高齢者の集まりの拠点として、また、近年の自然災害の状況から、地域の避難場所として利用も考えられるところです。

調べましたら、避難場所というのは、今住んでいるところが危ないので、一時的に避難する場所だということですね。それで避難所というのは、さっき言ったように大多喜町が指定したところとなりますけれども、しかしながら、早い時期に建設されました区集会所では、トイレの老朽化が著しく、洋式トイレもない状況にあります。

また、気象庁は近年の猛暑について、命の危険性のある暑さ、一つの災害であるという表現で猛暑に警戒を呼びかけています。さまざまな行事や、特に日中に行うことが多い高齢者の会合や、記録的短時間大雨情報等による災害時に、町が指定した避難場所に行くことが難しい高齢者や保育園児、障害者等の災害弱者の方々が、一時的に避難する安全な場所として利用する場合には、トイレの洋式化及びエアコンの設置が急務であると思われます。

本来であれば、区にて整備いたすべきところでありますが、世帯数の減少や高齢世帯の増加に伴い、区費等の収入も年々難しくなってきており、全額区が費用を出して工事を行うことは大変厳しい状況の区も多数あります。中には既に自費で工事を行ったというところもありますけれども、特に小さい部落、戸数の少ない部落においては、なかなか思うようにいかないというのが実情であると思います。

よって、トイレの洋式化、バリアフリー化の整備、当然高齢者の方々が集会所に上がるには、手すり、スロープ等も必要になるでしょう。エアコンの設置も必要になります。先ほど言いましたように、集会所に早目に行くんだけれども、夏の暑い時期に行って、日中 35 度を超す中で、エアコンもない中で、高齢者の方々がそこで一時的に避難するということは、この間ニュースでもありましたよね、病院で何だかエアコンが壊れていて死亡者が出たら殺人だと。殺人容疑だというようなことも示されたような状況ですので、これも早急に対応してもらいたいと思います。

上記の工事を行うに際し、安心・安全で、高齢者にとって使いやすい集会所になるよう、 町にて助成金を交付するための少額助成金制度を設けるべきと考えます。今、町においては、 100 万円以上の助成金というか交付の要綱はあります。しかし、トイレの洋式化、エアコン 等は100 万円とは行かないと思うんですね。行く工事もあるかもわからないけれども。

これはいすみ市のほうでは、エアコンの設置について、既に助成金を要綱でつくって交付しています。あと、少額、30 万円以下の、要は地域のコミュニティーのために、集会所はぜひ必要で、そこに多くの方々が集まってもらうことが、地域のコミュニティーの発展のために、地域のコミュニティーが発展すれば、先ほど言いましたように、災害時の対応もスムーズにいくと。これは実証されていますよね。地域のコミュニティーがうまくいっているところは災害の犠牲者が少ない。

以上のことから、区集会所のトイレ整備及びエアコンの設置について、その助成制度を設けるべきかと思いますけれども、いかがでしょうか。

〇議長(野村賢一君) 企画課長。

〇企画課長(米本和弘君) ただいま、区集会所のトイレ整備及びエアコンの設置についてということで、企画課からお答えをさせていただきたいと思います。

地域の集会施設の改修につきましては、ただいま議員さんおっしゃられたように、地域社会における触れ合いのある生活を維持することを目的に、大多喜町コミュニティー育成事業補助金交付要綱によりまして対応させていただいているところでございます。

ただいまのご質問につきましては、議会定例会 6 月会議におきまして、山田議員から質問のありました、地域集会所のバリアフリー化と同様のご質問と思います。山田議員からのご質問にもお答えいたしましたように、現段階でのトイレ整備及びエアコン等の設置に関しましては、前回の答弁と同様、現状の基準どおり、100万円以上の改修事業についてコミュニティー育成事業補助金交付要綱の制度によりまして、対応していただくこととし、少額な助成金制度の創設については、現状では考えていないところでございます。

以上です。

- ○議長(野村賢一君) 4番根本年生君。
- ○4番(根本年生君) また来年このような猛暑になって、区の集会所では健康体操とか、高齢者のためのいろんな事業が行われていますよね。そこに 35 度を超す猛暑の中で、そういった事業、高齢者の方々の事業をやれというんですか。

多くの場合補助金というのは、町が必要だと思う事業、地域のコミュニティーの活性化の ために集会所の施設というのは重要であると、先ほど言いましたように、災害時の一時的な 避難場所のために区集会所も必要であると思えば、これは助成金出しても早急にやらないと、 来年暑かったらどうするんですか。部屋の中で、熱中症というのは、外にいるより部屋の中 にいたほうが被害が多いという統計も出ていますよね。それで、暑いから仮に集会所に行か ないという年配の方々が、うちに引きこもってしまうと、そういった状況も考えられます。

トイレも非常に大きな問題があって、以前は洋式というとちょっと嫌だなという方も多かったけれども、今は大概、男性も女性も高齢の方は洋式じゃないとできないというのが一般的だと思いますよ。これは仮にいろいろな行事を区の集会所でやったときに、高齢者の方々が熱中症とか病気になったらどうするんですか。何もこれは町のほうに全額出せという私の希望でも、全額出してくださいと、それは難しいでしょうから、そういった事業を後押ししてやる。

小学校の通行のブロック塀、あれが危険なところ、倒れてくると。これについても国のほ うでは、各市町村においては、そういったことを新しくしてもらうために、ブロック塀の改 修の費用を出して促進してもらおうと。これは一日も早くやるべきことであって、万一熱中 症とか、どこかの区でそういった事態に陥ったときにはどうするんですか。

これは生命を守るために、ぜひ助成金の制度の創設をやってもらいたいと思います。いかがでしょうか。

- 〇議長(野村賢一君) 企画課長。
- **○企画課長(米本和弘君)** この企画課からの立場といたしましては、コミュニティー施設の 育成というようなことでございます。その中でも早い時期に建設された集会所が多いと、そ ういう施設にトイレとかの整備がまだされていないということでございます。

これまでコミュニティー施設整備事業で、各地区の集会施設の整備、補助金を支出して行っております。洋式ということは結局水洗化だと思います。そういった事業をやるところを見ますと、トイレだけじゃなくて、そういうところはもう屋根がだめになっているとか、壁がだめになっているとか、外壁ですね。そういったところのこういうものも結構あります。そういった事業と兼ね合わせて、やはり区としても大きな費用を出すからには、やはり計画的にそういった事業を合わせた中で整備するのが一番いいんじゃないかと思います。そういった意味で、やはり100万円以上の改修工事について補助金事業を使っていただいて、直していただくのがいいのではないかと。

今、各種の事業をやるに当たって、熱中症とかになったというような声もありましたけれども、今、そういった時期にはなるべく時期を回避してやるような事業がふえていると思いますので、なるべくそういったことで対応していただければというふうに考えております。 以上です。

- 〇議長(野村賢一君) 4番根本年生君。
- ○4番(根本年生君) 区の集会所は月何日も使わないんだから要らないよと、これが学校については、子供たちがいてエアコンがないと熱中症にかかる危険性があるからということで、配慮してやろうとしました。高齢者の方々についても、ぜひそういった配慮をしていただいて、エアコンの設置、トイレの洋式化、バリアフリー化、やっていただきたいと思いますけれども、町長いかがでしょうか。
- 〇議長(野村賢一君) 町長。
- **〇町長(飯島勝美君)** 内容につきましては、今課長が答弁した内容でございます。

やはりいろんな施設も、ある程度さっき答弁したように、そういう施設というのは古いも のですから、そこだけで直していいもんではないと思いますので、そういったところ、特に 当然そういう額はかかってくるんだと思います。根本議員さんも、今エアコンの話もされますが、私どもも3月の議会におきましても、やはり 30 年度の予算では、中学校のエアコン設置が議案として提案されております。そういうことで私どもの賛成多数でこうして通過したところでございまして、今鋭意やっておりますが、やはりまずできるところからやっていくということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

- ○議長(野村賢一君) 4番根本年生君、時間です。
- ○4番(根本年生君) すみません。ですから、予算的に1年じゃ無理だと思うんですね。3年、5年、計画を立てて、毎年少しずつやっていくと。助成金ですから、全額なわけじゃないわけですから、ぜひ計画をつくって上手に対応していただきたいと思います。

終わります。

○議長(野村賢一君) 会議の途中でございますが、ここで10分間休憩します。

(午後 3時35分)

〇議長(野村賢一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時45分)

◇野中眞弓君

○議長(野村賢一君) 一般質問を続けます。

次に、1番野中眞弓君の一般質問を行います。

1番野中眞弓君。

○1番(野中眞弓君) 1番野中です。

通告に従って一般質問をさせていただきます。

まず1点目ですが、デマンドタクシーの改善について質問いたします。

7月20日、地域公共交通活性化協議会で、デマンドタクシーを10月1日から実施することが承認されました。おおかたについては、全員協議会で説明されていたとおりです。制約が、いろいろな制約が大きい中で、不十分であり、随分、おくればせながらひとまず、実施にこぎつけたことを評価するとともに、私は、安堵の気持ちでいっぱいです。

18 年前、私が議員になって初めての一般質問が巡回バスを走らせてほしいということ だったと思います。今では、車の運転ができる人がふえ、外出支援タクシーが走るなどで、 この声は小さくなっていますが、交通の不便さを訴える声は、当日は、一番、町民の要望と して何とかしてほしいと大きいものでした。

しかし、これからも免許証の返納や高いタクシー代負担などを考えれば、老いてもこの町で安心して暮らし続けるため、安くて便利な交通手段の確保は求められます。多くの方が利用しやすい制度を目指してまだ走ってはいませんが、改善を求めます。

質問の順序がかわるのですが、ご了承ください。

実証期間3年間と言いますが、この3年間に改善の見通しは行われるのでしょうか。行われないとすると、私のこの質問が無駄になってしまうのですが。

それと、実証期間を過ぎたあと、このデマンドタクシーの事業はどうなるのか、伺います。 〇議長(野村賢一君) 企画課長。

○企画課長(米本和弘君) それでは、デマンドタクシーの改善についてということで、企画 課からお答えをさせていただきます。

予約制乗り合い交通、いわゆるデマンドタクシーの運行につきましては、10 月1日からの運行に向け、現在、準備を進めているところです。で、このデマンドタクシーの運行に当たりましては、7月 20 日に開催されました地域公共交通活性化協議会におきまして、運行エリア、運行時間帯、運行回数等、その運行方法について承認をされ、その承認事項を持って、現在、関東運輸局に申請を提出し、運行許可を受けることとなっております。

実証運行期間が3年なんですが、この間の見直しができるのかということでございますけれども、まず、公共交通活性化協議会で、承認をいただいた事項につきましては、また、協議会の承認が必要となりますので、承認事項以外については、随時見直しを行って、利用者への利便性の向上に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

- 〇議長(野村賢一君) 1番野中眞弓君。
- ○1番(野中眞弓君) 協議会の承認が必要なものは、協議会ごとに変更を承認してもらえばできると思うのですが、そういうことは考えられませんか。
- 〇議長(野村賢一君) 企画課長。
- ○企画課長(米本和弘君) そうですね、協議会の承認事項は、今回につきましては、先ほど言いましたように、運行エリアとか時間帯、運行回数等を協議いただきまして、その内容で承認いただきましたので、これから、運行を始めてから、この部分は見直しを行わなくてはいけないというような部分が出てきましたら、公共交通活性化協議会のほうにはかっていって承認をまた新たにもらうというような形になると思います。

- ○1番(野中眞弓君) それでは、安心して改善を要求いたします。
- ○議長(野村賢一君) 1番野中眞弓君。よろしくお願いします。
- ○1番(野中眞弓君) すみません、気持ちがすぐはやってしまうんです。
- ○議長(野村賢一君) わかります。
- ○1番(野中眞弓君) 利用対象者の件です。いすみ鉄道1キロ以遠ということが条件ですが、 この規制ははずせないでしょうか。

いすみ鉄道経営を圧迫しないためだと言いますけれども、いすみ鉄道の利用促進を目的にしたシニア会員制度というのがあります。この制度を利用すれば、200 円で往復できるんですね。デマンドタクシーなら 800 円かかるところ、200 円で往復できるというのは、大変ありがたいことで、利用できる身体状況のある人なら、やっぱり、自主的に利用するのではないかと思います。同じような1キロ以遠でなければならないという足を保障する制度に外出支援制度があるんですが、外出支援制度では、足腰に支障があり、乗り場まで歩行困難な人、あるいは、公共交通を利用することが困難な人は外出支援を使ってもいいですよという状況があります。

その条件は、足腰に支障があり、乗り場まで行くのが歩行困難な人、公共交通の本数が少ない人、1キロメートル以上に住んでいる人、これは、デマンド交通と同じなんですけれども、1キロ以上歩くのが困難な人、必ず、いらっしゃると思うんですね。

ですから、どれを使えと、使わなければならないっていうふうに規制されるというのは非常に窮屈なことです。 1 キロ以内の人でもいいですよって、いうことになっても、いすみ鉄道のシニア会員さんは、いすみ鉄道を使い続けると思うんです。 そういう意味で、 1 キロのしばりをとっていただいて自分に適した交通手段を選べるようにしていただきたい。いかがでしょうか。

- 〇議長(野村賢一君) 企画課長。
- **○企画課長(米本和弘君)** このデマンド交通は、10月1日から運行を予定しておりまして、 先ほど申し上げましたように、現在、運行許可いただけるような手続きをとっておるところ でございます。

そういうことから、交通活性化協議会におきましても運行エリアとしていすみ鉄道との競合を考慮し、鉄道駅から半径1キロ以内に居住する住民は対象外とするというようなことで、承認を現在はいただいておりますので、10月1日の運行が始まってから、住民の方からそういった声があれば、また、今後、協議をしていきたいと思いますけれども、やはり、公共

交通というようなことがございますので、一部の事業者だけに偏るようなことは、町として もできないと思います。いすみ鉄道の乗車、促進ということもございますので、その点につ いては、今後、考えていきたいと思います。

- 〇議長(野村賢一君) 1番野中眞弓君。
- ○1番(野中眞弓君) いすみ鉄道については、シニア会員制度って、期限付きですけれども、ありがたいと思います。いすみ鉄道と町の企画課の担当にも伺ったのですけれども、82名の方が利用されているということで、いすみ鉄道の乗車率から考えるとかなり貢献してらっしゃる。もし私が、山の中に住んでいなかったら、駅まで歩くのは運動だし利用するのではないかと思うんです。で、歩くのが困難な人のために、1キロのしばりについては、これから先の検討をお願いいたします。

それと2点目です。土曜日も運行していただけないだろうか。いただいた資料の中で、外出の目的で圧倒的に多いのは、同じくらいの率で、買い物と通院です。実際、病院は土曜日、診察しているところが多いと思います。例えば、子供が病院に行くときとか、歯医者に行くときとか、子供って、土曜日にデマンドバスが動いていれば、小学生、中学生だったら行けるわけです。中学生は、学校があるから行けるということもありますけれども、そういう点で、土曜日の通院のための運行をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〇議長(野村賢一君) 企画課長。

○企画課長(米本和弘君) この土曜日の運行につきましては、これも先ほどと同じなんですけれども、公共交通会議の中で決まった承認事項と運行計画の大きな変更となりますので、基本的には、実証運行期間中について、3年間ですね、土曜日の運行は行わないというような方針でおります。

その理由といたしましては、このデマンド交通、デマンドタクシーは、老川西畑地区の 小・中学校向けのスクールワゴン車両のあき時間を利用して運行を実施しております。この ため、土曜日については、運行時間帯が平日と違いまして、合わない時間となっておりまし て、平日だと運行できる時間帯は、土曜日につきますと、その時間は、学校のほうで使うよ うな時間帯となりますので、平日のみの運行としているところでございます。

また、この土曜日の運行に当たっては、運行費用の影響が出てまいります。実証運行期間中に、利用者からの意見や要望等によりまして、今後、判断をしていければというふうに考えております。

〇議長(野村賢一君) 1番野中眞弓君。

○1番(野中眞弓君) とりあえず、わかりました。

次いきます。よろしいでしょうか。

4点目ですが、老川地区全員と中野駅下車の利用料金を安くする考えはないでしょうか。 その理由ですけれども、老川十字路付近や中野駅周辺の商店で買い物がしやすいためです。 デマンドタクシーが一気に住民を町場まで連れていくと、老川方面、中野方面で今まで買い 物していた方が全部そちらのほうにとられてしまいます。中野駅周辺、老川十字路周辺で商 売をしてらっしゃる方は、本当にありがたく、つぶすわけにはいきません。もしもなくなっ てしまったら、いざというときも困ります。で、私は、今、老川、中野の商店さんは町の宝 だと思います。ぜひ、半額くらいにして、安直に自分の周辺で用がたせる環境を守っていた だきたいと思います。いかがでしょうか。

- 〇議長(野村賢一君) 企画課長。
- ○企画課長(米本和弘君) このデマンドタクシーの運行につきましては、通常の路線バスとは、タクシーのように距離に応じた運行料金設定は適正ではなく、町内どの場所に行くにも一定料金が原則というふうになっておりますので、区間内でも別料金設定は、現状では考えておりません。

なお、利用促進を図る目的で、車内における運賃、車内を簡素化するためのチケット制に よる事前購入システムや回数券、定期券、割引券などの企画乗車券などの発行による利用促 進を今後進めていきたいというふうに考えております。

いずれにしましても、デマンドタクシーの運行につきましては、まだ始まっておりません ので、今後の運行の中で、利便性の向上に向けた取り組みに努めていきたいというふうに考 えております。

○1番(野中眞弓君) 利便性って乗り物の利便性ではなくて、地域商業の確保という意味で、私は、必要だと思います。それこそ老川の商店さんは、老川地区で、多分、ただ一つのスーパーで、中野地区でも、日用食料品を求められるのは1軒しかありません。交通が便利になることはいいんですけれども、それは、商業人口が流出することと裏腹なので、そこの対策も、大多喜のように過疎地では考える必要があると思います。ぜひ、善処していただきたいと思います。年とっても町内なら安心してどこにもいけるこのデマンドタクシーが、多くのみなさんに利用してもらえることを希望して、この項は終わらせていただきます。

2点目です。森林管理経営について。

午前中に質問された山田さんとちょうど表と裏になるのではないかというふうに考えます。

林野庁が山林所有者への調査結果を改ざんして、林野庁よおまえもか、という改ざんです。 国会審議に付し、訂正したり謝罪したりしていましたが、その森林経営管理法がことし5月 25 日に成立しました。普通は、ほとんどの法案というのは、法案成立してから施行まで二、 三年あると思いますが、この森林管理法は、超特急で施行することになります。今から7カ 月後には施行されるわけです。

法の内容は、大ざっぱに言えば、今までは、人工林の管理について、全く規制がなかったのに、基本的に 50 年せいくらいの人工林は、伐採することが義務づけられました。自分の財産で、植えときには何にも条件がないのに、ここへきて急に切らなければならぬという法律、まるで江戸時代の将軍が全国一斉になになにせいと命令を下したような、時代錯誤を感じます。

そして、管理がゆき届かない人工林は、持ち主が賛成しようがしまいが、何が何でも市町村の管理下に置こうというものです。で、意向調査をして、賛成の人は、いいんですが、同意をしない人は、どうなるかっていうと、県が裁定を出して、持ち主の意志は市町村に預けないと言っているにもかかわらず、強引にとりあげます。

で、とりあげて、所有権はそのまま所有者にあるのですが、最長 50 年間の管理、経営権を奪われます。自分の山でありながら自分のものでなくなるわけです。で、それは、もう一つ、いなくて、持ち主が誰だかわからない、それから、共同の所有権があって、それも持ち主がわからないという人についても、県が裁定をしたり、あるいは、市町村が公告を出したりして、これも市町村の管理下に入ります。憲法、29 条でしょうか、保障する財産権の侵害そのものではないでしょうか。

そういう形で集めた山林を市町村は、分けて、この山は伐ればもうかる山、こっちはもうからない山と分けて、もうかる山については、県が決めた伐採業者に委託する。もうからない山については、地元の市町村が管理する。で、その業者がもうかる山を管理担当するわけで、多分、効率のいい管理、運営をするということで懸念されているのは、皆伐、全部、伐ってしまうことだろうと。で、普通、今まで、皆伐というのは、経済活動だからといって国の補助金というのはつかなかったんですけれども、今度のこの森林管理法とセットになった森林環境譲与税ですか、その交付金によって、業者に対して植林もすることとセットで補助金まで出す。で、伐採して利益が出たとき、業者は、経費と自分の利益を控除してなおかつ残りがあれば所有者に利益として払ってもよい、払いなさい、払わなければならぬではなくて、払わなくてもよいという、山林所有者にとっては、ずっと手入れはしていなかったか

もしれないけれども、植林をしたときには、動物にやられないか、あるいは、年に何回かし たがりをし、そして、多分、何年に1回かは、ある程度大きくなるまでは枝打ちをしたりし たんだと思います。

そのうちに材木の自由化によって価格が下がって、今では杉は、ピーク時の8分の1、檜は7分の1まで下がっています。価格が下がったものですから、手入れをしても一文にもならないというのが、所有者の心境だと思います。で、意欲を失って、今のように荒廃した人工林なってしまったわけですが。

で、山林を維持するというのは、人工林を持っているというのは、初期投資があって、そしてそれが、それなりの、ずっと固定資産税を払う、あるいは、道路の普請をする、そういうことが行われていたのに、そういうのが報われない可能性が強い。そういう山林所有者にとっては、本当に踏みつけられるようなことが、手入れの届かない山林を手入れして、成長産業にしようという美名のもとに行われようとしている。行われようとしている。

で、町も大変で、もうからない、手入れをしてももうからないとわかっているのを押しつけられるわけです。町の立場と住民の山林所有者、立場は違ってもしんどい思いをするというのは、この制度では、考えなければいけないという思いを参考資料を読めば読むほど恐ろしくなってきました。時代が昔に戻って、封建時代の昔に戻らせられている法律だと、そう思いました。

そして、所有者は、今、意欲をなくしています。でも、町としては、そういう山林所有者 の立場に立って、この仕事を進めていただきたい。で、大多喜町、美しい山林を持つ町とし て、よみがえらせてほしい、よみがえらせたいという気持ちを強くしました。

そこで伺います。山田さんの質問の中で、これからの計画などを伺っておりました。その中で、答弁として、現段階では、意向調査の実施方法とか、実施に必要な準備から進めたいというふうに答えられましたけれども、この事業にかかわる所有者というのは、税務課で調べていただきました。固定資産税を納めていらっしゃる方だけで 2,300 人、そのほか、課税するに足りない小さな面積なので、誰だか持ち主がすぐにはわからないという山林が 3,000筆あります。2,500 人くらいは、山林の所有者ではないかと思われます。町民の 4分の 1を超えています。この 4分の 1の人たちが、もしかしたら踏みつけられる。ですから、国によって住民が損失を受けないようにしゃかりきに取り組んでいただきたい。そのためには、計画の面では、周知を、この制度の周知、どう進めるかという計画など、きちんと進めていただきたい。それから、立場として、表向きの仕事はともかくとして、この国民を、所有者

を足蹴にするような、この住民の立場に立った説明もきちんと町民に知らせるべきではないか、そう思います。

そして、議員にもいろいろな節目ごとに説明をしていただきたいと思いますが、担当では いかがでしょうか。

- 〇議長(野村賢一君) 産業振興課長。
- **○産業振興課長(西川栄一君)** ただいまのご質問に産業振興課よりお答えいたします。

町の考えている計画とその進捗状況ということでありまして、山田議員さんの答弁の中でも現段階では、意向調査の実施方法や実施に必要な準備から進めてまいりたいというお答えをさせていただいております。それに加えて、制度の周知ですとか、町民への説明、議員さんへの説明ということでございますけれども、確かに、制度の周知というのは、新しい制度が始まりますので、今後、必要かと思いますので、住民に対する周知ということを、どのように今後やっていくかというのは、検討していきたいと思います。

またあと、町民への説明、また、議員への説明をもう少しして欲しいというようなことで ございますので、その辺もあわせて、今後、町の取り組みを考えていく中で、ご意見があっ たということで参考にして考えていきたいなと考えております。

以上です。

- ○1番(野中眞弓君) よろしくお願いします。ここのところが、住民にとっては、一番大切ではないかと思うのです。意向調査の封筒がきて、初めて知ったというようなことがゆめゆめありませんよう、お願いいたします。
- ○議長(野村賢一君) 野中議員に申し上げます。質問するときは、議長を通してください。 よろしくお願いします。

1番野中眞弓君。

- ○1番(野中眞弓君) 2つ目ですけれども、本人が同意をして集積計画の中に入るのはよいのですけれども、そうではなくて、本人はいやでも強引に入れられてしまう。そのことについて、どういうふうに対処なさるつもりですか。
- 〇議長(野村賢一君) 産業振興課長。
- **○産業振興課長(西川栄一君)** ただいまのご質問に対しまして、産業振興課よりお答えいた します。

法律の中で、野中議員のご指摘のとおり、法律の中では、市町村が管理を行おうと計画する森林におきまして共有者の一部が不明の森林であったり、所有者が不明の森林等において

は、公告や都道府県知事への裁定の手続きを得ることで、市町村が管理することに同意したものとみなすとされる規定がございます。

ご質問は、このような事例があった場合の町の対応は、どのようにするのかということであるかと思いますが、現段階では、そのような場合の町の対応については、個々具体的な事例が出てこないと判断できなものと考えておりますので、ご理解いただければと思います。 以上です。

- ○議長(野村賢一君) 1番野中眞弓君。
- ○1番(野中眞弓君) その不明の場合でなくて、本人がしっかりと不同意を表明した場合でも、県知事が裁定で同意にすることができると。

で、住民と対応するのは役目だと思うんですね。強引な対応は差し控えていただきたいと。 その基本的な姿勢は守っていただいたいと思います。

- 〇議長(野村賢一君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(西川栄一君) 確かにご質問のとおり、幾つかの集積した森林の中で、ある 方一人が同意しないという場合は、確か、県のほうに裁定等の手続き等をとることで市町村 が集積できるというような規定があったと思います。それについて、町はどうするかという ことでございますけれども、これについても、やはり、個々具体的な事例が出てこないと判 断できないものと、今、考えておりますけれども、強引にということは、なかなかむずかし いのかなということも今の段階では、そういうことも考えております。

以上です。

- 〇議長(野村賢一君) 1番野中眞弓君。
- ○1番(野中眞弓君) しっかりと引き継いでおいてください。

あともう一つ、ただどりみたいに経営権を奪われてしまうことについてですが、この法律では、業者はもうけてもその利益の分配が所有者に保障されていません。で、住民の立場に立って、業者と所有者が協議をする場合、協議の場に役場が入って、所有者の権利を守る体制をつくっていただきたい。

それから、もう一つ、集約の単位ごとに小さいものが頑張れるのは、やっぱり団結することですので、組合のようなものを組織させ、権利として交渉できる体制も検討する必要があるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

- 〇議長(野村賢一君) 産業振興課長。
- **○産業振興課長(西川栄一君)** ただいまのご質問に対して産業振興課よりお答えいたします。

利益の保障とか、その辺の関係はよろしいですかね。

組合とかということでございますけれども、これについては、まだ、制度が始まっておりませんので、今後、そういうことが必要であれば検討する必要があるかと思いますけれども、現段階では、この先どうするかというよな、組合をつくるとか、そういう考えというのは、今の段階ではちょっと考えておりません。

- 〇議長(野村賢一君) 1番野中眞弓君。
- ○1番(野中眞弓君) これから先の方策として、やっぱり、この法律の影に所有者をないがしろにするという姿勢、それから、大手の製材業者を優遇するという姿勢が、明らかにしているわけです。その中で、やっぱり小さな住民が生き残っていくには、力を合わせなければいけないので、その援助をする、大多喜町ではそういう形でこれに対応するということも申し送りの中に入れていただけたらなと思うんです。いかがでしょうか。
- 〇議長(野村賢一君) 産業振興課長。
- **○産業振興課長(西川栄一君)** 弱い方を援助するとか、住民を守る。

法律的には、あくまでも森林を整備をするということでございますので、そういうような ことはないかと思うんですけれども、そういうような意見があるということで、今後、検討 していく際では、そういうのも考慮しながら考えていこうかなというふうには考えておりま す。

以上です。

○1番(野中眞弓君) ありがとうございます。

最後になりますが、質問ではありませんけれども、なんでこんなに強引なことをするのだろうと。あちらこちらの資料を見てみました。今、材木はほとんど輸入品でしたけれども、輸出国では、自国の産業化ということで関税をあげているんだそうです。そして、輸出量、業者の立場にしてみれば輸入量が減っている。だけれども、需要は多い。で、それでもって国産材に、安い国産材に目をつける、私たちの立場で成長産業と言うのなら、山林を持っている方うるおうことだと思うんですけれども、政府の言う、この法律で言う成長産業はどうも製材業者の利益を確保することだ。で、製材業者に利益がまわるように条文もあって、制度自身もそうなっていて、で、この別の資料では、この法律をつくるに当たって、木材の自給率を50パーセントを目標にしていると。だから、もう超特急で法律が成立してから1年もたたないうちに施行させる。それから、利益だって、所有者のところには保障されていない。本当に林業を、そういう業者に、果たして皆伐したときに、長い時間をかけて、次の世

代の林を育成する意志があるのだろうか。この法律が本当に力を発揮したときには、また、 円形脱毛症のように日本の森林は、はげていくのではないか。そういう不安があります。そ ういう意味で、私たちの国土を守るためにも地道な林業を、先ほど、山田さんの質問の中で は、自伐農家を育てる、そういう計画というのを町として持つ姿勢を強力に進めていってい ただきたい。ということを要望して2つ目の質問は終わります。

3つ目にいきます。

3つ目は、エアコン設置についてです。今までエアコンというと、学校が対象だったんですけれども、この夏のあの暑さで、国が、生活保護世帯に今までは設置を認めなかったエアコンを今年度から認めるということを発表しました。設置費用も含めて5万円が支給されるんだそうです。私は、全部に支給されるのかと思ったら、対象は、ことし4月以降に新規認定された世帯だけである。じゃ、4月以降は全部かと言ったら、いろいろな条件があって、熱中症にかかりやすい人がいる世帯に限るということです。熱中症にかかりやすい人のいる世帯は、3月以前に認定された世帯でもいらっしゃるはずです。3月で線引きするのは理不尽そのものです。

そこで、お伺いいたします。すべての保護世帯と生活保護基準の世帯を対象にエアコン設置をするように、町として国に要請する考えはありますか。

- 〇議長(野村賢一君) 健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(長野国裕君)** ただいまのご質問に対して健康福祉課からお答えさせていた だきます。

この件につきましては、平成 30 年7月1日から適用となった生活保護法による保護の実施要領の取り扱いについての一部改正が行われたことによるものでございます。適用要件といたしましては、質問の中でもございましたように平成 30 年4月1日以降に保護決定となった世帯のうち熱中症予防が特に必要なものがいる世帯に対しては、冷房器具の購入に必要な費用が認められることとなりましたが、それ以前からの保護世帯については、従前のとおり毎月支給される生活費のやりくりによって賄うか、貸付資金の活用によって賄うこととされております。

生活保護基準の世帯とのことでありますが、世帯の収入状況が保護世帯に準じている世帯と解釈しましたが、現にその世帯が生活に困窮しているか調査する権限がありませんので、当該世帯を町で把握することは不可能である上、町は、実施機関ではありませんので、ご質問にあります国に要望する予定はございません。

しかしながら、生活保護の認定時期の違いによる取り扱いの相違については、同じ取り扱いとなるよう、実施機関であります県に話をしたいと考えています。

以上です。

- 〇議長(野村賢一君) 1番野中眞弓君。
- ○1番(野中眞弓君) 私の家もエアコンがないんですけれども、今までは風が涼しかったので必要ありませんでした。去年からことしにかけては、耐えられません。個人的な話ですが、毎朝、母のところを見に行って、第一発見者にならないだろうなという気持ちで母の様子を見に行く夏でした。

で、国が実施するまでの間、国と同じ条件でも結構ですので、町が生活保護世帯の、熱中 症にかかりやすいという対象とされている世帯に対して補助を出す考えはありませんか。課 長の説明だと、やりくりの中から費用をお出しなさい、というのですが、生活保護基準が引 き下げられ、生活が厳しくなっていると思うんです。年寄りにこれ以上の節約をせよという のは、非常に厳しいのではないかと思います。福祉国家であるなら差別を、格差をつくって はいけないというのは当たり前のことなので、ぜひ、町のほうで対応していただきたいと思 いますが、いかがでしょうか。

- 〇議長(野村賢一君) 健康福祉課長。
- O健康福祉課長(長野国裕君) 先ほどと重複する部分もありますが、やはり、国からの通知生活保護法による保護の実施要領の取り扱いについてでは、日常生活に必要な生活用品については、毎月支給される生活費のやりくりにより賄うこととなっており、今回の一部改正後も平成30年3月31日以前からの保護受給中のものについては、従前のとおり毎月支給される生活費のやりくりによって、賄うか、貸付資金の活用によって賄うこととされております。ですので、現在のところ、町独自でエアコン等の冷房器具の設置費用を支給することができないことをご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

- 〇議長(野村賢一君) 1番野中眞弓君。
- ○1番(野中眞弓君) ここのところで、本当に格差が出てくる、収入の格差が出てくるのは 情けない話です。何とか希望のある人には入れてあげてください。

ちょっと伺い忘れました。7月以降、エアコン設置費をいただける条件のある家庭で、ど のくらいの方がエアコンを入れていますか。

〇議長(野村賢一君) 健康福祉課長。

- **〇健康福祉課長(長野国裕君)** 7月以降というデータではございませんけれども、4月1日 以降で、エアコンを導入することが可能となる世帯については、2世帯ほどございます。た だし、エアコンの設置を要望は今のところしていないということです。
- 〇議長(野村賢一君) 1番野中眞弓君。
- ○1番(野中眞弓君) 周知はできているんですか。
- 〇議長(野村賢一君) 健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(長野国裕君) その辺につきましては、ちょっと不明でございます。
- 〇議長(野村賢一君) 1番野中眞弓君。
- ○1番(野中眞弓君) 生活保護が本町の場合は、県の管轄下にあることは承知しておりますけれども、案外と対象者に対して周知をしていないという可能性はあると思います。やはり、住民を守るという立場で、町の担当課が入れられるけれども、どうしますかというような確認をなさったらどうでしょうか。
- 〇議長(野村賢一君) 健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(長野国裕君)** 保護費の支給時等に、今後、窓口等で周知に努めたいと考えます。
- 〇議長(野村賢一君) 1番野中眞弓君。
- ○1番(野中眞弓君) 本当に夏の暑さは、すべて思考力もそれから肉体の運動意欲も失う厳しいものです。特に高齢者の方たちが、また来年はもっと厳しくなることも予想される中で、安心して暮らせるように、条件整備をお願いいたします。

次の学校のエアコン設置については、先ほど、吉野議員が質問されましたので、私の一般 質問はこれで終わらせていただきます。

度々、許可を忘れて申しわけありません。ありがとうございました。

○議長(野村賢一君) ご苦労さまでした。

これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長(野村賢一君) 以上で本日の日程は、全部終了しました。あす5日は午前 10 時から 会議を開きます。

本日は、これで散会します。

(午後 4時38分)

第1回大多喜町議会定例会9月会議

(第2号)

平成30年第1回大多喜町議会定例会9月会議会議録

平成30年9月5日(水) 午前10時00分 開議

出席議員(12名)

1番	野	中	眞	弓	君	2番	:	志	関	武臣	夫乡	君
3番	渡	辺	善	男	君	4番	:	根	本	年	生	君
5番	吉	野	僖	_	君	6番	:	麻	生		剛	君
7番	渡	邉	泰	宣	君	8番	:	麻	生		勇	君
9番	吉	野	_	男	君	10番	:	末	吉	昭	男	君
1 1 番	Щ	田	久	子	君	12番	:	野	村	賢	_	君

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯	島	勝	美	君	副町長	鈴	木	朋	美	君
教育長	宇	野	輝	夫	君	代表監查委員	滝	口	延	康	君
総務課長	西	郡	栄	_	君	企画課長	米	本	和	弘	君
財政課長	君	塚	恭	夫	君	税務住民課長	和	泉	陽	_	君
健康福祉課長	長	野	国	裕	君	建設課長	吉	野	正	展	君
産業振興課長	西	JII	栄	_	君	環境水道課長	Щ	岸		勝	君
特別養護老人 ホーム所長	秋	山	賢	次	君	会計室長	吉	野	敏	洋	君
教育課長	古	茶	義	明	君	生涯学習課長	宮	原	幸	男	君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 麻 生 克 美 書記 山 川 貴 子

議事日程(第2号)

- 日程第 1 報告第 6号 継続費精算報告書について
- 日程第 2 同意第13号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 3 議案第36号 大多喜町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改 正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第37号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第 5 議案第38号 平成30年度大多喜町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第 6 議案第39号 平成30年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算(第 1号)
- 日程第 7 議案第40号 平成30年度大多喜町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 8 議案第41号 平成30年度大多喜町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第 9 議案第42号 平成30年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予 算(第1号)
- 日程第10 議案第43号 平成29年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定について(提 案説明)
- 日程第11 議案第44号 平成29年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出 決算認定について(提案説明)
- 日程第12 議案第45号 平成29年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定 について(提案説明)
- 日程第13 議案第46号 平成29年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認 定について(提案説明)
- 日程第14 議案第47号 平成29年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について(提案説明)
- 日程第15 議案第48号 平成29年度大多喜町水道事業会計決算認定について(提案説明)
- 日程第16 議案第49号 平成29年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計欠損金の処 分及び決算認定について(提案説明)
- 日程第17 報告第 7号 平成29年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
- 日程第18 報告第 8号 平成29年度大多喜町水道事業会計決算に基づく資金不足比率 の報告について
- 日程第19 報告第 9号 平成29年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算に基づ

く資金不足比率の報告について

◎開議の宣告

○議長(野村賢一君) おはようございます。

きのうの会議に引き続き、ご苦労さまでございます。きょうは暑いですから、上着を脱い でリラックスして会議をやってくれればありがたいと思います。よろしくお願いします。 ただいまの出席議員は、12名全員でございます。したがって、会議は成立しました。

たたいまの田席議員は、12名至員でこさいます。 したかつ C、会議は成立しました これから会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長(野村賢一君) 本日の議事につきましては、既に配付の議事日程第2号により進めて まいります。よろしくお願い申し上げます。

◎報告第6号の上程、説明

○議長(野村賢一君) これから日程に入ります。

日程第1、報告第6号 継続費精算報告書についてを議題とします。

本件について、報告を願います。

財政課長。

○財政課長(君塚恭夫君) 報告第6号の説明をさせていただきます。

議案つづりの1ページをお開きください。

継続費精算報告書について。

平成 29 年度大多喜町一般会計予算の継続費に係る継続年度が終了したので、地方自治法施行令第 145 条第 2 項の規定により報告します。

次のページをお開きください。

平成29年度大多喜町一般会計継続費精算報告書。

款3民生費、項1社会福祉費、事業名、次期介護保険事業計画等策定事業、この事業は、 平成30年度からの次期介護保険事業計画を策定したものでございます。表内の全体計画の 年割額は、平成28年度170万1,000円、29年度226万8,000円、合計396万9,000円。実 額の支出済額は、平成28年度169万9,884円、平成29年度226万8,000円、合計396万 7,884円。年割額と支出済額との差は、平成28年度のみで1,116円で、財源は全て一般財 源でございます。

以上で、報告第6号 継続費精算報告書についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

O議長(野村賢一君) これで、報告第6号 継続費精算報告書についてを終わります。

◎同意第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第2、同意第 13 号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

本件について、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長(飯島勝美君) それでは、5ページのほうをお願いしたいと思います。

同意第13号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明申し上げます。

次の者を大多喜町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所につきましては、大多喜町西部田 218 番地 1、氏名は、江沢正明、生年月日は、昭和 29 年 11 月 14 日。

提案理由でございますが、現委員であります江沢正明氏が、平成30年10月3日をもちまして任期満了となりますので、再任として推薦をお願いするものでございます。

江沢氏におかれましては、経験も豊富で、人格、識見ともにすぐれ、税務の実情にも精通 しておりますので、再度委員をお願いしたいと考えております。ぜひ議員皆様の同意を賜り たいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長(野村賢一君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから、同意第13号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに賛成の方は挙手願います。

(举手全員)

○議長(野村賢一君) 挙手全員です。

したがって、同意第13号は同意することに決定しました。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第3、議案第36号 大多喜町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長(長野国裕君) それでは、議案つづり7ページをお開きください。

議案第 36 号 大多喜町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例 の制定について、ご説明申し上げます。

本文に入る前に、提案理由のご説明を申し上げます。

平成 29 年度税制改正により、指定都市の個人住民税所得割の標準税率が6パーセントから8パーセントに税源移譲されました。重度心身障害者医療費助成の支給認定及び自己負担上限額の判定は、市町村民税非課税世帯か市町村民税所得割非課税で均等割のみの課税世帯、または所得割の税額で判定を行っているため、賦課期日に指定都市に住所を有している転入者については、正しい支給認定及び自己負担上限額の判定が不可能となります。

つきましては、賦課期日に指定都市に住所を有していた者については、市町村と同じ税率 6パーセントにより判定をするために、条例の一部を改正するものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

議案第 36 号 大多喜町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を次のように改正する。

別表中1項の次に2項として、「受給権者の属する世帯が地方税法第318条に規定する賦課期日において、指定都市の区域内に住所を有する世帯であるときは、当該世帯を指定都市

以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。」 を加え、以下、1項ずつ繰り下げるものとします。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長(野村賢一君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから議案第36号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(举手全員)

〇議長(野村賢一君) 挙手全員です。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第4、議案第37号 損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長(西川栄一君) 議案第 37 号 損害賠償の額を定めることについて、産業振興課よりご説明させていただきます。

議案つづり9ページをお開きください。

初めに、提案理由の説明をさせていただきます。

平成30年7月20日に、産業振興課職員が出張で県庁に向かう途中、千葉市内の市道交差 点において信号待ちをしていた際に、一般車両に追突事故を起こし、この事故に伴う相手方 車両の修理費用を損害賠償するために提案させていただくものであります。

それでは、本文に入らせていただきます。

次のとおり公用車事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号の規定により議会の議決を求める。

- 1、相手方、相手方につきましては記載のとおりでございます。
- 2、事故の概要、平成30年7月20日午後1時20分ころ、千葉市中央区南町2-15-7 地先の市道交差点において、赤信号のため停車し信号待ちをしていたところ、ブレーキから 足が外れてしまい前方に停車していた相手方の車両に追突し損害を与えたもの。
 - 3、損害賠償の額、12万8,678円。

以上で、損害賠償の額を定めることについての提案説明を終わります。ご審議のほど、よ ろしくお願い申し上げます。

○議長(野村賢一君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

- 11番山田久子君。
- ○11番(山田久子君) ここのところ公用車における事故が続いているように感じております。町としまして、事故を起こされてしまいました職員の方への指導、また、そのほかの職員への啓発というのはどのように行われているのか、お伺いしたいと思います。
- 〇議長(野村賢一君) 総務課長。
- ○総務課長(西郡栄一君) 今年度の交通事故の発生件数につきましては、この損害賠償議案が3件目になろうかと思います。例年に比較すると、確かに件数のほうは増加してございます。

職員に対する交通事故防止のためということで、交通法規の重視など、これについてはも う既に2回にわたり通達を発しております。残念ながらそういう状況の中で発生件数が増加 するという、大変残念な状況でございます。

職員に関する指導といたしましては、やはり発生した職員に対しては、それぞれ立場の者から口頭による注意を実施しております。町の要綱の中では、懲戒処分基準というのもござ

いますけれども、これはある程度悪質な場合のものということで限定されておりますので、それには該当しないような形でございます。

それと、やはり交通事故の 87 パーセントというのは、うっかりしたミスで発生していると言われております。人身事故は発生していないものの、交通事故の防止というのは、町としても推進していかなくてはならないということで考えております。これらも踏まえ、運転時には細心の注意を払い運転することを再度職員には周知したいというふうに考えております。

あと、町としてどのようなものができるのかということで、今現在協議しておりますのは、 ハード面において、公用車にドライブレコーダーの導入なども検討したいというふうに思っ ております。

以上です。

O議長(野村賢一君) ほかにございませんか。

5番吉野僖一君。

- ○5番(吉野僖一君) 当然、対人対物とかいう、そういう車両保険の加入というのは入って なかったのですか。
- 〇議長(野村賢一君) 財政課長。
- **○財政課長(君塚恭夫君)** 公用車は全て保険、対人対物、加入してございます。
- ○議長(野村賢一君) ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これから議案第37号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

〇議長(野村賢一君) 挙手全員です。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

課長さん方、職員のほうに、事故がこのところ続いています。少し気を引き締めるように お願い申し上げます。よろしくお願いします。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第5、議案第38号 平成30年度大多喜町一般会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

財政課長。

〇財政課長(君塚恭夫君) それでは、議案第38号の説明をさせていただきます。

議案つづり11ページをお開きください。

平成30年度大多喜町一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。 歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,658万3,000円を追加し、歳入歳 出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億2,371万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳 出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

継続費。

第2条、地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は「第2 表 継続費」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の追加及び廃止は、「第3表 地方債補正」による。

それでは、「第2表 継続費」から順次説明させていただきますので、15 ページをお開きください。

第2表 継続費。

款 9 教育費、項 4 社会教育費、事業名、日墨友好記念碑作成事業、総額 800 万円、年度及 び年割額は、平成 30 年度 240 万円、平成 31 年度 560 万円で、平成 31 年 9 月の完成に向け、 平成 30 年度、31 年度の 2 カ年で実施するため、継続費を設定するものでございます。

第3表 地方債補正。

1、追加。これは地方債補正として負債を追加するものでございます。起債の目的は、観光施設整備事業債、限度額は、432万円、起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりでございます。

この起債の借り入れは、国の地方創生推進交付金を活用した、観光まちづくり推進事業の 一つとして実施する駐車場整備工事に充てるものでございます。

2、廃止。この上水道出資債は、当初予算で予定しておりました南房総広域水道企業団へ

の出資債で、出資の取りやめに伴う廃止でございます。

それでは、次に、事項別明細書の2、歳入及び3、歳出により、補正予算の説明をさせていただきます。

18、19ページをお開きください。

2、歳入。

款 14 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 1 総務費国庫補助金 2,304 万 5,000 円の増額補正は、観光まちづくり推進事業への補助金でございます。

目 4 土木費国庫補助金 1,161 万円の減額補正は、交付決定による社会資本整備総合交付金の減額でございます。

款 15 県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金 104 万円の増額補正は、実績による 児童手当負担金の過年度分の追加交付でございます。

項2県補助金、目4農林水産業費県補助金410万1,000円の増額補正は、節4青年就農者確保育成給付金事業補助金は、節16農業次世代人材投資資金交付金へ制度改正等による増減でございます。節8農業経営基盤強化資金利子補給事業補助金は、一括返済による減額。節12野生獣管理事業補助金は、キョンに対する支援事業として単価変更による増額。節15県単森林整備事業補助金は、実施面積等の増による増額でございます。

款 17 寄附金、項1 寄附金、目1 指定寄附金 5,000 万円の増額補正は、ふるさと納税の7 月までの実績及び今後の見込みによるものでございます。

款 18 繰入金、項1基金繰入金、目2ふるさと基金繰入金 4,950 万円の増額補正は、ふる さと納税の増額見込み等に係る返礼品に充てるものでございます。

款 19 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金 3,153 万 6,000 円の増額補正は、今回の補正の一般財源として繰越金を充てたものでございます。

款 20 諸収入、項4受託事業収入、目1後期高齢者医療広域連合受託事業収入4万 5,000 円の増額補正は、後期高齢者健康診査実績による増額でございます。

項5雑入、目2雑入6,000円の増額補正は、住民健康診査実績による増額でございます。 次のページをお開きください。

款 21 町債、項1町債、目2衛生債540万円の減額補正は、南房総広域水道企業団の出資債で、出資の取りやめによる減額でございます。

目7商工債432万円の増額補正は、観光施設整備事業債で、国の地方創生推進交付金を活用した観光まちづくり推進事業の一つとして実施する、駐車場整備工事に充てるものでござ

います。

次に、歳出ですが、今回の補正予算では、職員の人事異動に伴う増減がございますので、 初めに給与費明細書の説明をさせていただきます。

38ページ、39ページをお開きください。

給与費明細書の1、一般職の1号の総括の表。

区分の欄、比較の項は、職員数1名減、給料1,210万円の減、職員手当352万1,000円の減、共済費123万8,000円の減で、合計で1,685万9,000円の減額でございます。

職員手当は、その下の職員手当の内訳の表のとおりで、時間外勤務手当は、地域防災対策の災害時などの職員の時間外勤務手当の増額で、その他の手当については、人事異動及び対象者数の変動等による増減でございます。

共済費の123万8,000円の減額は、人事異動に伴う減額と、地方公務員等共済組合の長期 給付等に係る追加費用及び共済事務費単価の変更等による増額の合計でございます。

以降の表については、説明を割愛させていただきます。

次に、事項別明細書により歳出の説明をさせていただきますので、22、23 ページをお開きください。

- ○議長(野村賢一君) 課長、座ってやって、長いから。
- **○財政課長(君塚恭夫君)** すみません、座って説明させていただきます。

3、歳出。

款1議会費、項1議会費、目1議会費 94 万 9,000 円の減額補正は、人件費の減額でございます。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費 484 万 9,000 円の減額補正は、人事異動に伴う人件費の増減額でございます。

目 5 財産管理費 204 万 8,000 円の増額補正は、庁舎パンフレットの印刷代と中庁舎の外壁などの改修費用でございます。

目 6 企画費 9,954 万円の増額補正は、自治体連携イベントなどに係る通行料と、ふるさと 納税の返礼品に係る報償費及びふるさと基金積立金でございます。

目8諸費 45 万 3,000 円の増額補正は、防犯灯の設置及び建てかえに係る経費、介護保険 事業還付費は、平成 29 年度実績による低所得者保険料軽減負担金の国・県還付金、養育医療給付事業還付費は、平成 29 年度実績による未熟児養育医療費等国庫負担金の還付でございます。 次のページをお開きください。

項2徴税費、目1税務総務費 48 万 1,000 円の減額補正は、人事異動に伴う給料、共済費の減額と職員手当などの増額でございます。

目2賦課徴収費 10 万 8,000 円の増額補正は、制度改正による共通納税システム対応のためのシステム改修の委託料でございます。

項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費152万9,000円の増額補正は、人事異動に伴う人件費の増額と、職員の産休等に伴う臨時職員の社会保険料、賃金の増額でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費199万7,000円の減額補正は、人事異動に伴う人件費の減額のほか、社会福祉協議会補助金の増額、国民健康保険特別会計繰出金の変更でございます。

目2国民年金費7,000円の増額補正は、共済費の増でございます。

目3老人福祉費4万円の増額補正は、外出支援サービス利用のチケットの印刷代でございます。

目 5 介護保険事業費 259 万 4,000 円の減額補正は、職員研修出張時の駐車場代の増額と、 人事異動に伴う介護保険特別会計繰出金の減額でございます。

次のページをお願いします。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費 17 万 6,000 円の増額補正は、人事異動に伴う人件費の増額でございます。

目 2 児童手当費 2 万 8,000 円の増額補正は、平成 29 年度実績による児童手当交付金国庫 支出金の返還金でございます。

目 4 児童福祉施設費 179 万 9,000 円の増額補正は、人件費の増額のほか、みつば保育園の備品修繕、つぐみの森保育園の遊戯室照明の修繕、児童クラブ運営事業は旧上瀑小学校の自動火災報知器等の消防設備の修繕でございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費458万1,000円の減額補正は、人事異動に伴う人件費の減額でございます。

目 2 予防費 39 万 4,000 円の増額補正は、食育に係る健康教育講師謝礼と、実績見込みによる健康診査委託料の増額でございます。

目 3 環境衛生費 229 万 9,000 円の減額補正は、人事異動に伴う人件費の減額でございます。 目 6 地域し尿処理施設管理費 8 万 6,000 円の増額補正は、コミュニティプラントの施設修 繕でございます。

次のページをお開きください。

項2清掃費、目1清掃総務費 11 万 3,000 円の増額補正は、人事異動に伴う人件費の増減 でございます。

目 2 塵芥処理費 87 万 2,000 円の増額補正は、環境センターの計量器の修繕でございます。 項 3 上水道費、目 1 上水道運営費 1,951 万 9,000 円の減額補正は、南房総広域水道企業団 への補助金及び出資金の取りやめによる減額でございます。

款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 1 農業委員会費 1 万円の増額、目 2 農業総務費 378 万 2,000 円の減額補正は、人事異動に伴う人件費の増減でございます。

目 3 農業振興費 213 万 7,000 円の増額補正は、制度改正による青年就農者確保育成給付金 事業補助金の減と、農業次世代人材投資資金の増、一括返済による農業経営基盤強化資金利 子補給補助金の減でございます。

目 5 農地費 56 万 1,000 円の増額補正は、基幹農道の補修用材料費の増と農地等の設計のためのパソコンシステム使用料の増、総元土地改良区への土地改良事業補助金の増額でございます。

目6農業施設費 25 万 9,000 円の増額補正は、集落センター及び農村コミュニティーセンターの施設修繕及び消火器の入れかえなどに係る増額でございます。

次のページをお開きください。

項2林業費、目1林業総務費 75 万円の増額補正は、キョンの捕獲に対して捕獲強化対象 支援事業が新設され、補助単価の変更による増額でございます。

目 2 林業振興費 123 万 1,000 円の増額補正は、県単森林整備事業の間伐、竹林整備、木材等の搬出の増加による委託料及び森林整備に係る補助金の増額でございます。

目 3 大多喜県民の森運営費 1,000 円の増額補正は、共済事務費単価の変更による増でございます。

目 4 都市農村交流施設運営費 200 万円の増額補正は、地方創生推進交付金事業として実施する、捕獲した猪肉を検査する金属探知機購入費でございます。

款 6 商工費、項 1 商工費、目 1 商工総務費 4 万 5,000 円の増額補正は、人事異動に伴う人件費の増減でございます。

目3観光費4,782万1,000円の増額補正は、観光施設管理事業では、大多喜駅トイレなど の施設修繕と観光本陣の木製の柵及び三口橋シンボル塔の補修工事、養老渓谷観光センター 景観整備に伴う立木の伐採補償でございます。

次の観光まちづくり推進事業は、国の地方創生推進交付金の対象事業で、観光に関する戦略や計画の策定、駐車場の整備、観光まちづくり会社への出資金などでございます。

款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費212万3,000円の増額補正は、次のページをお開きください、人事異動に伴う人件費の増減と、道路管理に係るシステム改修委託料でございます。

目2登記費3万8,000円の増額補正は、人事異動に伴う共済費の増額でございます。

項2道路橋梁費、目1道路維持費122万5,000円の減額補正は、舗装用機械の燃料代及び 車両の点検修理費用の増額と、トンネル定期点検に係る調査設計業務委託料の減額、及び町 道の2路線の用地測量などの委託料の増額でございます。

目 2 道路新設改良費 105 万 1,000 円の増額補正は、人事異動に伴う人件費の増額と、町道 改良に係る用地測量などの増額でございます。

目 4 橋梁維持費 1,150 万円の増額補正は、橋梁定期点検に係る調査設計業務委託料の増額 と、補修設計業務委託料の減額でございます。

款 8 消防費、項 1 消防費、目 3 消防施設費 183 万 8,000 円の増額補正は、船子地先の消防機庫新設に伴う既存機庫の撤去費用に係る補助金の増額と、消防車両の修理が発生したために、今後の支出予定額の不足見込み額の増額でございます。

目 4 災害対策費 290 万 5,000 円の増額補正は、災害対策に係る職員の時間外勤務手当の増額と、避難所開設の際に必要な消耗品と計画的に整備する避難所の物資、及び防災行政無線設備の修繕料でございます。

次のページをお開きください。

款 9 教育費、項 1 教育総務費、目 2 事務局費 89 万 1,000 円の減額補正は、人件費の減額で、節 3 職員手当等のゼロ表示は、扶養手当 24 万円、児童手当 16 万円の増と、期末勤勉手当 40 万円の減が、ちょうど差し引きゼロとなったものでございます。

項2小学校費、目1学校管理費 78 万 4,000 円の増額補正は、小学校2校の消防設備の修繕料及び光回線への切りかえに係る手数料でございます。

目2教育振興費1万円の増額補正は、対象者の増による遠距離通学費補助金の増額でございます。

項3中学校費、目1学校管理費38万6,000円の増額補正は、消火器の買いかえ及び光回線への切りかえに係る手数料でございます。

目 2 教育振興費 38 万 5,000 円の増額補正は、各種大会参加時の交通費の補助及び対象者の増による遠距離通学費補助金の増額でございます。

項4社会教育費、目1社会教育総務費259万1,000円の増額補正は、人件費の増額と国際 交流協会補助金の増、及び「第2表 継続費」で説明させていただきました、日墨友好記念 碑作成事業の今年度分の委託料でございます。

目 2 公民館費 74 万 8,000 円の増額補正は、2 階和室の畳表がえの費用と駐車場の区画線 工事などでございます。

目3図書館費79万9,000円の増額補正は、図書館の屋根の改修工事に係る設計業務委託料でございます。

次のページをお開きください。

項 5 保健体育費、目 1 保健体育総務費 55 万 1,000 円の増額補正は、人件費の増額でございます。

目 2 体育施設費 141 万 4,000 円の増額補正は、野球場バックスクリーンの改修工事及び海 洋センターの給湯ポンプの修繕料でございます。

目 3 学校給食費 61 万 9,000 円の増額補正は、人件費の増額と調理施設の修繕料及び食育 講演会などの試食用の賄材料費でございます。

以上で、議案第 38 号の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長(野村賢一君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番吉野僖一君。

- **○5番(吉野僖一君)** 今一番最後に言ったバックスクリーンなんですけれども、私も……
- ○議長(野村賢一君) ページ数等表示してください。
- ○5番(吉野僖一君) 37 ページ、海洋センターの管理運営費、バックスクリーンの修繕ということで、確かに剥がれたところを塞いであるんですけれども、まばらというかやっぱりああいうバックスクリーンというのは、全部同じ色でいかないといけないものを修繕してくれたんですけれども、何かちぐはぐだらけの、昔私野球やっていたので、その修繕したにはちょっと剥がれたところは塞いだんだけれども、まばらにモザイクみたいになっているんですよ。その辺は今後どうするつもりなんですか。

- 〇議長(野村賢一君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(宮原幸男君) バックスクリーンにつきましては、野球場が昭和 62 年に完成してから 32 年が経過している状況でございます。バックスクリーンは 40 カ所のパネルからできておりまして、そのうち今回4カ所を交換させていただきます。あわせまして全体的に色にばらつきがありますので、全部塗装をさせていただくことになっております。

以上です。

(「了解」の声あり)

- ○議長(野村賢一君) ほかにございませんか。 7番渡邉泰官君。
- ○7番(渡邉泰宣君) 31 ページの農林水産業費の1の林業総務費の中の有害鳥獣駆除対策 事業の増額補正なんですが、キョンの捕獲の変更か何かというふうに聞こえたんですが、内 容をご説明していただきたいと思います。
- 〇議長(野村賢一君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(西川栄一君) 有害鳥獣駆除対策事業の 75 万円の補正の内訳なんですけれ ども、県の野生獣管理事業補助金の中のキョンの補助金の単価の見直しが行われまして、こ れまで 2,000 円だったものが 5,000 円まで補助を県のほうでしてくれるということで、ただ し町の補助額を 6,000 円以上にした場合、5,000 円までの補助をしていただけるということ で、補助金額がこれまでよりも 3,000 円上がったことで、町のほうも 3,000 円上げたことで、 約 250 頭分見積もりしてありますので、250 掛ける 3,000 円で 75 万円ということで、補正 のほう増額させてもらっております。

以上です。

- ○議長(野村賢一君) ほかにございませんか。4番根本年生君。
- ○4番(根本年生君) 31 ページの下段、観光まちづくり推進事業。これは、以前全員協議会での説明のあった地方創生推進交付金による事業であると認識しております。大変すばらしい事業で、ぜひこの掲げていることは成功してもらわないと困ると思っております。それには、やっぱり議会が地域住民、町の協力体制というんですかね、やっぱりマイナビさんだけに任せておく、当然任せておかないんでしょうけれども、いかに地域住民等の協力体制が整うかということが、この成功の鍵ではないかと個人的に思っております。

その中で、議会にも説明があったんですけれども、そのかなり前から多分この計画につい

ては準備委員会とか立ち上げたりとか、かなり以前から計画はあったものだと認識しております。それを当然個人的なものもあるので、公表できない面もあると思いますけれども、町としてはこういった方向でこういったことをやっているんだということを、もうちょっと早く議会のほうに説明いただけると大変うれしいかなと思っております。

それはそれで早目にお願いできればということで、終わったことですのでいいんですけれ ども、この中にちょっとわからないことがあるので、幾つか質問させていただきます。

まず、お城の駐車場を整備して、そこから賃料を取ってということです。駐車場内には店舗が、お店があると思います。そのお店の関係。

あと、あそこのお城は、大部分、100 パーセントと言っていいくらいお城の来場者の方の 駐車場になっております。お城のほうも近年この暑さのせいもあるでしょう、入場者が去年 に比べて減っているということを伺っております。あそこを有料駐車場にした際に、その辺 の関係、お城との協議等は調っているのか、要はほとんどがお城のお客さんだと思いますの で、その辺のことを教えてください。

あと、会社をつくるに当たって、出資者を募ってつくるということです。ここに明示されています出資者のほかにも、この事業には賛同するのでぜひ協力したいという方があった場合には、他にも出資者を募るのかどうか。

あと、多分定款もできているんではなかろうかと思います。その定款の内容がですね、多分観光協会さんとか、今まで観光の面でいろいろやっているところと重なる部分もあるんじゃなかろうかと思いますけれども、その辺の調整とかはどうなっているのか。たくさんあって申しわけありません。

あと、アドバイザーとして幾つかの、この件についてアドバイスするんだという方の名前が入っています。そのほかに中野の振興会、商店街の振興会の方々も一生懸命町の活性化というのをやっています。老川でいうとやまびこセンターさんも観光地の拠点としてやっていると思います。その辺の名前が入っていません。これは今後そういった方も含めてアドバイザーとして活用していくのか。

あと、人材について。この資料によりますと、町、マイナビ、千葉銀行から出すことになっています。それはどのような形を想定しているのか。町から何人くらい出して、マイナビさんが何人、千葉銀行は何人とか、そういったことがある程度想定されているんであれば教えてください。

あと、組織図の中にある町内事業者とは、その中に合意形成を図るとあります。この町内

事業者と合意形成とは、これは誰がやるのか。先ほど言いましたように、地域住民、地域事業者との協力が必要だと思っています。その合意形成というのはマイナビさんがやるのか、 それとも新たに誰か人を入れて、中間的な人を立ててやるのか。

それと、雇用者数 28 人というふうに数字がうたわれています。この具体的な、当然数字が上がっているわけですから、具体的にここで何人、ここで何人ということがあるんでしょうから、それを教えてください。

それと、これで最後になります。これは総合戦略の一環だと思っております。総合戦略の会議もこの間行われたと思います。その中で、私も傍聴に行きましたけれども、具体的な説明は、はっきりした説明はなかったように感じています。新たに観光事業をやるよということはあったかもわかりません。それで、当然会議でそのときたしか決議の中に、今年度の予算とか事業内容とか、決議を受けて皆さん賛同して決議がとられて、今年度の事業を進めるものだと思っています。

そこで、何かこの件については、決議というんですかね、こういったことをやるよという 同意が必要じゃないのか。必要じゃないといえば構わないんですけれども、戦略会議の一環 としてであれば、そこで当然何らかの説明をして、決議も必要ではないかと思っております。 以上、たくさんあって申しわけありませんけれども、よろしくお願いします。

○議長(野村賢一君) 質問が大分出ていますけれども、わかりますか。予算に関係ない質問 も出ていますから。

産業振興課長。

○産業振興課長(西川栄一君) 最初に、駐車場の関係、私のほうからご説明させていただきます。

駐車場につきましては、確かに物産センター等、お城のほうに影響があるかと思います。 まだ協議のほうはしておりませんが、今後丁寧に協議をさせていただいて、事業を進めてい きたいと考えております。

- 〇議長(野村賢一君) 企画課長。
- ○企画課長(米本和弘君) それでは、2番目に出資者を今後新たに募るのかということでございました。これは、会社としては、当初4事業者さん、それからこの後、町、マイナビ、それから活性化ファンドというようなことで、あと3者が入ることになっておりますが、これは会社のほうの今後の運営の中で、そこら辺の新たな出資者を募集するかどうかというのは、会社のほうで決めることになると思いますので、今現在はまだはっきりと募集するとか

というのは決めておりません。

それから、定款のことについてですけれども、ほかに観光協会があるわけですが、そういったところとバッティングしないかというようなご質問ということでよろしいでしょうか。今回の法人の設立に当たりましては、準備委員会というのを6月5日から設けまして、それで会社の設立に向けていろいろな相談をしてまいりました。その相談の中に、観光協会の事務局長さんのほうも参加をしていただきまして、そこら辺の当然事業の目的の中でダブる部分はあるというようなことは承知しております。これについても、今後観光協会と新たな観光まちづくり会社との位置づけといいますか、そこら辺は今後また協議していきたいというふうに考えております。

それから、アドバイザーですね、これは先に全員協議会のほうに示させていただきましたけれども、アドバイザリーボードというようなところで示させていただいております。これは、今挙げてあるのは、町、商工会、観光協会、養老渓谷旅館組合、いすみ鉄道、たけゆらの里大多喜等としてありますので、これにつきましては、またどういった方を入れるのかというのは、今後また検討させていただきたいと思いますので、もし議会のほうでこういう人がいいんじゃないかというような提案がございましたら、いただければと思います。

人材についてということですね。人材につきましては、前回の資料の中では入ってはいなかったと思いますが、とりあえず代表取締役はマイナビのほうからということと、それから、常勤の取締役についてもマイナビのほうから。これは、プロフェッショナル人材というようなことで、それなりの知識を持った方の人材を採用するというようなことで予定しております。

そのほかに、町から本来出せればいいんですけれども、町もいろいろな部分で出せない部分もございますので、今現在考えているのは、地域おこし協力隊というような形で新たに募集をして、そこに勤務していただけるような形ができればというふうに今考えております。

それから、千葉銀行のほうからも、これもどういった形かまだはっきりしていないんです けれども、一応出向というような形で来ていただける予定でおります。

あとは、町内事業者、これは何ですか、町内事業者の……

(「組織体制図といただいた中に、人材派遣ってよくわからないですけれども、大多喜町とマイナビさんと千葉銀行さんの人材で協力するんだよと書かれたので、それと町内事業者の中に合意形成というのがありましたので、このこと」の声あり)

○企画課長(米本和弘君) この町内事業者さんも、今後町の観光業者さん、いろいろ旅館とか観光を目的にしたいろんな事業者さんがいると思います。そういった方たちとの中で、町の観光振興に向けた合意をとっていくために、ここで挙げている町内事業者さんというのは、当初立ち上げに入っていただいた4事業者さんが入っているんですけれども、その方々も一緒になって、そういった合意形成に参加していただくというような形となっております。

それから、雇用者数の 28 人の内訳ということですね。これにつきましては、この観光まちづくり会社で今後事業を進めていくんですが、会社本体のほうで3名、それから県民の森の指定管理を受ける予定で、今、手続等進めておるんですが、そちらのほうで7名、それからスカイアドベンチャーという、来年度に施設を予定しています、そこに 14 名、それから城下の町並み通りに古民家を生かした商業的な施設を実施していくんですが、そういう形の中で4名というようなことで28名になっております。

それから、総合戦略の会議の中の説明いうことですが、一応総合戦略で新たに事業を入れた中で、委員の方からも質問がございました。そういった中で、質問を受けながら、その事業の内容というのは理解していただいたのかなというふうに考えております。

以上でよろしかったでしたか。

○議長(野村賢一君) ほかにございませんか。

(「関連で」の声あり)

○議長(野村賢一君) まとめて、こんなに8つもやられると、執行部のほうもよくわからないでしょう。この辺を配慮して質問してください。

4番根本年生君。

○4番(根本年生君) ご丁寧な説明ありがとうございました。

すみません、それで、今の中でちょっと、お城の駐車場の件、これは以前の説明の中で、これは収益のかなりの分は、当面は多分県民の森とかの中を改造してとか、いろいろやって収益も上げるんでしょうけれども、これはすぐ右から左にいかないんじゃないかと、そうするとお城の駐車場の収益をもって、当分の間は運営の柱になるんじゃなかろうか、3年後ですね。3年間は交付金とかいろいろ来ますから、その後の運営については。

ですから、これについてやはりお城とか駐車場内の店舗の方とか、一部でも反対だとこれはできないわけでしょうから、十分な協議をお願いしたいと思います。

あともう一つ、町の職員、本当にマイナビさん一生懸命主導権とってやっていただけると 大変うれしいです。一生懸命マイナビさんが動いてもらうのに、やっぱり町が情熱を傾けて いかないとなかなか難しいんではなかろうかと思っています。その中で、この中に協力隊だけをとりあえず当面今のところ入れる予定だと、そういうことではなくて、やっぱり町とマイナビさんと一体となってやる体制づくりを考えて、要はマイナビさん一生懸命やってもらうには町が情熱を傾けてやらないといけないと思いますので、その辺の職員の派遣というんですか、も考えるべきであると思いますけれども、いかがでしょうか。

- 〇議長(野村賢一君) 企画課長。
- ○企画課長(米本和弘君) ちょっと私のほうで説明が足らなかったものですけれども、これ、会社ができて、町は一切手を引くんじゃなくて、当然行政がやるべき部分も、この会社のほうにやっていただく部分というのは、かなりの部分がありますので、企画と産業振興、それぞれ側面的に支援するというような形でやっていきたいというふうには考えています。ただ、職員をそこに置くというようなことは、やっぱり身分の関係上もできない部分もございます。制度的な部分もございますので、それはちょっとできないという、そういうことでございます。。
- ○議長(野村賢一君) ほかにございませんか。11番山田久子君。
- ○11番(山田久子君) 私も今の関連で、2点ほどお伺いしたいと思います。

負担金及び補助金交付金の中の、観光まちづくり会社補助金の中に、二次交通計画に関する補助金が出ているかと思うんですけれども、この二次交通計画というのは何なのかということと、その下の段の投資及び出資金の中で、せんだってのご説明を伺いますと、町の出資比率が 25 パーセント以上になると思うんですが、その場合、この会社と町の関係というのは第三セクター的な関係になるのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

- 〇議長(野村賢一君) 企画課長。
- ○企画課長(米本和弘君) 補助金の573万円のうちの中に、二次交通計画というようなことで出ている部分でございますけれども、これはやはり大多喜町に観光客を呼ぶに当たっては、今高速バスであるとか、いすみ鉄道であるとか、交通機関がございますけれども、大多喜までは来られるんですけれども、これから先の、さらに観光の現地に行く部分というのが、今、各事業者さんのほうで無料のバスとか走っていただいておりますけれども、そういった部分でやっぱりこの会社のほうもそういった部分を一緒になって考えていくというふうな形で、そういう二次交通というようなことで掲げさせてもらってあります。

それから、出資金につきましては、最終的には総額で5,500万円というような形で、町の

出資割合が 36.5 パーセントということです。それからマイナビのほうが 3,000 万円出資いただいて 54.5 パーセントというようなことになりますので、過半数は超えておりませんので、第三セクターというような形にはならないと思います。

- ○議長(野村賢一君) ほかにございませんか。
 - 5番吉野僖一君。
- **〇5番(吉野僖一君)** ページは30、31ページ。商工費の……
- ○議長(野村賢一君) 何ページですか、はっきり言ってください。
- ○5番(吉野僖一君) 30、31 ページ。商工費、その中の観光費で、先ほど老川の遊歩道の ごみの撤去とか何か、その辺どのくらいかかるんですか、1年間。

それと、町長の公約で小沢又から橋までの遊歩道、その進捗状況がわかれば教えてください。

- 〇議長(野村賢一君) 財政課長。
- ○財政課長(君塚恭夫君) 観光費のところでの観光施設管理事業の中、養老渓谷に関しては、 養老渓谷観光センターの景観整備に伴う立木の伐採の補償費でございます。ごみの撤去という……

(「説明のときは立木の」の声あり)

- **○財政課長(君塚恭夫君)** ですので、立木を伐採することによる、そちらの補償、立木、 立っている、生きている木の伐採の補償でございます。
- 〇議長(野村賢一君) 副町長。
- ○副町長(鈴木朋美君) 私のほうから説明させていただきますけれども、今話のあった養老 渓谷観光センター、やまびこの施設の前に小川があるんですが、あそこの小川のところに杉 の木が約 40 本近くあるんですよ。それが結構大きくなったのに加えまして、あそこのやま びこの前が秋のシーズンになるとすごく紅葉がきれいなんですよね。ですから、その杉の木 を伐採して、もっと小屋の景観をよくしようということで、その立木を切るための補償費で ございます。

(「さっき説明したのは、何か遊歩道の多分飛び石のところの、それが どのくらい費用がかかるか。わからなければ後でいいよ」の声あり)

○議長(野村賢一君) ほかに、今、吉野議員から遊歩道の進捗状況、予算に関係ありませんので。

ほかにございませんか。

1番野中眞弓さん。

○1番(野中眞弓君) 前にちょっと戻ります。

観光まちづくり推進事業の中で、雇用の 28 名というの、どこでどのくらい雇うというの はわかりましたけれども、この雇用の形態、どうなるんでしょうか。

この中にも若い人たちがこの町に住むのに、雇用の場がない、子育てをしづらいみたいな、きちんとした子供を育てられるだけの給料をもらえる、そういう雇用の場が必要だということはわかるんです。それに値するような雇用が、この事業で 28 名、保証されるんでしょうか。もし 28 名全部でないとしたら、どのくらいの割合で正職員として、子供を仕込める給料がもらえる雇用を確保できるのでしょうか。

- 〇議長(野村賢一君) 企画課長。
- **〇企画課長(米本和弘君)** この雇用に関しましては、今現在まだどういった形態、要するに 臨時的な雇用なのか、正職員的な雇用なのかという、そういう部分でしょうか。

本来、会社のほうでどういった雇用形態をとるのかというのもまだはっきりと決まっておりませんので、今現在その件に関しましてはきちんとした答弁はできません。申しわけないです。

- ○議長(野村賢一君) ほかにございませんか。
 - 1番野中眞弓君。
- ○1番(野中眞弓君) 関連なんですけれども、すみません、立ったとたんに忘れてしまいました。ちょっと時間を。
- ○議長(野村賢一君) じゃ、後で。

ここで 10 分間休憩します。

(午前11時01分)

○議長(野村賢一君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時11分)

○議長(野村賢一君) 思い出しましたか。

(「はい」の声あり)

- ○議長(野村賢一君) じゃ、1番野中眞弓君。
- **〇1番(野中眞弓君)** この事業計画の中には、会社を運営していく過程での収支の計画が出

ていませんけれども、3年間はいろんなお金が入るかもしれません。赤字が出た場合の補塡なんかはどうなるんでしようか。際限なく町が……

- ○議長(野村賢一君) 野中さんマイクもう少しつけてください。声が小さくて。
- ○1番(野中眞弓君) 際限なく町が出すというような、そういうようなことは決してないで しょうねということを伺いたいと思います。
- 〇議長(野村賢一君) 企画課長。
- ○企画課長(米本和弘君) これは出資のお話をさせていただいたときに、マイナビのほうで 過半数を超える出資金を出すということの中で、その理由として、まずマイナビのほうで責 任を持ってこの会社の運営をやっていきますというような形でお話をいただいておりますの で、赤字というのは単年度の赤字を指していうのか、それともその赤字が累積して会社が、 要するに倒産とか、そういう形になった場合にどうするのかという話だと思いますけれども、 今お話ししたように、マイナビの会社として責任を持ってやるというようなお話を伺ってお りますので、最低限出資比率の責任といいますか、そのぐらいの責任は最低限は出てくるん ではないかと思いますけれども、運営に当たってはマイナビにある程度任せてやるというよ うな形になりますので、そこら辺は大丈夫ではないかというふうに考えております。
- ○議長(野村賢一君) ほかにございませんか。
 - 1番野中眞弓君。
- ○1番(野中眞弓君) 出資比率とおっしゃいましたけれども、出資比率に合わせてまた持つのという、出資金の範囲内だけの責任という意味ですか。そうすると、町はここに書いてある3年間で何ぼという、これ以外は出さないというふうにとっていいんですか。この計画書に出している以外は出さないと。
- 〇議長(野村賢一君) 企画課長。
- ○企画課長(米本和弘君) そちらに示させてもらった部分は、あくまでも地方創生推進交付金の対象事業として上げさせてもらってあります。希望としては、それ以上町のほうで出さないで、会社のほうで経営の努力をしてもらって、町の補助金等必要としない中でやれれば一番いいとは思いますけれども、ただ、観光振興という部分で、本来行政が担うべき部分もございますので、そういった意味では、そういう行政が担うべき部分の補助金等は発生してくるんではないかというふうには考えています。
- O議長(野村賢一君)
 ほかにございませんか。

 もう3回。

(「この件については、これで2度目じゃない、3回ですか」の声あり)

○議長(野村賢一君) 忘れた。じゃ、もう1回どうぞ。

1番野中眞弓君。

- ○1番(野中眞弓君) 今のを聞いていると、やはり際限なく町が出す可能性もあるかのように聞こえましたけれども。
- 〇議長(野村賢一君) 企画課長。
- ○企画課長(米本和弘君) 今回このまちづくり会社は、株式会社としてDMCというような形で設立をしております。Cというのは、カンパニー、会社ということで設立してございますので、ある程度利益を出すような形で会社の運営というのは図っていってもらうような形になっておりますので、限りなく出すとかという、そういうことは考えてはいないです。

ただ、先ほど言いましたように、本来行政がやるべき部分の範囲内においての支出という 範囲でとどまるというふうに考えてございます。

○議長(野村賢一君) ほかにございませんか。

2番志関武良夫君。

○2番(志関武良夫君) 関連で申しわけありません。

そういう、今、企画課長の説明の中でも、町として負担をするかしないかというような、 そういう問題の答弁だと思うんですが、文書でそれはきちんと明記をして、それで株式会社 となると1つの企業ですから、その企業の責任を明確にしておく必要があると思うんですね。 町が出資金について比率に応じて負担をするというようなことが起きてきますと、これは赤 字になると当然大きな問題になると思うんですね。

だから、そういうものがないように文書で取り交わししておくというような必要があるん じゃないかなというふうに思います。そういうことでひとつ考えていてください。

○議長(野村賢一君) ほかにございませんか。

4番根本年生君。

- **〇4番(根本年生君)** 観光まちづくりは、私まだ2回だと思うので、3回目。
- 〇議長(野村賢一君) はい。
- ○4番(根本年生君) 今のいろんな方々がご質問なされた中で、一つ気になるのは、よく出てくるのは、マイナビさんがやってくれる、マイナビさんが主導権をとってやっていただけるということで、まるで何か丸投げじゃないけれども、マイナビさんは部外者です。それを

動かしていくのは町の情熱だと思うんですよね。今マイナビさん以上に情熱を持ってこの事業を成功させるんだと、マイナビさんが主導権をとってくれるからそれでいいんだというようなニュアンスの答弁があったような気がしてなりません。

やっぱりマイナビさん以上に、一生懸命町が全力を挙げてやるんだと、強い情熱が必要だと思っています。ちょっとどうでしょうかね、私この事業には大概賛成して、ぜひ成功してもらいたいんですけれども、町が情熱を傾けて、マイナビさん以上に情熱を傾けてやるということでよろしいんでしょうか。

〇議長(野村賢一君) 町長。

○町長(飯島勝美君) これは、先ほども課長が説明しているようにね、資本の比率が54パーセントということは、これはマイナビさんの連結決算に入ります。ですから、マイナビさんにとって、赤字を出すということは、会社の決算に影響するわけですね。54パーセントは連結決算になりますから。私どもの30パーセントというのは、意見が言える権利を持ったと、そういうことなんです。

ですから、基本的には、マイナビさんは赤字を出せば、自分の、上場会社ですから、公示もします。ですから、これはやっぱり株主に相当やられますよね、連結決算に入る。だからそれは当然マイナビさんは経営権をいただきたいというのが、実はそれで 54 パーセントの申し入れがありました。当初は 50 パーセントを割るという考え方もありましたけれども、マイナビさんの強い意思で経営権をいただきたいということで、54 パーセントということが出ております。

だからといって、町が手を引くのではなくて、やはり 30 パーセントを超えた資本というのは、私どもも十分意見が出せるという資本の比率ということになっています。

○議長(野村賢一君) ほかにございませんか。

(「まちづくりの件でですか」の声あり)

○議長(野村賢一君) 聞こえない。マイクやってくれないと。

(「まちづくり推進事業についての質問ですか。それともほかのもの」 の声あり)

- ○議長(野村賢一君) 何ですか。今何を質問したいんですか。観光まちづくりはもう3問も 4問もやったでしょう。ほかに何が質問したいですか。ほかだったらいいですよ。ページ数 がほかで。
 - 1番野中眞弓君。

- ○1番(野中眞弓君) 同じページの林業のところですが、森林整備事業とそれから森林・多面的機能補助金、それと都市農村交流施設管理事業の備品購入などについて説明してください。
- 〇議長(野村賢一君) 産業振興課長。
- O産業振興課長(西川栄一君) まず、森林整備事業の委託費 115 万 7,000 円の内容ですけれ ども、これは森林の有する多面的機能の維持増進を図る県単の森林整備事業を行う者に対す る補助金でございます。造林ですとか、保育、間伐、材の搬出等が事業の対象となっており ます。

今回、対象となっておる事業は田代区、それから弓木、平沢で、それぞれ間伐ですとか、 竹林整備、材の搬送の事業をやることに対する委託料でございます。

それから、林業振興事業でございますが、これは森林の多面的機能発揮事業補助金としまして、28 年度までは国よりの補助金でございましたが、29 年度より県と市町村の補助も努力義務化されました。県との協議の結果、30 年度より県も町も助成していくことになりまして、今回補正として7万4,000円の補助を上げたものでございます。

今回この補助の対象となっているところは、養老渓谷ふるさとを守る会、いずみの森・森 林講の2つの団体が助成の対象となっております。

それから、都市農村交流施設管理事業の 200 万円の備品購入費でございますが、猪の解体処理施設に金属探知機を設置するためのもので、肉の品質の向上ですとか、納入先からの金属探知機を通した肉の要望があった場合のためとかに対応するため、要は販路の拡大を目的に金属探知機を購入するものでございます。

以上です。

○議長(野村賢一君) ほかにございませんか。

4番根本年生君。

○4番(根本年生君) 29 ページの南房総水道企業団出資金、これ出資金が返ってくるというような考え方で、もうかっているからということなのか、ちょっとよくわかりませんけれども、せんだって西部田の人たちと話す機会がありまして、あそこの事業は国・県と同時に南房総水道企業団もかなりの部分お金を出して、出資してダムをつくるという予定で始めたものと記憶しております。

それで、あそこダムができなくなって、非常に地元の方々困っています。南房総企業団に もいろんな要望を出すんだけれども、なかなかやってくれない。せんだってもゴルフ場の近 くで道路が陥没した。あれは下に何か南房総企業団の管か何かあったんですかね。それで、 もうかっているんであれば、もうちょっと西部田のダムの要望というんですか、そっちのほ うにお金を回してもらうように……

- ○議長(野村賢一君) 根本さん、これちょっと違うんじゃないの。申しわけないですけれど も、やめてください。
- ○4番(根本年生君) すみません、申しわけございません。
- ○議長(野村賢一君) ほかにございませんか。
 - 1番野中眞弓君。
- **〇1番(野中眞弓君)** やはり 31 ページの商工費ですが、観光施設管理事業の説明をお願い いたします。
- 〇議長(野村賢一君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(西川栄一君) まず、観光施設事業の需用費ですけれども、修繕料としまして、メキシコ通りにあります休憩施設のベンチの補修、それと大多喜駅公衆トイレの男子便所のセンサーの補修、それから忠勝公園トイレのブザーの交換が修繕費となっております。

それから、工事請負費のほうで、施設補修工事、これにつきましては三口橋の信号灯の門 扉が腐食しておりますので、それの改修と塗装を行うものでございます。それからもう一つ、 本陣の塀が昨年の大雨等で壊れた部分を修繕するための工事費として計上してございます。

それから、その下の施設改修工事費につきましては、県民の森入り口の反対側の町道の歩道にコンクリートのベンチ等があったと思うんですが、今支柱のみになっておりまして、支柱が危険な状態、倒れるといけませんので、それを撤去するための費用でございます。

それから、補償補塡及び賠償金は、先ほど副町長からもご説明ありましたけれども、やまびこセンターの駐車場の向こう側にあります崖の川の縁にある立木を伐採するための補償金として、42万円を計上したものでございます。

- ○議長(野村賢一君) ほかにございませんか。
 - 1番野中眞弓君。
- ○1番(野中眞弓君) この中に入るかどうかわかりませんけれども、大多喜駅のトイレの補修が入るとしたら、女性トイレもずっと故障中ということで1つ使えないんですが、それは町で修理するのでしょうか。やはり大多喜駅が今品川行きのバスの停留所になっていたり、あの辺の人通りがあったりする中で、3つある安直に使えるトイレとして、駅のトイレというのは安直でして、その3つのうちの1つが使えないというのは不便。人が大勢一気に来た

ときに不便だと思いますので、補修の検討をしてください。それは要望です。

29 ページの農業振興事業、先ほどの説明の中で、就農の補助金が、制度が変わったので減額とありました。説明してください。農業次世代人材投資資金、新しい事業だと思います。お願いいたします。

- 〇議長(野村賢一君) 産業振興課長。
- O産業振興課長(西川栄一君) ただいまの青年就農者確保育成給付金事業補助金と農業次世代人材投資資金につきましては、国の制度改正がございました。国の事業が青年就農給付基金事業から農業次世代人材投資事業に変わりました。補助金名等も変わったことから、町の補助金交付要綱を大多喜町青年就農給付金交付要綱から、大多喜町農業次世代人材投資資金交付要綱に変更する、そういう事務が必要となってまいりました。それに伴いまして、予算を先に組み替える必要がございましたので、今回、青年就農者確保育成給付金事業補助金を150万円減額し、次に記載してあります農業次世代人材投資資金として新たに375万円を計上するものでございます。補助内容等につきましては、ほとんど変わらない内容になっております。

今回、この予算の組み合わせにあわせまして、今年度新たに夫婦での新規就農者からの補助金の申請が1件ありましたので、夫婦ですと 150 万円プラス 75 万円で 225 万円を増額して予算要求してございます。それで、150 万円に 225 万円を追加して 375 万円を増額で補正させていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長(野村賢一君) ほかにございませんか。5番吉野僖一君。

○5番(吉野僖一君) 関連で、メキシコ通りの途中のベンチがありますよね、3カ所の。それを先に言ったことでよろしいですか。

できれば、木だと腐っちゃうんで、石とか腐らないようなもので、耐久性のあるもののほうが、藤棚のところのベンチも腐っていてね、コンクリでやっちゃったんだけれども、上が木だから腐っちゃって、それを言ったら撤去しちゃったんだけれども、それはそれで、お城まつりが近いんで、あれはやっぱりみすぼらしいよね。あれは早くやってほしいです。よろしくお願いします。

○議長(野村賢一君) ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これから議案第38号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(举手多数)

〇議長(野村賢一君) 挙手多数です。

(「討論は聞かないの」「討論やるべきだよ」「討論をやるかやらない かの」の声あり)

○議長(野村賢一君) すみません。ちょっと通り過ぎちゃって。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(野村賢一君) 討論省略に異議がありますので、これから討論を行います。

初めに、本案の反対者の発言を許します。

6番麻生剛君。

○6番(麻生 剛君) 今回の補正予算、当然使うべきものに使うものに関しては、私は賛意は示します。しかし、町が新たに投入するもの、これに対してあやふやな形でオーケーは出せない。私が尊敬するこの町議会議員の中で、私に教えてくれた方がいました。めくら判を押してはいけない。町が資金を新たに投入するときには、めくら判を押しちゃいけないんだと。そして、先ほど来、私は、観光まちづくり推進事業を執行部とそして議会議員のやりとりを聞いておりまして、疑問を持ちました。

町長の答弁の中では、2,000 万円の投下は発言権を確保するからいいんだと。しかしどうでしょうか。今まで全てこういうふうになるんだと理想の姿を言って、町が金を投入して、 それが期限が過ぎてもそのとおりにならなかった事例があったかと思います。

今回も、この問題に対して、私は今時点では町がこれだけの資金を投下する。そしてマイナビという企業が入る。そのマイナビに対して、マイナビがどのような形での青写真がしっかりと住民に根づいているかと、あるいは住民の意向に沿っているかということに対しては、甚だ疑問であります。

ということで、対話の町政を掲げるんであれば、もう少しこれは練った上にして、一旦この議案は取り下げて、そして新たな議会に出すべきだと思います。しかるべき、私ども議会

議員として、住民の気持ちになって考えた場合、先が見えない、そんなものに対して賛成は できません。

よって、反対討論の立場よりきょうはやらせていただきます。 以上です。

○議長(野村賢一君) 次に、本案に賛成者の発言を許します。

4番根本年生君。

〇4番(根本年生君) 私はこの補正予算に賛成の立場から討論させていただきます。

いろいろな項目はありますけれども、大部分は本当に必要な事業であると。その中で一番 今回の補正予算の大きな柱は、先ほど何人かの方々が質問していた観光まちづくり推進事業 だと思います。これ、国の交付金を受けるに当たっては、多分執行部の方々、関係者、大変 なご苦労をなされて、なかなか厳しい中、交付金を本当によくもらっていただいたと。たし か議運のほうでやったときには、なかなか採択にならなかった中で、一生懸命やっていただいたということに感謝しております。

それで、まだまだ未知数のところはあるなと、私も事実感じております。しかし、せっかくいただいたこの資金、交付金をみんなで情熱を傾けて、これを何とか成功させると。この書いてある事業は大変すばらしい事業であります。これを何とかやっていかないと、将来の大多喜町が立ち行かなくなるんじゃなかろうかという思いも強く持っておりますので、マイナビさんと町と協力しながら、情熱を傾けて一生懸命やっていく、成功させなければならない。それにはみんなが努力して、一致してやらなきゃならないと、強い思いでおりますので、この補正予算には賛成するものでございます。

○議長(野村賢一君) ほかに討論はございませんか。

1番野中眞弓君。

○1番(野中眞弓君) 私は反対の立場から討論させていただきます。

反対のメインは、やはり観光のまちづくり事業でございます。そのほかの議案につきましては、大変堅実な補正予算だと私は思っておりますが、私たち議員にとって、この観光づくり事業は、ある日突然降って湧いた、1週間前に降って湧いた事業、2週間ですか。この大きなお金と、それから将来に続いてほしい事業ではありますが、余りにも唐突で、そして余りにも大ざっぱ、私たちの目の前にあるのは大ざっぱで全く姿が見えません。

観光は、ものづくりではなくて、吹く風によっていろいろ方向が変わっていきます。ある 意味では大変危険な産業だと思います。その取り組みに対してきちんとした青図がないまま 取り組むというのは、私は町民に対して責任のある態度だとは思えません。

国の補助金を受けることができたといっても、まだ国は、仮にここで蹴飛ばしたとしても、新しい名前の事業が次々と出てきます。もっときちんと詰めた中でやるべきだし、観光業については、やはり町が後ろ盾はするけれども、直接はかかわらない。私はもしここのところに町が入らなかったんだったら賛成すると思いますけれども、町が入るということは住民に対して大きな責任を持つということで、今の計画では認めることができません。

以上をもちまして反対討論といたします。

○議長(野村賢一君) ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

〇議長(野村賢一君) 挙手多数です。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第6、議案第39号 平成30年度大多喜町国民健康保険特別会計 補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長(和泉陽一君) それでは、議案第39号のご説明をさせていただきます。

47ページをお開きください。

平成30年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。 歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 137 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12 億 8,230 万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳 出予算の額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。 なお、詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、52、53 ページ をお開きいただきたいと存じます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

款 5 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金 5,127 万 2,000 円の減額補正は、職員の人事異動により、職員給与費等繰入金を減額するものでございます。

款 6 繰越金、項 1 繰越金、目 1 療養給付費交付金繰越金、補正額 164 万 4,000 円の増額補 正は、前年度療養給付費交付金の償還金の財源として、前年度繰越金を充てるものでござい ます。

引き続き歳出でございますが、次のページ、54ページ、55ページをお願いします。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、補正額 27 万 2,000 円の減額補正でございますが、説明欄記載のとおり、人事異動に伴います人件費で 54 万 2,000 円の減額及び事務費として国保広域化により療養給付費等負担金調整交付金の実績報告書の様式が変更になったことによる、システム改修費 27 万円の増額でございます。

款 6 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目 4 療養給付費等交付金償還金 164 万 4,000 円の増額補正は、平成 29 年度療養給付費交付金の額の確定に伴い返還金が生じたことによるものでございます。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算の説明を終了させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(野村賢一君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから議案第39号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

〇議長(野村賢一君) 挙手全員です。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第7、議案第40号 平成30年度大多喜町介護保険特別会計補正 予算(第1号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長(長野国裕君) それでは、議案つづり65ページをお開きください。

平成 30 年度大多喜町介護保険特別会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。 歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ817万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億4,457万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳 出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書によりご説明いたしますので、70、71 ページをお開きください。 まず、歳入から説明いたします。

款4国庫支出金、項2国庫補助金、目2地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)38万円の減額補正は、地域包括支援センター職員の人事異動に伴う職員人件費の減額によるもので、国の法定負担分の減額でございます。

次に、目3地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)60万4,000円の増額補正は、平成29年度分の交付金の精算に伴う交付金の追加交付によるものでございます。

款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、目2地域支援事業支援交付金 33 万 2,000 円の増額補正は、平成 29 年度の交付金の精算に伴う交付金の追加交付によるものでございます。

款 6 県支出金、項 1 県負担金、目 1 介護給付費県負担金 251 万 3,000 円の増額補正は、平成 29 年度分の交付金の精算に伴う交付金の追加交付によるものでございます。

款 6 県支出金、項 2 県補助金、目 1 地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業) 19

万円の減額補正は、地域包括支援センター職員の人事異動に伴う職員人件費の減額によるもので、県の法定負担分の減額でございます。

目 2 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業) 37 万 8,000 円の増額補正は、平成 29 年度分の交付金の精算に伴う交付金の追加交付によるものでございます。

款7繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節2地域支援事業繰入金(包括的支援事業・任意事業)19万円の減額補正は、地域包括支援センター職員の人事異動に伴う職員人件費の減額によるもので、町の法定負担分の減額でございます。

節3職員給与費等繰入金240万7,000円の減額補正は、介護保険関係職員の人事異動など に伴う人件費の減額によるものでございます。

款8繰越金、項1繰越金、目1繰越金 751 万 6,000 円の増額補正は、平成 29 年度分の負担金などの精算により返還額確定に伴う繰越金の増額でございます。

歳入は、以上でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

72ページをお開きください。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費 240 万 7,000 円の減額補正は、職員の人事 異動に伴う人件費の減額でございます。

款 3 地域支援事業費、項 2 包括的支援事業・任意事業費、目 2 包括的支援事業 98 万 8,000 円の減額補正は、地域包括支援センター職員の人事異動に伴う人件費の減額でございます。

款 4 基金積立金、項 1 基金積立金、目 1 介護給付費準備基金積立金 405 万 5,000 円の増額 補正は、平成 29 年度分の交付金の精算に伴う国・県支払基金の地域支援事業交付金追加交 付分を積み立てるためのものであります。

款 5 諸支出金、項1 償還金及び還付金、目1 償還金及び還付金 751 万 6,000 円の増額補正は、平成 29 年度分の負担金等の精算に伴う国・県支払基金への返還金でございます。

以上で、平成30年度大多喜町介護保険特別会計補正予算(第1号)の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長(野村賢一君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番根本年生君。

- ○4番(根本年生君) 73 ページの支出のほうは大部分が人件費のことで、先ほど人件費で減った理由が人事異動であると。これから介護が非常に必要になってくる場所ですね。人事異動というと、確認なんですが、職員の入れかえによって賃金が下がったと、職員数が減ったということではないんですよね。
- 〇議長(野村賢一君) 健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(長野国裕君) はい、そのとおりでございます。
- ○議長(野村賢一君) ほかにございませんか。5番吉野僖一君。
- **○5番(吉野僖一君)** 73 ページ、基金積立金、これは単年度ですか、それとも継続的な積立金ですか。
- 〇議長(野村賢一君) 健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(長野国裕君) 平成29年度分でございます。単年度です。
- ○議長(野村賢一君) ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○議長(野村賢一君) これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから議案第40号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

〇議長(野村賢一君) 挙手全員です。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第8、議案第41号 平成30年度大多喜町水道事業会計補正予算 (第1号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

環境水道課長。

○環境水道課長(山岸 勝君) 議案第 41 号 平成 30 年度大多喜町水道事業会計補正予算 (第1号) について説明させていただきます。

議案つづりの83ページをお開きください。

総則。

第1条、平成30年度大多喜町水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。 支出。

第1款水道事業費用、既決予定額5億1,488万円、補正予定額95万3,000円、合計5億1,583万3,000円。

第1項営業費用、既決予定額4億8,395万8,000円、補正予定額95万3,000円、計4億8,491万1,000円。

資本的収入及び支出。

第3条、予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億4,497万8,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,209万3,000円、 過年度分損益勘定留保資金9,816万5,000円及び当年度分損益勘定留保資金472万円で補塡するものとする」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億4,464万1,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,209万3,000円、過年度分損益勘定留保資金9,816万5,000円及び当年度分損益勘定留保資金438万3,000円で補塡するものとする」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。

第1款資本的支出、既決予定額6億7,850万5,000円、補正予定額マイナス33万7,000円、計6億7,816万8,000円。

次ページをお開きください。

第1項建設改良費、既決予定額5億8,843万1,000円、補正予定額マイナス33万7,000

円、計5億8,809万4,000円。

議会の議決を経なければ流用することができない経費。

第4条、予算第7条中「5,238万3,000円」を「5,299万9,000円」に改める。

詳細につきましては、94、95ページ並びに 96、97ページの水道事業会計補正予算積算基 礎資料によりご説明申し上げます。

94、95ページをお開きください。

収益的収入及び支出ですが、目1原水及び浄水費の増額 10 万円、目2配水及び給水費の増額 9万7,000円、目3総係費の増額 75万6,000円は、人事異動に伴います職員給与費の増額によるものでございます。

続きまして、96、97ページをお開きください。

資本的収入及び支出の支出ですが、目3配水施設費33万7,000円の減額は、人事異動に 伴います職員給与費の減によるものでございます。

以上で、議案第 41 号 水道事業会計補正予算 (第 1 号) の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(野村賢一君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから議案第41号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

〇議長(野村賢一君) 挙手全員です。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(野村賢一君) 日程第9、議案第42号 平成30年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長(秋山賢次君) それでは、議案第42号 平成30年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算について、ご説明させていただきます。

99ページをお開きください。

議案第42号 平成30年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第1号)について説明をいたします。

総則。

第1条、平成30年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次の通り補正する。

支出。科目、第1款特別養護老人ホーム事業費用、既決予定額2億7,958万3,000円、補 正予定額444万6,000円の減、計2億7,513万7,000円。

科目、第1項営業費用、既決予定額2億7,908万2,000円、補正予定額444万6,000円の減、計2億7,463万6,000円。

資本的収入及び支出。

第3条、予算第4条本文括弧中「841 万9,000 円」を「1,000 万円」に改め、資本的収入 及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。科目、第1款資本的支出、既決予定額841万9,000円、補正予定額158万1,000円 の増、計1,000万円。

科目、第1項建設改良費、既決予定額 841 万 9,000 円、補正予定額 158 万 1,000 円の増、 計 1,000 万円。

議会の議決を経なければ流用することができない経費。

第4条、予算第7条中「2億745万2,000円」を「2億300万6,000円」に改める。

続きまして、詳細につきましては、積算資料によりご説明いたしますので、110ページ、

111ページをお開きいただきたいと思います。

最初に、収益的収入及び支出の支出でございます。

第1款第1項第1目総務管理費、既決予定額1億6,859万4,000円、補正予定額444万6,000円の減額で、計1億6,414万8,000円となります。

第1節報酬2万8,000円の増。こちらにつきましては、運営委員会の開催回数の増に伴う 報酬の増でございます。

第2節給料 109 万 7,000 円の減、第3節手当 105 万円の減、第4節法定福利費 232 万 7,000 円の減、いずれも人事異動等に伴う減額補正となります。

次ページ、112ページ、113ページをお開きください。

次に、資本的収入及び支出の支出になります。

第1款第1項第1目設備整備費、既決予定額760万9,000円、補正予定額158万1,000円 の増額で、計919万円となります。

第1節工事請負費 129 万 1,000 円の増。内容としまして、照明器具のLED化改修工事 109 万円と合併浄化槽エアー配管修繕工事 20 万 1,000 円となります。

第2節備品購入費29万円の増。居室用のエアコン2台分でございます。

102 ページから 109 ページまでの給与明細書は、記載のとおりですので、割愛させていただきます。

以上で、大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算の説明を終わらせていただきます。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(野村賢一君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番山田久子君。

- ○11番(山田久子君) 113ページ、居室エアコン2台ということで補正予算が出ているんですけれども、これは修理なのか、新規の設置なのか。また、現在ほかの居室でエアコンが必要なところ、もしくは修繕が必要なところがあるのかないのか、お伺いしたいと思います。
- ○議長(野村賢一君) 特別養護老人ホーム所長。
- ○特別養護老人ホーム所長(秋山賢次君) エアコンの状態ということですが、2台分の新しい、新規の経費につきましては、当初予算に計上させていただいてあったんでございますが、ことしは猛暑でございまして、エアコンフル活動しております。その関連で居室のエアコン

2 台分が故障しまして、既に交換をしております。今後、エアコンが故障した場合、予算がありませんので、今回また 2 台分を追加させていただいてあります。

以上です。

○議長(野村賢一君) ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから議案第42号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

〇議長(野村賢一君) 挙手全員です。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。この間に昼食をお願いして、午後は1時から会議を再開します。

(午後 零時05分)

○議長(野村賢一君) それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

(午後 1時00分)

◎議案第43号~議案第49号、報告第7号~報告第9号の一括上程、

説明

○議長(野村賢一君) 日程第 10、議案第 43 号 平成 29 年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定から日程第 16、議案第 49 号 平成 29 年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計欠損金の処分及び決算認定について及び日程第 17、報告第 7 号 平成 29 年度決算に基づく健全化判断比率の報告から日程第 19、報告第 9 号 平成 29 年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算に基づく資金不足比率の報告までを一括議題とします。

なお、決算認定につきましては、日程にお示ししたとおり、本日は各会計決算の提案説明 までとします。

これより順次説明及び報告をお願いします。なお、説明については、着座のまま説明することを許します。

最初に、議案第43号 平成29年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定について、説明願います。

財政課長。

○財政課長(君塚恭夫君) それでは、議案第 43 号の一般会計歳入歳出決算について、財政 課及び会計室からご説明させていただきます。

初めに、財政課から平成 29 年度主要施策の成果説明書を説明させていただきますので、 主要施策の成果説明書の 2ページ、一般会計歳入歳出総括表をお開きください。

まず、歳入状況でございますが、前年度より増額となった主なものは、15 県支出金、こちらは地籍調査事業費の増に伴う県支出金の増額が主な要因でございます。20 諸収入の増額の要因は、海洋センターテニスコート人工芝張りかえ工事へのスポーツ振興くじ助成金でございます。21 町債の増額の要因は、辺地対策事業債及び単独災害復旧事業債でございます。

次に、減額した主なものとして、14 国庫支出金は、平成 28 年度に年金生活者等支援臨時福祉給付金事業終了による補助金の減が主な要因でございます。17 寄附金、18 繰入金は、ふるさと納税の減少による寄附額及び返礼品等に係る基金繰入金の減少が主な要因でございます。

合計で、歳入決算額 52 億 8,778 万 4,000 円、前年度比較 13 億 8,651 万 1,000 円の減、対前年比 20.8 パーセントの減でございます。

次に、歳出の状況でございますが、性質別歳出の比較で前年度より増額となった主なものは、4物件費、この増額は、地籍調査事業費の増による委託料の増額が主な要因でございます。10 普通建設事業費、単独事業の増額要因は、町道改良工事及び住宅建設によるものでございます。

減額している主なものとしては、歳入でも説明させていただきましたが、2扶助費は、平成 28 年度の年金生活者等支援臨時福祉給付金事業終了による減額、6補助費等及び8積立金は、ふるさと納税の減少による返礼品などの経費及び基金積立金の減額が主な要因でございます。

歳出合計は50億8,646万8,000円で、前年度比較12億9,696万6,000円の減、対前年度 比20.3パーセントの減でございます。

次の3ページをごらんください。

本表は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、地方公共団体の財政の健全性に関する比率を算出したもので、比率の推移や前年度との比較のため、5年分の比率を記載してあります。表に記載のとおり、町の財政健全化判断比率は、いずれも基準の範囲内でございます。平成29年度決算に基づく健全化判断比率として、別途ご報告をさせていただきます。

次の4ページからは、各会計での予算科目ごとの主要施策の成果説明でございますが、決算書の説明と重複しますので、ここでの説明は割愛させていただきます。

なお、決算書につきましては、地方自治法の規定により、会計管理者が調製しましたので、 会計室長から説明をいたします。

以上です。

〇議長(野村賢一君) 会計室長。

〇会計室長(吉野敏洋君) それでは、着座にて説明をさせていただきます。

決算書の内容につきましては、会計室のほうで説明をさせていただきます。

初めに、財産に関する調書についてご説明させていただきますので、まず決算書の 264 ページ、265 ページをお開きください。

1項公有財産の1号土地及び建物の表の土地の決算年度中増減高は、区分の欄、公共用財産のその他の施設が327平方メートル増、山林が1万1,411平方メートル減、区分のその他が1,512平方メートル増、合計9,572平方メートルの減となっております。

公共財産のその他の施設の327平方メートルの増ですが、消防団機庫器具置き場移転に伴う用地を327.12平方メートル取得したもの。区分の山林の減少につきましては、1万1,411平方メートルを譲渡したことによる減。区分その他の1,512平方メートルの増は、船子地先宅地分譲用地といたしまして1,379.19平方メートルを取得、さらに現大多喜町商工会館の貸し付け用地に含まれる個人名義132.23平方メートルについて、寄附いただいたことにより、以上の合計で9,572平方メートルの減少となっております。

次に、建物の木造ですが、区分の欄、公共用財産のその他の施設 267 平方メートルの減は、田代集会場 122.55 平方メートル及び船子集会場 144.08 平方メートルの管理移管により減少したものでございます。

次に、建物の非木造、区分の欄の公共用財産のその他の施設 235 平方メートルの増は、大 多喜町横山宮原住宅 234.83 平方メートル新築したことにより増加したものであります。

次の2号の山林は、決算年度中に1万1,411平方メートルの減となっておりますが、これは1号でご説明いたしましたとおり、譲渡による減少、立木の推定蓄積量につきましては、 決算年度中の増減高の合計が849立方メートル、決算年度末現在高で5万4,596立方メートルとなります。

次の 266 ページをお開きください。

5号の出資による経費でございます。南房総広域水道企業団への出資金が 2,922 万 2,000 円増額しております。

次の 267 ページの、項 2 物品の表の中ほどのパソコンシステム一式の減は、地図情報システムサーバーのクラウド化に伴う減少であります。

次の 269 ページ、項 3 基金につきましては、予算額に基づき増減しておりますが、表のほぼ中央にございますふるさと基金につきましては、ふるさと納税寄附金の 29 年度決算額は 1 億 5, 242 万 4, 000 円でございますが、出納整理期間の関係で基金の積み立ては 1 億 5, 499 万 4, 000 円の決算額のため、 1 億 5, 499 万 4, 000 円から繰入金 2 億 1, 333 万 5, 000 円を差し引きました、5, 834 万 1, 000 円の減が決算年度中の増減高でございます。

そして、表の下高速バス運行基金につきましては、大多喜品川間高速バス運行維持補助金といたしまして 5,541 万 3,000 円を取り崩ししたための減でございます。

基金の決算年度中増減高の合計につきましては、350 万 1,000 円の増で、年度末現在高の合計は34 億 3,170 万 5,000 円となります。

続きまして、一般会計の歳入歳出決算につきまして、事項別明細書によりご説明させていただきますので、決算書 18ページ、19ページをお開きください。

歳入につきましては、科目と右側のページの収入済額、不納欠損額、収入未済額を中心に 説明をさせていただきます。

まず初めに、歳入。

款 1 町税の収入済額は 10 億 9,752 万 4,465 円、不納欠損額は 1,276 万 8,367 円、収入未済額は 1 億 516 万 7,414 円、収納率につきましては 90.3 パーセントでございます。

各項別につきまして、項1町民税の収入済額は3億9,467万1,208円、不納欠損額は256万2,463円、収入未済額につきましては1,842万3,971円、収納率は95.0パーセント。

項2固定資産税の収入済額は5億8,167万801円、不納欠損額は893万9,304円、収入未

済額は8,356万2,443円、収納率につきましては86.3パーセント。

項3軽自動車税の収入済額は 3,258 万 2,500 円、不納欠損額は 22 万円、収入未済額は 275 万 6,400 円、収納率につきましては 91.6 パーセント。

項4たばこ税の収入済額は8,018万7,947円。

項5鉱産税の収入済額は236万1,000円。

項 6 特別土地保有税の収入済額はなく、不納欠損額 104 万 6,600 円、収入未済額は 42 万 4,600 円、収納率につきましてはゼロパーセント。

項7入湯税の収入済額は605万1,300円でございます。

続きまして、款 2 地方譲与税の収入済額は 6,048 万 3,000 円で、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税でございます。

款3利子割交付金の収入済額は121万8,000円でございます。

次の20ページをお開きください。

款4配当割交付金の収入済額は466万2,000円。

款5株式等譲渡所得割交付金の収入済額は540万4,000円。

款6地方消費税交付金の収入済額は1億7,731万8,000円。

款7ゴルフ場利用税交付金の収入済額は1億193万5,898円。

款8自動車取得税交付金の収入済額は2,409万4,000円。

款9地方特例交付金の収入済額は298万8,000円。

款 10 地方交付税の収入済額は 17 億 2,838 万 6,000 円。

款 11 交通安全対策特別交付金の収入済額は 185 万 9,000 円で、それぞれ内訳につきましては、節及び備考欄記載のとおりでございます。

次の22ページをお開きください。

款 12 分担金及び負担金の収入済額は 9, 189 万 179 円、不納欠損額 52 万 1,085 円、収入未済額は 285 万 7,345 円、収納率につきましては 96.5 パーセントで、項 1 負担金の内訳は、それぞれ節及び備考欄記載のとおりでございます。

款 13 使用料及び手数料の収入済額は 9,623 万 4,314 円、収入未済額は 97 万 620 円、収納率は 99.0 パーセントで、項1 使用料と次のページ、24 ページになります項2 手数料の内訳は、それぞれ節及び備考欄記載のとおりでございます。

次の26、27ページをお開きください。

款 14 国庫支出金の収入済額は2億4,017万1,468円で、項1国庫負担金の内訳は、障害

者医療費、児童手当交付金、公共土木施設災害復旧費などの事業に係る国の負担金。

次の28ページをお開きください。

項2国庫補助金及び、次の30ページにございます、項3国庫委託金の内訳は、それぞれ 節及び備考欄記載のとおりでございます。

款 15 県支出金の収入済額は4億974万1,428円で、項1県負担金の内訳は、自立支援給付費、国民健康保険、後期高齢者医療保険、児童手当、地籍調査などの事務事業に対する県からの負担金。

次の32ページ、項2県補助金の内訳は、重度障害者医療、次の34ページでございます、子ども医療費助成事業、さらに次の次でございます、36ページ、多面的機能支払交付金事業、野生鳥獣被害防止総合対策事業などの、各事務事業に係る県からの補助金でありまして、次の38ページをお開きください。

項3県委託金の内訳は、それぞれ節及び備考欄記載のとおりでございます。

款 16 財産収入の収入済額は 5,504 万 889 円で、項1財産運用収入の内訳は、それぞれ節及び備考欄記載のとおりでございます。

次の 40 ページをお開きください。

項2財産売払収入は、城見ヶ丘団地と町有林ほかの土地売り払い等の収入でございます。

款 17 寄附金の収入済額は1億 5,360 万 4,002 円で、指定寄附金は、ふるさと納税が 3,715 件、一般寄附金は3件でございます。

款 18 繰入金の収入済額は 2 億 9,483 万 3,314 円で、項 1 基金繰入金、次の 42 ページでございます、項 2 特別会計繰入金は、各基金から事業に充当するために取り崩ししたもので、それぞれ節及び備考欄記載のとおりでございます。

款 19 繰越金の収入済額は 2 億 9,086 万 896 円で、それぞれ節及び備考欄記載のとおりで ございます。

款 20 諸収入の収入済額は 8,753 万 5,565 円、収入未済額は 251 万 7,065 円、収納率は 97.2 パーセントでございます。

次の44ページをお開きください。

項 5 雑入の収入済額は 8,389 万 4,983 円、収入未済額は 251 万 7,065 円で、収納率は 97.1 パーセントで、内訳は 48 ページまでのそれぞれの節及び備考欄記載のとおりでございます。

48 ページの款 21 町債、項1町債の収入済額は同額で3億6,200万円で、過疎地域自立促

進特別事業、道路整備事業、消防施設整備事業、臨時財政対策、災害復旧事業などの各種事業の財源に充当するために起債したものでございます。

以上、収入合計は、予算現額 52 億 6, 193 万 6, 000 円、調定額 54 億 1, 258 万 6, 305 円、収入済額 52 億 8, 778 万 4, 409 円、不納欠損額 1, 328 万 9, 452 円、収入未済額 1 億 1, 151 万 2, 444 円でございます。

続きまして、一般会計の歳出決算の説明をさせていただきます。

次の 52 ページ、53 ページをお開きください。

各款または項の支出済額及び各目の主要な事務事業の概要について説明させていただきます。

初めに、歳出。

款1議会費、項1議会費の支出済額は8,075万2,353円で、町議会議員と事務局職員の人件費、議会活動に要する事務的経費、会議録作成委託料、政務活動費補助金等でございます。 款2総務費の支出済額は11億7,801万1,719円で、翌年度繰越額は100万円でございます。

項1総務費の支出済額は10億3,677万8,965円で、目1一般管理費は特別職人件費、次の54ページ、一般職の人件費、他に行政連絡員の報酬、職員健康診断委託料、宿直業務委託料、次の57ページ、各種団体への負担金、補助金、そのほか職員研修事業や電子調達管理事業。

次の 58 ページ、目 2 文書広報費は、例規集のデータ更新や、法制ソフト支援業務の委託 料等で、広報おおたき発行事業は年 12 回の発行と、町長への手紙を年 2 回の発行。

目3財政管理費は、予算書・決算書の印刷製本費や財務会計システムパソコンソフト保守 委託料、さらにソフトの借り上げ料、ソフトの保守委託料。

次の60ページ、目4会計管理費は、会計室における出納事務経費。

目5財産管理費は、次の 63 ページまでの備考欄記載のとおりでございます。公有財産管理事業の町有建物及び公用車の保険料、庁舎管理費は庁舎管理のための光熱水費、各種保険委託料、町有林の維持管理事業、旧老川小学校活用事業、減債基金への積み立て。

次の62ページ、目6企画費は、次の65ページにわたりますが、企画事務費は、夷隅郡市 広域市町村圏事務組合負担金を初めとした各団体の負担金、助成金、定住化対策事業は、移 住体験ツアー業務委託料、空き家改修補助金。次の67ページの地域情報通信基盤維持管理 事業は、光ファイバー網の保守経費、大多喜ダム対策事業は、大多喜ダム跡地の管理事業補 助金、ふるさと基金積立事業は、ふるさと納税への基金への積み立て、地域公共交通対策事業は、次の 69 ページの町内 4 路線及び一宮線の補助している地方バス路線対策補助金、いすみ鉄道の株を補助する基盤維持費補助金、ふるさと納税事業は、返礼品等でございます。 次の 71 ページ、公共交通政策事業につきしては、高速バス運行補助金、お試し居住事業につきましては、地域おこし協力隊事業などでございます。

目7電子計算費は、町のコンピューター業務に係る経費で、電子計算機器の保守委託やサーバー13 台、パソコン 183 台の賃借料。

次の 72 ページ、目8諸費は、町に管理責任がある事故が発生した場合の総合賠償保険事業、交通安全対策事務費は、防犯灯LED照明 1,265 基の借り上げ料と電気代、大多喜交通安全協会補助金でございます。

次の74ページをお開きください。

項2徴税費の支出済額は8,552万2,046円で、目1税務総務費の主な経費は、職員人件費 や関係団体への補助金など。

目 2 課税徴収費は、課税事務費の不動産鑑定委託料や基幹系システム大量一括処理委託料、次の 77 ページ、地図情報システム管理事業は、地図情報システムの設定変更及びデータ修正委託料でございます。

項3戸籍住民基本台帳費の支出済額は3,553万2,001円で、戸籍関係職員の人件費や出張 所の臨時職員の賃金、次の79ページ、戸籍システムの借り上げ料、保守管理委託料、本庁 及び老川、西畑出張所の窓口業務の運営に係る経費や住民基本台帳ネットワークシステム事 業などでございます。

項4選挙費の支出済額は1,225万9,928円で、目1選挙管理委員会費は、選挙管理委員会 の委員報酬や事務的管理経費及び団体への負担金。

次の80ページ、目2大多喜町長選挙は、平成30年1月16日告示、目3衆議院議員選挙 費は、平成29年10月22日執行の選挙経費でございます。

次の82ページをお開きください。

項 5 統計調査費の支出済額は 758 万 5,763 円で、職員の人件費のほか、各種団体などへの 負担金、各統計調査に係る事務的経費でございます。

次の84ページをお開きください。

項6監査委員費の支出済額は33万3,016円で、監査委員の報酬や事務的経費等でございます。

款3民生費の支出済額は12億6,524万4,809円で、項1社会福祉費の支出済額は8億7,876万8,659円で、目1社会福祉総務費は、職員の人件費、事務費のほか、次の87ページ、社会福祉関係団体助成事業は、町社会福祉協議会への補助金、障害者福祉事業は、扶助費として介護給付費1,716件、重度心身障害者医療費補助金延べで4,140件、障害児通所給付費193件、自立支援医療給付費18名などで、民生委員活動事業は、民生委員への報酬、次の89ページ、国民健康保険特別会計繰出金は、国保事業等への繰出金、少子化対策事業は、28件分の出産祝い金、福祉基金積み立て事業は、福祉基金への積み立て、前年度繰越分の経済対策臨時福祉給付金482名分でございます。

目2国民年金費は、次のページでございます、91 ページ、職員の人件費と国民年金事務 に係る事務経費。

目3老人福祉費は、緊急通報システム業務委託料は397件分、外出支援サービス委託料は6,815回分、敬老祝い事業の報償費は敬老祝い金193人分で、その他老人クラブ活動に対する補助金や地域ボランティア事業補助金。

目4青少年助成対策費は、次の93ページ、青少年相談員の報酬及び活動に係る経費。

目 5 介護保険事業は、地域包括支援センターの運営経費、介護保険特別会計への繰出金、 次期介護保険事業計画策定業務委託料など。

次の 94 ページ、目6後期高齢者医療費は、後期高齢者医療広域連合負担金、療養給付費 負担金及び後期高齢者医療特別会計繰出金でございます。

項2児童福祉費の支出済額は3億8,647万6,150円で、目1児童福祉総務費は、職員の人件費のほか、子ども医療対策事業の扶助費として乳幼児医療費5,010件、児童医療費小学生分4,278件、中学生分1,468件の助成。

目2児童措置費は、扶助費の児童手当及びその支給事務に要した経費。

次の 96 ページ、目 3 母子福祉費は、ひとり親家庭等医療費で通院件数 114 件、調剤件数 延べ 35 件の助成。

目 4 児童福祉施設費は、職員の人件費、保育園管理運営事業は、保育園委託医の報酬、臨時保育士、臨時調理員の賃金、給食用賄材料、園児の送迎バス委託料や、次の 99 ページ、つぐみの森の借地料、児童クラブの運営経費や地域子育て支援センターの運営経費でございます。

次の100ページをお開きください。

款4衛生費の支出済額は4億7,679万8,678円で、項1保健衛生費の支出済額は2億

1,851 万2,743 円で、目1保健衛生総務費は、職員の人件費と国保国吉病院への負担金。

目 2 予防費は、次の 103 ページでございます、各種検診事業や予防接種事業、健康増進事業等に係る経費で、実績につきましては検診事業受診者数が 5,571 名、予防接種事業 3,621 名、高齢者肺炎球菌ワクチンの助成等でございます。

目3環境衛生費は、職員の人件費、次の105ページ、環境対策審議会委員への報酬、夷隅環境衛生組合負担金、不法投棄監視員への報償費、合併処理浄化槽8基分の補助金、小水力発電の管理運営経費や環境基金への積み立てなど。

次の106ページ、目4母子健康事業費は、母子保健事業の運営に係る協力医の報酬や健康 診査に係る消耗品、健康診査の委託料。

目 5 火葬場費は、運営委員会委員への報酬のほか、施設の維持管理経費や火葬炉の改修工事。

次の 108 ページ、目 6 地域し尿処理施設管理費は、船子城見ヶ丘団地内の 56 戸が利用しますコミュニティプラントの維持管理経費でございます。

項2清掃費の支出済額は1億5,706万1,935円で、目1清掃総務費は、職員の人件費、臨時職員の賃金、一般廃棄物処理施設建設基金への積み立て。

目 2 塵芥処理費は、環境センターの会議運営に係る経費で、次の 111 ページ、ごみ収集委 託料や粗大ごみ処理委託料、いすみクリーンセンター塵芥処理負担金など。

項3上水道費の支出済額は1億122万4,000円で、主な経費は、水道企業会計に対する上 水道高料金対策補助金と南房総広域水道企業団に対する補助金及び出資金、また、前年度繰 越分につきましては、南房総広域水道企業団に対する出資金でございます。

款5農林水産業費の支出済額は1億9,162万1,579円で、項1農業費の支出済額は1億2,097万5,858円で、目1農業委員会費は、職員の人件費及び、次の113ページ、農業委員会委員の報酬、各種業務委託料。

目2農業総務費は、職員の人件費と農家組合長の報酬等。

目3農業振興費は、次の115ページ、農業再生協議会補助金、青年就農者確保育成給付金 事業補助金。

目4畜産業費は、関係する各種団体に対する補助金及び負担金。

目 5 農地費は、平沢ダムの管理委託料、次の 117 ページ、基幹農道の維持管理、土地改良 関係団体事業としまして、多面系整備補修工事負担金、次の 119 ページの多面的機能支払交 付金 15 件、中山間地域等直接支払交付金 4 件。 目6農業施設費は、基幹集落センターを初めといたしました、各農業関係施設の維持管理 経費などでございます。

次の120ページをお開きください。

項2林業費の支出済額は7,064万5,721円で、目1林業総務費は、職員の人件費や事務経費、有害鳥獣の捕獲報奨金や、次の123ページの有害鳥獣駆除委託料、有害鳥獣被害防止の物理柵、電気柵等に係る補助金で、目3大多喜県民の森運営費は、職員の人件費、臨時職員の賃金、各種講座等の講師謝礼、光熱水費などの施設維持管理経費でございます。

次の124ページをお開きください。

款 6 商工費と項 1 商工費の支出済額は、同額の 7,523 万 8,612 円で、目 1 商工総務費は、職員の人件費のほか、商工業関係の事務及び管理経費。

目2商工業振興費は、商工会への補助金、次の127ページ、商い資料館の管理経費など。

目3観光費は、公衆トイレや公園の維持管理、町営駐車場の管理業務委託料や大多喜駅前の観光センターの維持管理経費、次の129ページ、観光振興事業は、大多喜お城まつり実行委員会、町観光協会や関係団体への補助金及び負担金でございます。

次の130ページをお開きください。

款7土木費の支出済額は5億3,938万804円で、項1土木管理費の支出済額2億4,896万4,129円で、目1土木総務費は、職員の人件費と臨時職員賃金、道路照明32カ所分の電気使用料、パソコン用ソフト保守委託料や借り上げ料、次の133ページ、各種団体への負担金や補助金、道路整備基金への積み立て。

目2登記費でございますが、職員の人件費のほか、次の135ページの測量機器の保守委託料や使用料で、登記実績につきましては、所有権移転登記や分筆登記など44件でございます。

目3国土調査費は、地籍調査に係る臨時職員の賃金のほか、上原、柳原、小谷松、部田、 八声ほか5地区の地籍調査委託料、また、前年度繰越分は船子、森宮、新丁の3地区の地籍 調査委託料。

目4道の駅管理費は、石神地先の道の駅の清掃管理業務委託料等の維持管理経費でございます。

次の136ページをお開きください。

項2道路橋梁費の支出済額は1億9,375万2,591円で、目1道路維持費は、町道の補修員 と臨時作業員に係る経費、除雪作業委託、町道台高谷線の排水整備工事、道路補修用材料費 など。

目2道路新設改良費は、職員の人件費、測量設計業務委託料は大中西線ほか7路線で、工事請負費は、増田小土呂線の舗装整備工事や、横山南越城前線、宇野辺当月川線の道路改良工事等、交通安全対策材料の購入でございます。

続きまして、項4住宅費の支出済額は9,666万4,084円で、目1住宅管理費は、町営住宅9団地111戸の管理に関する経費で、次の141ページ、猿稲団地の配水管布設替え工事、横山宮原住宅管理等基金及びふるさと基金への積み立て。

目2宅地造成費は、城見ヶ丘団地の定住化補助金2件分。

目 3 住宅助成費は、定住化対策を目的にしたもので、住宅取得奨励金 12 件、住宅リフォーム補助金 18 件分。

目4住宅建設費の前年度繰越分は、横山宮原住宅建設に係る建設工事でございます。

款 8 消防費、項 1 消防費の支出済額は、同額の 3 億 1,649 万 3,595 円で、目 1 常備消防費は、夷隅郡市広域常備消防負担金で、目 2 非常備消防費は、消防団員 351 名分の報酬と、次の 143 ページの消防団員の健康診査委託料、退職報償金支給事務費負担金等。

目3消防施設費の消防用施設整備事業は、船子地先の新機庫用地取得費及び機庫設計業務 委託、機庫改修として3カ所の補助金と消防機械器具整備事業は、次の145ページの各分団 における消防車の維持費用、ポンプ自動車及び小型動力ポンプつき積載車の購入など。

目4災害対策費は、災害の発生が懸念される場合の職員の時間外手当、久保排水機場及び 葛藤・八声水門管理委託料と防災行政無線施設保守委託料等でございます。

次の146ページをお開きください。

款 9 教育費の支出済額は 4 億 2,863 万 9,702 円で、翌年度繰越額は 2,339 万 3,000 円で、項 1 教育総務費の支出済額は 9,521 万 2,841 円で、目 1 教育委員会費は、教育委員の報酬や教育委員会活動に関する事務費、関係団体負担金等。

目2事務局費は、教育長人件費や職員の人件費、教育委員会事務事業の特別教育支援員、 学校用務員の賃金、次の149ページになります、関係団体への負担金や補助金、小中学校施 設整備基金への積み立てでございます。

項2小学校費の支出済額は4,884万9,148円で、目1学校管理費の小学校管理事務事業は、次の151ページの学校医、薬剤師の報酬のほか、西小学校及び大多喜小学校の送迎バス委託料等で、小学校施設管理事業は、光熱水費、教育用パソコン等のリース料、学校管理事業は、町内2小学校の管理事務経費や学校施設管理経費。

次の153ページ、目2教育振興費は、2小学校の教育備品等の購入費、クラブ活動助成補助金や遠距離通学費補助金。次の155ページの小学校教育振興事業は、英語教室業務委託料等でございます。

項3中学校費の支出済額は4,461万5,262円で、目1学校管理費の中学校管理事務事業は、 学校医、薬剤師の報酬、中学校施設管理事業は、光熱水費、教育用パソコン等リース料など、 2中学校の管理事務経費。

次の156ページ、目2教育振興費は、2中学校の教材備品等購入費、クラブ活動や各種大会等への生徒派遣費補助金、遠距離通学生徒の通学費補助金等で、次の159ページの中学校教育振興事業は、中学校外国指導助手委託料、学校給食補助金等でございます。

項4社会教育費の支出済額は7,855万3,585円で、目1社会教育総務費は、職員の人件費のほか、社会教育委員の報酬、生涯学習推進事業は、町民カレッジや家庭教育学級等の開催 経費、次の161ページ、社会教育関係団体への負担金や補助金。

目 2 公民館費は、公民館運営のための維持管理経費で、次の 163 ページ、公民館バスの管理経費。

目3図書館費は、図書館天賞文庫の管理運営経費及び図書の購入費、次の165ページの冊子等作成業務委託料は、移住希望者向け冊子「あてら」の作成委託料。

目4文化財保護費は、町文化財保護に係る補助金等。

目 5 視聴覚教育費は、夷隅郡視聴覚教材センターの負担金でございます。

項 5 保健体育費の支出済額は 1 億 6,140 万 8,866 円で、目 1 保健体育総務費は、職員の人件費、スポーツ推進委員の報酬や、リズムウオーキングやジュニア水泳教室などの主要事業に係る経費と、次の 167 ページの体育関係団体補助金や負担金。

目 2 体育施設費は、海洋センターや野球場、テニスコート、総合運動場の管理運営経費で、 野球場芝管理委託料、次の 168 ページのプール監視員業務委託料等。

目3学校給食費は、職員の人件費のほか、学校給食センターの管理運営に係る経費で、管理運営事業は、臨時調理員の共済費や賃金、光熱水費、賄材料費。次の171ページの給食配送委託料、工事請負費は、ガス管敷設工事でございます。

款 10 災害復旧費の支出済額は 4,862 万 9,959 円で、翌年度繰越額は 2,036 万 1,000 円で、項 1 公共土木施設災害復旧費は、昨年 9 月 28 日の豪雨で崩落した町道宇筒原細田線ほか 11 カ所の災害復旧工事、また、前年度繰越分は、町道老津線の災害復旧工事でございます。

次の 172 ページ、項2農林水産業施設災害復旧費は、昨年9月 29 日の豪雨及び 10 月 22

日から 23 日の台風 21 号で被災しました、農地及び農業用施設 5 カ所の災害復旧工事でございます。

款 11 公債費の支出済額は4億 8,565 万 6,185 円で、今まで借り入れいたしました起債 205 件分の元金及び利子でございます。

款 12 予備費の当初予算額は 500 万円で、予備費を充当いたしました額は 58 万 6,000 円で ございます。

以上、歳出合計の支出済額は 50 億 8,646 万 7,995 円、翌年度繰越額の繰越明許費は 4,475 万 4,000 円、不用額は 1 億 3,071 万 4,005 円でございます。

以上が一般会計歳入歳出決算の事項別明細の状況でございます。

次の174ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。この表につきましては、会計年度の実質的な収入、 支出を示したものでございます。

区分及び金額でございます。 1、収入総額 52 億 8,778 万 4,000 円。 2、歳出総額 50 億 8,646 万 8,000 円。 3、歳入歳出差引額 2 億 131 万 6,000 円。 4、翌年度へ繰り越しすべき 財源は繰越明許費繰越額 3,185 万 5,000 円。 5、実質収支額は繰越額を差し引きました 1 億 6,946 万 1,000 円となりました。

以上で、平成 29 年度の大多喜町一般会計歳入歳出決算の提案説明とさせていただきます。 よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長(野村賢一君) ご苦労さまでした。

次に、議案第44号 平成29年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認 定について説明願います。

企画課長。

○企画課長(米本和弘君) それでは、議案第44号 平成29年度大多喜町鉄道経営対策事業 基金特別会計歳入歳出決算についてご説明させていただきます。

この特別会計につきましては、千葉県及び合併前の夷隅郡市2市5町からの拠出金や負担金等をもとに設けられた基金を適正に管理するための会計で、いすみ鉄道に助成費として支出し、鉄道経営の安定を図ることが目的でございます。

それでは、事項別明細書により決算内容を説明させていただきます。

決算書の182ページ、183ページをお開きください。

歳入。

款1財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金、節1基金利子の収入済額は27万6,552円で、鉄道経営対策事業基金を運用した利子となります。

款 2 繰入金、項 1 繰入金、目 1 繰入金、節 1 基金繰入金の収入済額は 2,534 万 8,500 円で、 鉄道経営対策事業基金を取り崩したものとなります。

歳入合計は2,562万5,052円でございます。

次のページをお開きください。

歳出。

款1鉄道経営対策事業費、項1鉄道経営対策事業費、目1事業費、節 25 積立金 27 万 6,552円は、鉄道経営対策事業基金の利子を基金へ積み立てたものです。

目2助成費2,534万8,500円は、いすみ鉄道基盤維持補助金の見直しが行われたことにより、夷隅郡市2市2町の基盤維持費補助金に対する負担軽減を図ることを目的に、当該基金より追加の基盤維持補助金の2分の1の額を負担したものです。

歳出合計につきましては 2,562 万 5,052 円でございます。積み立て及び補助金支出後の基 金残高につきましては 4 億 4,866 万 3,649 円となります。

次のページをごらんください。

実質収支に関する調書は、歳入総額と歳出総額が同額のため、歳入歳出差引額以降の行は ゼロ円となっております。

以上で、鉄道経営対策事業基金特別会計の説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長(野村賢一君) 会議の途中ですが、ここで休憩します。 2 時 10 分から会議を開きます。

(午後 2時01分)

○議長(野村賢一君) 休憩前に引き続き会議を続けます。

(午後 2時10分)

○議長(野村賢一君) 議案第45号 平成29年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、また、議案第46号 平成29年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、両方とも税務住民課長から説明しますので、一括でありますのでよろしくお願いします。

税務住民課長、お願いします。

○税務住民課長(和泉陽一君) それでは、議案第45号 平成29年度大多喜町国民健康保険 特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

決算の説明の前に、国民健康保険の加入状況でございますが、平成 29 年度末で、加入者は 2,728 人、世帯数は 1,629 世帯であります。加入者の年齢構成を見ますと、65 歳以上 75 歳未満の割合が加入者全体の 46 パーセント、60 歳以上では約 58 パーセントを占めており、加入者の高齢化が進んでおります。

それでは、決算につきまして事項別明細書によりご説明させていただきますので、決算書 198、199ページをお開きください。

初めに、歳入でございますが、説明は、款2一部負担金以降は、科目及び収入済額を読み上げさせていただきますので、ご了承をお願いします。

款1国民健康保険税、予算現額2億7,155万7,000円、調定額3億7,097万2,358円、収入済額2億7,770万2,575円、不納欠損額950万1,290円、収入未済額8,376万8,493円となります。収納率は現年度分94.52パーセント、滞納繰越分16.79パーセントでございます。

国民健康保険税の内訳としまして、目 1 一般被保険者国民健康保険税、調定額 3 億 6,614 万 7,969 円、収入済額 2 億 7,381 万 3,520 円、不納欠損額 920 万 7,208 円、収入未済額 8,312 万 7,241 円。

目 2 退職被保険者等国民健康保険税、調定額 482 万 4,389 円、収入済額 388 万 9,055 円、 不納欠損額 29 万 4,082 円、収入未済額 64 万 1,252 円でございます。

款2項1目1一部負担金については、収入はございませんでした。

続きまして、款3使用料及び手数料ですけれども、督促手数料、収入済額12万1,800円です。

款 4 国庫支出金、項 1 国庫負担金、次の 200、201 ページになりますけれども、療養給付費等負担金 2 億 4,493 万 4,050 円です。

目 2 高額療養費共同事業負担金 949 万 676 円です。

目3特定健康診査負担金140万円、補助率は国基準の3分の1でございます。

項2国庫補助金、目1財政調整交付金8,015万8,000円、市町村間の財政の均衡を図るための交付金でございます。

目 2 国民健康保険制度関係準備事業補助金 118 万 8,000 円、国保広域化に伴うシステム改修の補助金でございます。補助率は 10 分の 10 でございます。

款 5 項 1 目 1 療養給付費交付金 871 万 4,000 円、退職被保険者等の医療費に係る交付金で ございます。

続きまして、款 6 項 1 目 1 前期高齢者交付金 3 億 5,498 万 4,149 円、65 歳から 75 歳未満の医療費負担を軽減するための交付金でございます。

款7県支出金、項1県負担金、目1高額療養費共同事業負担金949万676円、高額療養費 共同事業拠出金の4分の1を県が負担するものでございます。

目 2 特定健康診査負担金 140 万円、特定健康診査の県負担金でございます。

項2県補助金、目1財政調整交付金7,395万3,000円、国保財政の平準化を図るための補助金でございます。

次の202、203ページをお願いします。

款8項1目1共同事業交付金3億1,794万2,217円です。内訳としまして、高額医療費共同事業交付金、節2保険財政共同安定化事業交付金でございます。

款9繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金1億3,495万5,666円でございます。 内訳としまして、保険基盤安定繰入金(保険税軽減分・保険者支援分)、節3としまして職 員給与費等繰入金、助産費繰入金、あと財政安定化支援事業繰入金、財政調整繰入金で、一 般会計からの法定外の繰入金になります。節7特定健康診査等事業費繰入金は、特定健康診 査の追加検診項目に対する繰入金でございます。

款10項1繰越金1億8,104万5,983円、前年度繰越金でございます。

款 11 諸収入 178 万 8,677 円、項1延滞金及び過料としまして 32 万 5,200 円。

項2雑入146万3,477円の内訳としましては、第三者納付金、第三者行為による国保連合会からの納付金、一般被保険者返納金は保険者間調整による返納金でございます。雑入の特定健康診査徴収金は、40歳以上70歳未満の受診者1人当たり500円の徴収金になります。

目6雑入の節2一般被保険者指定公費分は、昭和 19 年4月1日以前に生まれた方について、窓口負担が本来2割のところ1割となっておりますが、その残りの1割分を国が補塡するものです。節6特定健康診査負担金精算金は、平成 28 年度特定健康診査負担金の確定に伴う国・県の追加交付分でございます。節7診療報酬返還金は、医療機関の診療報酬請求誤りによる返還金となります。

歳入合計、予算現額 16 億 1,873 万円、調定額 17 億 9,253 万 9,252 円、収入済額 16 億 9,926 万 9,469 円、不納欠損額 950 万 1,290 円、収入未済額 8,376 万 8,493 円でございます。 続きまして、歳出のご説明をいたしますので、206、207 ページをお開きください。 款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、支出済額 3,376 万 5,093 円、備考欄記載のとおり、職員 4 名分の人件費及び事務費、あと県国保連合会への負担金でございます。

款2保険給付費、項1療養諸費8億1,867万4,518円。

内訳としまして、目1一般被保険者療養給付費8億604万659円は、一般分の医療費。

次の 208、209 ページになりますけれども、目 2 退職者医療等療養給付費 449 万 4,711 円は、厚生年金、共済年金などの受給者で 65 歳未満の方の医療費でございます。

目3一般被保険者療養費668万6,879円、補装具等の医療費で償還払い分でございます。

目 4 退職被保険者等療養費 1 万 8,067 円、退職被保険者等の療養費償還払い分でございます。

目5審査及び支払手数料143万4,202円は、レセプトの審査手数料でございます。

項2高額療養費1億3,016万1,093円。

内訳としまして、目1一般被保険者高額療養費1億2,940万6,353円。

目 2 退職費保険者等高額療養費 75 万 4,740 円でございます。

次のページになりますけれども、目3及び目4の高額介護合算療養費については、支払い はございません。

項3移送費についても支払いはございませんでした。

項4目1出産育児一時金368万4,325円、支給件数は9件になります。

項5目1葬祭費75万円、支給件数15件でございます。

款 3 項 1 後期高齢者支援金 1 億 5,820 万 1,237 円、後期高齢者医療制度を支えるため、国保加入者全員が負担する支援金及び、次のページの事務費拠出金でございます。

款 4 項 1 前期高齢者納付金等、目 1 前期高齢者関係事務費拠出金 58 万 7,472 円、65 歳から 75 歳未満の国保加入者数に応じて納付するものでございます。

款 5 項 1 老人保健拠出金、目 1 老人保健事務費拠出金 3,720 円は、老人保健制度の精算事務費となります。

款 6 項 1 目 1 介護納付金 6,653 万 4,888 円、40 歳から 65 歳未満の国保加入者が負担する 介護納付金となります。

款7項1共同事業拠出金、目1高額療養費共同事業拠出金3,796万2,704円は、レセプト 1件当たり80万円を超える医療費に係る共同事業の拠出金でございます。

次の214、215ページをお願いいたします。

目 2 保険財政共同安定化事業拠出金 2 億 8,532 万 3,768 円は、レセプト 1 件当たり 80 万

円未満の医療費に係る共同事業拠出金でございます。

目3その他共同事業拠出金182円でございます。182円の内容は、退職者医療の事務費の 拠出金でございます。

款8項1目1保健事業費371万6,905円は、備考欄記載のとおり、国保総合健康づくり事業とし、19節負担金補助及び交付金、人間ドックの補助金、受診者数77名分が主な支出でございます。

項2目1特定健康診査等事業費 1,172 万 7,915 円は、備考欄記載のとおり、13 節委託料、特定審査委託料 944 万 1,706 円及び、次のページの備考欄の特定保健指導委託料 143 万 3,162 円が主な支出でございます。

款 9 諸支出金 2, 185 万 6, 103 円は、目 1 一般被保険者保険税還付金 106 万 2, 500 円、目 3 償還金 2, 079 万 3, 603 円は、平成 28 年度国庫負担金等額の確定に伴います返還金でございます。

款 10 項1基金積立金、目1財政調整基金積立金 1,000 万円は、国保在財政調整基金へ積み立てるものです。

款11予備費については、支出はございませんでした。

歳出合計、予算現額 16 億 1,873 万円、支出済額 15 億 8,300 万 2,423 円、不用額 3,572 万 7,577 円でございます。

次のページになりますけれども、218ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書で、単位は円単位でございます。

1、歳入総額 16 億 9,926 万 9,000 円、歳出総額 15 億 8,300 万 2,000 円、歳入歳出差引 1 億 1,626 万 7,000 円でございます。

実質収支額につきましては、翌年度に繰り越しとなりますが、使途といたしまして平成 29 年度国庫負担金等の額の確定に伴う返還金が見込まれるための財源、予算不足が生じた 場合の補正財源等に充当を予定しております。

以上で、平成29年度大多喜町国民健康保険特別会計の決算の説明を終わります。

続きまして、平成 29 年度後期高齢者医療特別会計の決算につきまして、議案第 46 号になりますけれども、ご説明をさせていただきます。

事項別明細によりご説明させていただきますので、決算書の 226、227 ページをお願いします。

説明は、款2使用料及び手数料以降は、科目及び収入済額を読み上げさせていただきます

ので、ご了承をお願いします。

初めに、歳入でございますが、款 1 後期高齢者医療保険料、予算現額 8,381 万 2,000 円、調定額 8,308 万 8,500 円、収入済額 8,277 万 4,300 円、収入未済額 31 万 4,200 円でございます。収納率につきましては、現年度分 99.7 パーセント、滞納繰越分 77.75 パーセントでございます。

保険料の内訳としまして、目1特別徴収保険料、調定額、収入未済額とも5,609 万5,800 円です。年金からの特別徴収となりますので、収納率は100パーセントでございます。

目 2 普通徴収保険料、現年分と滞納繰越分を合わせまして、調定額 2,699 万 2,700 円、収入済額 2,667 万 8,500 円で、収納率は 98.84 パーセントで、現金納付や口座振替納付によるものでございます。

款2使用料及び手数料、項1手数料、目1督促手数料、収入済額1万9,900円。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金 82 万 4,175 円は、事務費相当分の 繰入金となります。

目 2 保険基盤安定繰入金 3,667 万 710 円は、保険料の軽減対象者分の繰入金で、負担割合は、県 4 分の 3、町 4 分の 1 となります。

款4項1目1繰越金1万6,600円、前年度からの繰越金となります。

款5諸収入31万7,300円は、保険料還付金でございます。

歳入合計でございますが、予算現額1億2,181万9,000円、調定額1億2,093万7,185円、 収入済額1億2,062万2,985円、収入未済額31万4,200円でございます。

次に、歳出のご説明を申し上げます。

次の228、229ページをお願いいたします。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、支出済額 61 万 7,024 円、備考欄記載のとおり、事務経費になります。

項2目1徴収費22万7,051円、備考欄記載のとおり、保険料の徴収に係る経費でございます。

款 2 項 1 目 1 後期高齢者広域連合納付金 1 億 1,936 万 9,110 円、被保険者から納付されました保険料及び保険基盤安定繰入金を保険者であります後期広域連合へ納付するものでございます。

款3諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1保険料還付金31万7,300円で、保険料の還付金でございます。

歳出合計、予算現額 1 億 2, 181 万 9,000 円、支出済額 1 億 2,053 万 485 円、不用額 128 万 8,515 円でございます。

次のページをお願いします。232ページになります。

実質収支に関する調書で、単位は千円でございます。

歳入総額1億2,062万3,000円、歳出総額1億2,053万円、歳入歳出差引額9万3,000円で、実質収支額9万3,000円でございます。

実質収支額につきましては、翌年度に繰り越すこととなりますが、平成 30 年度後期高齢 者医療広域連合に納付するものでございます。

以上で、平成 29 年度大多喜町後期高齢者医療特別会計の決算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長(野村賢一君) 次に、議案第47号 平成29年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出 決算認定についてを説明願います。

健康福祉課長。

〇健康福祉課長(長野国裕君) それでは、議案第 47 号 平成 29 年度大多喜町介護保険特別 会計歳入歳出決算について、ご説明いたします。

決算の明細については、事項別明細書でご説明をいたしますので、242 ページ、243 ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

款 1 保険料、調定額 2 億 160 万 1,900 円、収入済額 1 億 9,495 万 2,500 円、収納率 96.7 パーセント。内容につきましては、65 歳以上の第 1 号被保険者の保険料でございます。不納欠損額 34 万 2,100 円は、時効成立による 28 名分の処理でございます。

これ以降につきましては、収入済額を主に説明させていただきます。

款 2 分担金及び負担金、項 1 負担金、目 1 介護予防教室事業参加者負担金 20 万 9,000 円は、いきいき塾参加者負担金、認知症予防教室参加者負担金でございます。

款3使用料及び手数料、項1手数料、収入済額7万5,700円、目1事務手数料4万2,000円、これは認定情報の情報公開に伴う手数料でございます。

次に、目2督促手数料3万3,700円でございます。

款4国庫支出金、収入済額2億5,799万1,468円、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金1億7,462万7,294円は、介護給付に係る国の法定負担金でございます。

項2国庫補助金、目1調整交付金、収入済額7,174万4,000円につきましては、介護保険

の財政調整を図るため、第1号被保険者の年齢別、階層別分布状況、所得の分布状況を考慮 して市町村に交付されるものでございます。

目 2 地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)、収入済額 744 万 3,413 円、包括的支援事業・任意事業に係る国の法定負担金でございます。

目 3 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)、収入済額 387 万 4,761 円、総合事業に係る国の法定負担金でございます。

続きまして、244ページ、245ページをお開きください。

目4介護保険事業補助金、収入済額30万2,000円は、制度改正に伴うシステム改修費補助金でございます。

款5支払基金交付金、収入済額2億8,575万8,477円。項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金、収入済額2億8,127万円、介護給付費に係る第2号被保険者分の法定交付金でございます。

目 2 地域支援事業支援交付金、収入済額 448 万 8,477 円、地域支援事業費に係る第 2 号被保険者分の法定交付金及び平成 28 年度分の精算に伴う追加交付金でございます。

款 6 県支出金、収入済額 1 億 5,601 万 5,302 円、項 1 県負担金、目 1 介護給付費県負担金、収入済額 1 億 5,058 万 2,495 円は、介護給付に係る県の法定負担金でございます。

項2県補助金、目1地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)、収入済額372万 1,706円、目2地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)、収入済額171万 1,101円につきましては、地域支援事業に係る県の法定負担金でございます。

款7繰入金、収入済額1億9,633万3,729円、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、収入済額1億7,205万8,729円は、介護給付費及び地域支援事業に係る町の法定負担金並びに職員人件費、事務費及び低所得者の保険料軽減に係る繰入金でございます。

続きまして、246ページ、247ページをお開きください。

項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金、収入済額2,427万5,000円は、介護給付費の第1号被保険者負担分の不足を補うため繰り入れたものでございます。

款8繰越金、項1繰越金、目1繰越金、収入済額3,336万9,218円は、前年度の繰越金で ございます。

款9諸収入、項1延滞金、加算金及び過料につきましては、実績がございませんでした。 項2及び目1雑入、収入済額19万3,200円は、生活保護者認定調査など手数料、予防給 付介護負担金、介護予防ケアマネジメント負担金でございます。 以上、歳入合計 11 億 2,489 万 8,594 円でございます。

次に、歳出のご説明を申し上げます。

248ページ、249ページをお開きください。

歳出につきましては、支出済額を主に説明させていただきます。なお、歳出のない科目は 割愛させていただきます。

款 1 総務費、支出済額 3,866 万 1,366 円、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、支出済額 2,988 万 5,880 円は、職員の人件費及び介護保険事業の事務的経費でございます。

項2徴収費、目1賦課徴収費、支出済額104万6,006円は、第1号被保険者保険料の賦課 及び徴収事務に係る経費でございます。

項3介護認定審査費、目1介護認定調査等費、支出済額427万2,190円は、認定調査に従事する臨時職員の賃金、主治医意見書作成手数料及び認定調査委託料でございます。

続きまして、250ページ、251ページをお開きください。

目 2 介護認定審査会共同設置負担金、支出済額 335 万 5,790 円は、2 市 2 町による審査会共同設置に係る負担金でございます。

項4及び目1運営協議会費、支出済額10万1,500円は、介護保険運営協議会の議員報酬 でございます。

款 2 保険給付費、支出済額 9 億 9,590 万 5,444 円、項 1 介護サービス等諸費、目 1 居宅介護サービス給付費、支出済額 2 億 9,403 万 1,536 円は、訪問系サービス、通所系サービス及び短期入所に係る給付費でございます。

目 2 地域密着型介護サービス給付費、支出済額 5,546 万 3,286 円は、グループホームなどの地域密着型サービスに係る給付費でございます。

目 3 施設介護サービス給付費、支出済額 5 億 1,368 万 9,634 円は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設等の施設入所に係る給付費でございます。

目 4 居宅介護福祉用具購入費、支出済額 92 万 3,560 円は、入浴や排せつ等に使用する補助用具の購入ついて、対象経費 10 万円を限度に給付するものでございます。

目 5 居宅介護住宅改修費、支出済額 201 万 6,436 円は、手すりの取りつけや段差の解消などの住宅改修をした際、対象経費 20 万円を限度に給付するものでございます。

続きまして、252ページ、253ページをお開きください。

目 6 居宅介護サービス計画給付費、支出済額 3,926 万 6,303 円は、ケアマネジャーが作成 するケアプランの作成費でございます。 項2介護予防サービス等諸費、目1介護予防サービス給付費、支出済額1,466万2,212円は、要支援1、2の方に対する訪問系サービス、通所系サービス及び短期入所などに係る給付費でございます。

目3介護予防福祉用具購入費、支出済額21万1,923円は、要支援1、2の方に対する福祉用具の購入経費で、対象経費10万円を限度として支給したものでございます。

目4介護予防住宅改修費、支出済額 95 万 1,596 円、これは要支援1、2の方に対する住宅改修に要する経費で、対象経費 20 万円を限度として支給したものでございます。

目 5 介護予防サービス計画給付費、支出済額 312 万 5,300 円は、要支援 1 、2 の方に対するケアプランの作成費でございます。

続きまして、254ページ、255ページをお開きください。

項3その他諸費、目1審査支払手数料、支出済額63万7,100円は、国保連合会への介護 給付費に係る審査支払手数料でございます。

項4高額介護サービス等費、目1高額介護サービス費、支出済額2,193万5,469円は、月額の利用者負担額が一定額を超えた場合に、超えた分について保険給付するものです。

項5高額医療合算介護サービス等費、目1高額医療合算介護サービス費、支出済額228万145円、目2高額医療合算介護予防サービス費、支出済額1万4,034円は、介護保険と医療保険の両方の自己負担額が、合算して年額の限度額を超えた場合、超えた分について保険給付するものです。

項 6 特定入所者介護サービス等費、ここで 256 ページ、257 ページをお開きください、目 1 特定入所者介護サービス費、支出済額 4,666 万 6,340 円は、低所得者の施設利用が困難とならないよう、所得に応じ食事と居住費の一定額を超えた分について保険給付するものです。

目 2 特定入所者介護予防サービス費、支出済額 3 万 570 円は、特定入所者介護サービス費と内容は同じで、対象者が要支援 1 、2 の方となります。

款 3 地域支援事業費、支出済額 3,621 万 7,382 円、項 2 包括的支援事業・任意事業費、目 1 任意事業費、支出済額 136 万 8,260 円は、介護保険事業の安定的な運営及び地域の実情に 応じ必要な支援を行うもので、介護給付費の適正化や家族介護支援などの事業に係る経費で ございます。

目 2 包括的支援事業、支出済額 1,832 万 5,920 円は、地域包括支援センター関係職員の人件費及び事務的経費でございます。

次に258ページ、259ページをお開きください。

項3介護予防・日常生活支援サービス事業費、目1介護予防・日常生活支援サービス事業費、支出済額1,345万6,187円は、総合事業に移行した要支援1、要支援2の方の訪問型サービス、通所型サービス及びケアプラン作成に係る経費でございます。

項4その他諸費、目1審査支払手数料、支出済額2万5,850円は、国保連合会への総合事業費に係る審査支払手数料でございます。

項5一般介護予防費、目1一般介護予防事業費、支出済額 304 万 1,165 円、ここで 260 ページ、261 ページをお開きください、これは高齢者及びその支援のための活動にかかわる者を対象に行う事業などに係るもので、具体的には介護予防の普及啓発に資する介護予防教室の開催、介護予防にかかわるボランティア及び地域で活動するグループや団体の育成支援、地域住民が行う介護予防教室などへの技術的助言をするためのリハビリ訓練士を派遣する経費でございます。

款4基金積立金、項1基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金、支出済額 1,561 万 4,446 円は、前年度から繰り越された保険料及び支払基金交付金の精算に伴う過年度交付分 の積み立てでございます。

款 5 諸支出金、項1 償還金及び還付金、目1 償還金及び還付金、支出済額 826 万 9,372 円は、平成 28 年度分の精算に伴う国・県支払基金への返還金及び過年度分保険料の還付金でございます。

以上、歳出合計 10億9,466万8,010円でございます。

続きまして、262ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額 11 億 2,489 万 9,000 円。 2、歳出総額 10 億 9,466 万 8,000 円。 3、歳入歳 出差引額 3,023 万 1,000 円。歳入歳出差引額の 3,023 万 1,000 円につきましては、平成 29 年度分の精算に伴う国・県支払基金などへの返還金、平成 30 年度の保険給付費及び基金積 立金などの財源となるものです。

以上で、平成 29 年度大多喜町介護保険特別会計の決算の説明を終わります。よろしくご 審議くださいますようお願いいたします。

○議長(野村賢一君) ご苦労さまでした。

次に、議案第48号 平成29年度大多喜町水道事業会計決算認定について説明願います。 環境水道課長。

○環境水道課長(山岸 勝君) 議案第48号 平成29年度大多喜町水道事業会計についてご

説明申し上げます。

別冊の水道事業会計決算書によりご説明いたしますので、決算書の1ページをお開きください。

平成29年度大多喜町水道事業決算報告書。

1、収益的収入及び支出。

収入。第1款水道事業収益の決算額は4億9,636万3,423円、第1項営業収益3億1,084万8,041円、第2項営業外収益1億8,551万5,382円となりました。

続きまして、支出。第1款水道事業費用の決算額は4億8,079万4,192円、第1項営業費用4億4,912万496円、第2項営業外費用3,167万3,696円、第3項予備費につきましては支出はございませんでした。

次に、2ページの資本的収入及び支出。

収入。第1款資本的収入の決算額は9,113万8,228円、第1項負担金613万8,228円、第2項企業債8,500万円、第3項の固定資産売却代金はありませんでした。

続きまして、支出。第1款資本的支出の決算額は2億1,885万9,904円で、第1項建設改良費1億3,261万2,189円、第2項企業債償還金8,624万7,715円となりました。

資本的収入及び支出において、資本的収入が資本的支出額に対し不足する額1億2,772万1,676円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額861万6,864円及び過年度分損益勘定留保資金1億271万9,557円及び当年度分損益勘定留保資金1,638万5,255円で補塡いたしました。

次に、3ページをお開きください。

平成29年度大多喜町水道事業損益計算書になります。

- 1、営業収益は、給水収益、(2) その他営業収益で、合計で2億8,789万945円となりました。
- 2、営業費用、(1)原水及び浄水費から(6)その他営業費用までの合計額で4億3,205万2,800円となります。この結果、営業損失としまして1億4,416万1,855円となりました。

次に、3、営業外収益ですけれども、(1)受取利息配当金から(5)雑収益までの合計 1億8,494万2,175円となりました。

4、営業外費用、(1)支払利息、(2)雑支出で、営業外費用の合計額は 3,167 万 3,696 円となり、この結果、営業外利益が 1 億 5,326 万 8,479 円となりまして、このため水

道事業としての経常利益が 910 万 6,624 円で、前年度繰越利益剰余金 1,699 万 9,815 円ありましたので、最終的に当年度未処分利益剰余金は 2,610 万 6,439 円となりました。

次に、4ページをお開きください。

平成29年度大多喜町水道事業剰余金計算書です。

利益剰余金については、当年度純利益 910 万 6,624 円の発生に伴いまして、利益剰余金の年度末残高が 2,610 万 6,439 円となり、資本合計は 12 億 7,034 万 5,030 円となりました。

次に、5ページをお開きください。

上段部分の平成29年度大多喜町水道事業剰余金処分計算書になります。

先ほど損益計算書にてご説明申し上げました、当年度未処分利益剰余金 2,610 万 6,439 円 の処分方法について、全額を未処分利益剰余金として翌年度へ繰り越すものでございます。

続きまして、平成29年度大多喜町水道事業貸借対照表ですが、これは水道事業の平成30年3月31日現在の財政状態を示した表になります。

資産の部。

- 1、固定資産。(1)有形固定資産、(2)無形固定資産、(3)投資その他の資産の合計額となりまして、固定資産の合計額は32億4,672万1,625円となりました。
- 2、流動資産。(1)現金預金、(2)未収金、(3)貯蔵品の合計額で、流動資産の合計は2億8,612万2,547円で、前年度比2,475万8,100円の増となりました。

なお、資産合計につきましては、35 億 3,284 万 4,172 円でございまして、前年度に比べ 4,013 万 3,228 円の減となりました。

次に、6ページをごらんいただきたいと思います。

負債の部。

- 3、固定負債。(1)企業債、(2)引当金の合計額となりまして、固定負債の合計は 13億1,550万6,357円でございます。
- 4、流動負債。(1)企業債、(2)未払金、(3)引当金、(4)その他流動負債の合計額となりまして、合計は1億5,444万8,053円で、前年度に比べまして131万2,508円の減となりました。
- 5、繰延収益。 (1) 長期前受金、(2) 収益化累計額の合計となりまして、繰延収益の合計は7億9,254万4,732円となり、負債合計は22億6,249万9,142円で、前年度に比べまして4,923万9,852円の減となりました。

続きまして、資本の部。

- 6、資本金。資本金合計は11億4,329万7,623円で、前年度と同額でございます。
- 7、剰余金。利益剰余金合計は1億2,704万7,407円で、剰余金合計も同額となり、前年度に比べ910万6,624円の増となりました。

資本合計額は 12 億 7,034 万 5,030 円となり、前年度に比べまして 910 万 6,624 円の増となり、負債資本合計は 35 億 3,284 万 4,172 円で、前年度に比べ 4,013 万 3,228 円の減となりました。

次に、7ページ、8ページをお開きください。

この7ページ、8ページにつきましては、重要な会計方針について、引当金の計上方法や 引当金の取り崩し状況等を注記しています。

続きまして、10ページをお開きください。

平成29年度大多喜町水道事業報告書になります。

1、概況。(1)総括事項ですけれども、イ、業務の状況ですが、本年度の給水状況は、 給水戸数3,871戸、前年度に比べ36戸の増です。給水人口は8,445人で、前年度に比べ82 人の減少となりました。

年間総給水量は 118 万 3,570 立方メートルで、前年度に比べ 2 万 6,503 立方メートルの増、年間総有収水量は 103 万 1,306 立方メートルで、前年度に比べ 3,380 立方メートルの減となり、これに伴い有収率は 87.13 パーセントで、前年度に比べ 2.29 ポイントの減となりましたが、全国的に見ても高い有収率を保っております。

ロ、建設改良状況。改良工事では緊急性のあるものを優先し、老朽化した配水管の布設が え工事4カ所355.5メートルを行い、安定供給の向上に努めました。また、布設がえ工事に 伴う舗装本復旧工事4カ所1,824.77平方メートルを実施いたしました。

拡張工事では、配水管布設工事1カ所1,231メートルを行い、経営の安定化に取り組みました。また、面白浄水場更新工事では、造成工事4,780平方メートル及び導水管布設がえ工事、送水管布設工事を実施いたしました。

ハ、経理状況。経理状況につきましては、決算報告及び損益計算書の内容と重複しますので、割愛させていただきます。

次に、11ページをお開きください。

議会の議決事項ですが、議案6件、報告2件、全て記載のとおり可決されております。

12ページの規程規則改正事項ですが、要綱の制定1件を実施いたしました。

続きまして、行政官庁認可事項は、平成 29 年度起債同意申請及び市町村水道総合対策事

業補助金交付申請を行いました。

続きまして、5、職員に関する事項ですが、事務系、技術系職員とも増減ありません。また、給料等につきましては下表に記載のとおりでございます。

次に、13、14ページをお開きください。

- 2、工事等ですが、建設改良工事の概況ですが、石神地先配水管布設工事ほか 14 カ所の 改良工事を実施し、内容につきましては記載のとおりでございます。
- (2) 主な修繕工事では、横山浄水場調圧水槽水位計修繕工事ほか5件を実施いたしまして、内容は記載のとおりでございます。
- (3)保存工事の概況は、量水器の検定満了に伴います交換工事をいたしまして、557個の量水器を交換しました。

次に、15、16 ページにつきましては、業務の関する事項を前年度と比較したものとなっておりますので、後ほどごらんいただきたいと思いますので、割愛させていただきます。

次に、17 ページの4の会計ですけれども、(1)契約では建設工事請負契約8件、物品 売買契約2件、業務委託契約1件を実施し、内容については記載のとおりでございます。

- (2) 起債、企業債の概況ですけれども、前年度末残高 13 億 8,995 万 1,575 円、本年度借入額は 8,500 万円で、本年度償還額 8,624 万 7,715 円、本年度末残高は 13 億 8,870 万 3,860 円です。この借入残高の件数 60 件の内訳につきましては、22、23 ページの企業債明細書のとおりでございます。
- (3) その他会計に関する重要事項につきましては、消費税に係る特定収入等の使途の特定状況を起債したものでございます。

続きまして、18ページをごらんいただきたいと思います。

平成29年度大多喜町水道事業キャッシュフロー計算書についてご説明申し上げます。

このキャッシュフロー計算書は、平成 29 年度会計期間の現金の流れを事業活動別に記載 したものでございます。年度末の現金預金の期末残高は 25 億 1,423 万 3,318 円となります。 これらについては、5ページの貸借対照表に流動資産 (1) 現金預金と一致するものとなっ ております。

次に、19、20 ページの収益費明細書につきましては、割愛させていただきたいと思います。

続きまして、21ページをお開き願いたいと思います。

固定資産明細書につきましてご説明申し上げます。

(1) 有形固定資産明細書中、資産の取得等に伴う当年度増加額の合計が1億 4,390 万 1,553 円、資産の除却等に伴う当年度減少額が1億 1,619 万 3,567 円となり、年度末残高は62億85万1,107円となります。

減価償却累計額につきましては、当年度増加額 1 億 2,741 万 5,590 円、当年度減少額が 6,481 万 6,276 円、償却額累計は 3 億 906 万 5,785 円で、有形固定資産の年度末償却未済額 は 31 億 1,078 万 5,322 円となりました。

- (2)無形固定資産明細書につきましては、増減額ございませんでした。
- (3) 投資明細書については、運用先の申し出により解約を行ったため、3,000 万円減少し、1億3,087万3,800円となりました。

22、23 ページの企業明細書につきましては、先ほど説明いたしました企業債の状況の内 訳 60 件分となっております。

以上で、平成 29 年度大多喜町水道事業会計の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(野村賢一君) ご苦労さまでした。

ここでしばらく休憩します。3時20分から会議を再開します。

(午後 3時08分)

○議長(野村賢一君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時20分)

○議長(野村賢一君) 次に、議案第49号 平成29年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会 計欠損金の処分及び決算認定についてを説明願います。

特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長(秋山賢次君) それでは、議案第49号 平成29年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計欠損金の処分及び決算認定についてご説明させていただきます。 議案つづり127ページをごらんください。

申しわけありません。議案つづりの127ページになります。

- ○議長(野村賢一君) 午前中使ったやつですよ。
- ○特別養護老人ホーム所長(秋山賢次君) 平成 29 年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会 計欠損金の処分及び決算の認定について。

地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成29年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算に伴う欠損金を欠損金処理計算書(案)のとおり処分をし、あわせて同法第30条第4項の規定により、平成29年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものでございます。

それでは、大変申しわけありません、別冊の決算書の1ページ、特別養護老人ホーム決算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

それでは、平成 29 年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算についてご説明させていただきます。

平成29年度大多喜町特別養護老人ホーム事業決算報告書。

(1) 収益的収入及び支出。

まず、収入でございます。第1款特別養護老人ホーム事業収益、予算額の合計は2億 737 万6,000円、決算額は2億350万210円となります。

次に、支出ですが、第1款特別養護老人ホーム事業費用、予算額の合計は2億 6,952 万 8,000 円、決算額は2億6,183 万 5,421 円となります。

続きまして、次ページの(2)資本的収入及び支出でございます。

まず、収入でございますが、収入につきましては実績がございません。

次に支出です。第1款資本的支出、予算額の合計は 714 万 7,000 円、決算額は 585 万 1,880 円となります。

続きまして、3ページをお開きください。

損益計算書でございます。 1 の営業収益合計 1 億 9, 239 万 2, 924 円から、 2 の営業費用合計 2 億 6, 183 万 5, 421 円を差し引きますと、 6, 944 万 2, 497 円の営業損失となり、 3 の営業外収益 1, 110 万 7, 286 円を加えた、事業の経営損失は 5, 833 万 5, 211 円となります。

前年度繰越剰余金 2,458 万 8,437 円から、当年度損失 5,833 万 5,211 円を差し引きますと、 当年度末未処理欠損金は 3,374 万 6,774 円となります。

4ページをお開きください。こちらは剰余金計算書でございます。

5ページの上段をごらんいただきたいと思います。

平成29年度大多喜町特別養護老人ホーム事業欠損金処理計画書(案)になります。

4ページの一番下の欄に、当年度末未処理金損失が3,374万6,774円となっておりますが、 過去に利益分を積み立てをした利益積立金800万円があることから、この積み立てを欠損金 へ補塡することとし、5ページの表になりますが、次年度へ繰り越す未処理欠損金を2,574 万6,774円とする案でございます。

続きまして、5ページの下の段から6ページにかけましては、平成29年度大多喜町特別 養護老人ホーム事業貸借対照表になります。

続きまして、決算附属書類でございますが、7ページをお開きください。

1の概況。(1)総括事項、業務でございますが、表をごらんください。

初めに、施設入所ですが、平成 29 年度の年間利用者数は1万 9,517 人で、1日の平均利用者数は53.4人となり、前年度比1日当たり平均11.3名の減となっております。

続いて、短期入所の年間利用者数は881人で、1日の平均利用者数は2.4人となります。 平成28年度は3.7人となっておりました。

続きまして、13ページ、キャッシュフロー計算書でございます。

キャッシュフロー計算書は、1年間の資金の流れを示したものであります。下から3行目になりますが、今年度は赤字に伴い4,856万6,574円減少し、資金期末残高は3億4,927万5,019円となりました。

続いて、14ページをお開きください。

特別養護老人ホーム事業会計収益費用明細書でございます。

(1) 事業収益。

第1款事業収益は2億350万210円となります。

第1項営業収益は1億9,239万2,924円でございます。内訳としまして、第1目介護報酬収益が1億5,749万4,348円でございます。第2目介護負担金収益は3,489万8,576円となります。

第2項営業外収益ですが1,110万7,286円となります。主な内訳としまして、第3目長期 前受金戻入944万9,730円、第4目その他営業外収益152万2,081円でございます。

続いて、(2)の事業費用でございます。

第1款事業費用、第1項営業費用2億6,197万9,381円、第1目総務管理費1億5,373万2,491円。主な内訳でございますが、第2節給料7,201万9,855円と第3節手当2,874万1,846円、第4節賞与引当金繰入額1,099万5,221円、第5節法定福利費3,605万4,073円につきましては、いずれも職員26名分の人件費になります。

続いて、15 ページとなりますが、第 14 節委託料 72 万 9,336 円につきましては、職員健康診断等の委託料でございます。第 16 節使用料 306 万 6,689 円につきましては、企業会計システムリース料、パソコンの借り上げ料、総合福祉情報システムの借り上げ料等でござい

ます。

第2目施設管理費 2,525 万 2,511 円で、主な内容としましては、第8節備消耗品費 547 万 365 円は、介護材料等でございます。第9節燃料費 336 万 8,088 円につきましては、ボイラーの燃料費でございます。第14節委託料 360 万 3,399 円につきましては、エレベーターの保守や電気保安業務、庁舎の清掃業務などの委託料でございます。第20節光熱水費 1,016 万 4,114 円につきましては、電気、ガス、水道の使用料でございます。

第3目居宅介護事業費 268 万 7,970 円、こちらは短期入所に関する事業費となり、第4節 法定福利費 35 万 5,202 円と第6 節賃金 233 万 2,768 円は、臨時職員 1 名分の人件費になり ます。

第4目施設介護事業費 6,166 万7,817 円、第1 節報酬 143 万6,400 円、定期往診の4病院分でございます。第4節法定福利費 506 万3,238 円、第6 節賃金3,394 万7,267 円、臨時職員21 名分の人件費でございます。第14 節委託料 202 万4,400 円につきましては、協力医の定期往診及びリハビリ訓練士に対する委託料でございます。第16 節使用料191 万8,516 円は、おむつリース料等になります。第21 節賄材料費1,603 万6,941 円は、給食用賄材料費となります。

第5目減価償却費、第1節有形固定資產減価償却費1,847万2,132円。

第6目資産減耗費、第1節固定資産除却費2万2,500円。

次の16ページをお開きください。

平成 29 年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計資本的明細書になりますが、第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目設備整備費 585 万1,880 円、第1節工事請負費 532 万5,596 円、第2節備品購入費 52 万6,284 円につきましては、9ページの工事内容になりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

8ページから 12ページ及び 7ページの固定資産明細書と、18ページの注記につきましては、記載のとおりですので、割愛をさせていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(野村賢一君) 次に、報告第7号 平成29年度決算に基づく健全化判断比率の報告について報告願います。

財政課長。

〇財政課長(君塚恭夫君) 報告第7号を説明させていただきます。

平成29年度決算に基づく健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率を 報告いたします。

平成 29 年度決算に基づく健全化判断比率、表内の項目の実質赤字比率は、一般会計、鉄道経営対策事業基金特別会計を合わせた普通会計の実質収支が赤字の場合、赤字額の標準財政規模に対する割合を示すもので、平成 29 年度は黒字のため該当がありませんでした。

次に、連結実質赤字比率は、普通会計に加え国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療等の特別会計の収支、さらに公営企業における資金不足額など、町のあらゆる会計の収支の合計から判断するもので、平成29年度の連結実質収支は黒字のため該当はありませんでした。 次に、実質公債費比率は、地方債の元利償還金に加え、一部事務組合等への負担金や他会

次に、美質公債質比率は、地方債の元利債還金に加え、一部事務組合等への負担金や他会計繰出金のうち、公債費に準ずる経費の標準財政規模に対する割合を示すもので、平成 29 年度決算は前年度より 0.1 ポイント減少し、5.3 パーセントとなり、早期健全化基準を下回っております。

最後に、将来負担比率は、地方債現在高や一部事務組合等の地方債の償還に対する将来の 負担見込み額、退職手当負担見込み額などから、これらに充当可能な基金現在高、基準財政 需要額、参入見込み額等を控除した額の標準財政規模に対する割合を示したもので、平成 29 年度決算は前年度より5ポイント減少し、19.9 パーセントとなり、早期健全化基準を下 回っております。

以上のとおり、平成 29 年度決算に基づく健全化判断比率は、いずれも基準内の判断でありますことをご報告させていただきます。

○議長(野村賢一君) 次に、報告第8号 平成29年度大多喜町水道事業会計決算に基づく 資金不足比率の報告について説明願います。

環境水道課長。

○環境水道課長(山岸 勝君) 報告第8号 平成29年度大多喜町水道事業会計決算に基づ く資金不足比率の報告につきましてご説明申し上げます。

議案つづりの131ページをお開きください。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第1項の規定による資金不足比率をご報告いたします。

経営健全化に関する指標については、平成 29 年度における資金不足比率がマイナス 79.09 パーセントとなり、資金不足はなく、国の基準である 20 パーセントを下回っており、経営状況は健全の範囲となっておりますので、ご報告申し上げます。

以上です。

○議長(野村賢一君) 次に、報告第9号 平成29年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会 計決算に基づく資金不足比率の報告について説明願います。

特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長(秋山賢次君) 報告第9号 平成29年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算に基づく資金不足比率の報告についてご説明をさせていただきます。
議案つづりの133ページになります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第1項の規定による経営健全化に関する指標につきましては、マイナス 191.91 パーセントで、資金不足は生じておりません。国の経営健全化基準の 20 パーセントを下回っており、経営状況は健全の範囲内となっておりますので、ご報告させていただきます。

○議長(野村賢一君) それでは、議案第43号から議案第49号までの各会計決算認定についての説明及び報告第7号 平成29年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてから報告第9号 平成29年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算に基づく資金不足比率の報告が終わりました。

ここで本件に課する監査委員の決算審査意見及び財政健全化審査意見、経営健全化審査意見の報告を求めます。

滝口代表監査委員。

〇代表監査委員(滝口延康君) 皆様2日間にわたりましてご苦労さまでございます。

眠い方もいると思いますが、私で終わりですから、もう少し我慢してください。

ちょっと報告に入る前に、秋山所長、さっきの事業会計決算書の中の 14 ページ、特別養護老人ホーム事業会計決算書、その中の (2) の事業費用で、事業費用の合計が 2億 6,183 万 5,221 円だよね。違ったっけ。

(「数字が違ったの」の声あり)

〇代表監査委員(滝口延康君) 訂正したんだよね。訂正前のが載っちゃっていると思うから、 皆さんの書類はそうなっていますか。261835421。これが正しいんでしょう。そうだよね。

(「はい」の声あり)

○代表監査委員(滝口延康君) ということですので、皆さんの手元にある決算書が正しい数字で、ちょっと所長は前の数字を言ってしまったわけですから。所長になりかわりまして、監査委員がおわび申し上げます。

それでは、監査報告をいたします。

平成 29 年度大多喜町一般会計、特別会計、事業会計の決算及び基金の運用状況、また財政健全化及び経営健全化に係る審査につきまして、その結果につきましてご報告いたします。水道事業、特別養護老人ホーム事業会計につきましては、去る7月5日に、また一般会計、特別会計につきましては、8月16日、17日に、渡邉監査委員とともに審査を実施しました。初めに、一般会計、特別会計ですが、各会計の歳入歳出決算書及びその他政令で定める附属書類等が関係法令に準拠して作成されているか、また、予算は地方自治法に規定する原則、すなわち公共の福祉の増進のため適正に執行されたか、そして計数は正確であるかに主眼を置きまして、担当職員の説明を聴取しながら審査を行いました。

その結果でありますが、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書及び関係書類は、いずれも法令に準拠して作成されており、また予算の執行は適法かつ適正に執行されておりまして、計数も正確でありました。

続きまして、基金の運用ですが、基金の総数は 26 基金でございます。年度末の総額は昨年度に対しまして 3,050 万 1,000 円増額しておりまして、残高は 34 億 3,170 万 5,000 円となります。内訳は、決算書の最終ページに記載されておりますけれども、ふるさと基金等は補塡財源として減額になっております。しかしながら、公共施設整備基金等の新しい基金も設置されておりまして、今後の町の事業展開に欠かせない各種基金を計画的に積み立てをして、増額されているということで、こちらが増額の大きな要因となっております。

なお、詳細につきましては、平成 29 年度大多喜町一般会計特別会計歳入歳出決算審査意 見及び基金の運用状況審査意見をごらんいただきたいと思います。

続きまして、水道事業会計及び特別養護老人ホーム事業会計決算について申し上げます。

こちらについても、審査に付されました大多喜町水道事業会計及び特別養護老人ホーム事業会計の決算書及び附属書類が関係法令に準拠して作成されているか、また経営活動が地方公営企業法に規定する基本原則に基づいて計画どおり執行されているか、また計数は正確であるかなどに主眼を置きまして、これも担当職員の方の説明を聴取し審査を行いました。

その結果でありますが、両事業会計とも、決算書及び附属書類はいずれも法令に準拠して 作成されておりました。また、適正な表示の上、経営活動は基本原則に基づいて目的どおり 執行され、計数も正確で、決算は適正なものと認められました。

ただし、先ほど秋山所長からも説明がありましたけれども、特別養護老人ホーム事業会計 につきましては、平成 26 年度から引き続いて赤字となっております。事業経営は本当に皆 さん頑張っているんですけれども、厳しい状況で大変だと思います。しかし、そういう中で も、将来的な見通し、そういうものもシミュレーションをしながら、計画的に赤字を少しず つでも減らすように一層のご努力をお願いしたいと思います。

これも詳細につきましては、平成 29 年度大多喜町水道事業会計及び特別養護老人ホーム 事業会計決算意見書をごらんください。

続きまして、地方公共団体の財政の健全化に関する、これは法律は第3条第1項及び同法 第22条第1項の規定によりまして、大多喜町財政健全化審査及び経営健全化審査を実施し ましたので、あわせてご報告いたします。

初めに、財政健全化審査について申し上げます。

審査に付されました健全化判断比率及びその算定となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかについて、これも担当職員の説明を聴取しながら審査を行いましたが、その結果、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

健全化の中でも、先ほど説明がございましたけれども、将来負担比率は 19.9 パーセントということで、20 パーセントを割り込んでおりまして、これは少ないほどいいんですよね。それで5年前と比較しますと、3分の1以下の比率となっております。これは本当に大幅な良化が認められます。これは、町債の残高の減少等いろいろと努力されていること、あわせて交付税措置のある起債を有効に活用されている、そういうものが大きな要因になっておりますので、今後も町の財政健全化のために、強く意識をして取り組んでいただきたいと希望いたします。

次に、水道事業会計及び特別養護老人ホーム事業会計の経営健全化審査については、審査 に付されました資金不足比率、その算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成さ れているかどうかを、これも担当職員の説明を聴取しながら実施しました。

その結果、資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載する書類は、いずれも適正に 作成されているものと認められました。

詳細につきましては、平成 29 年度大多喜町財政健全化及び水道事業、特別養護老人ホーム事業健全化審査意見についてをごらんいただきたいと思います。

以上をもちまして、平成 29 年度大多喜町一般会計、各特別会計及び事業会計の決算、そ して基金の運用状況並びに財政健全化等に係る審査意見についての報告にかえさせていただ きます。どうぞよろしくお願いします。 以上でございます。

○議長(野村賢一君) ご苦労さまでした。

以上で監査報告を終わります。

◎散会の宣告

○議長(野村賢一君) 以上で本日の日程は全て終了しました。

11 日と 12 日は、総務文教・福祉経済常任委員会の合同の委員会協議会が予定されております。時間はいずれも 9 時から、会場は本議場で開催します。

また、9月14日は午前10時から本会議を開きますのでご参集願います。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

(午後 3時52分)

第1回大多喜町議会定例会9月会議

(第3号)

平成30年第1回大多喜町議会定例会9月会議会議録

平成30年9月14日(金) 午前10時00分 開議

出席議員(12名)

1番	野	中	眞	弓	君	2番	志	関	武臣	夫	君
3番	渡	辺	善	男	君	4番	根	本	年	生	君
5番	吉	野	僖	_	君	6番	麻	生		剛	君
7番	渡	邉	泰	宣	君	8番	麻	生		勇	君
9番	吉	野	_	男	君	10番	末	吉	昭	男	君
1番	Щ	田	久	子	君	12番	野	村	賢	_	君

欠席議員(なし)

1

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯	島	勝	美	君	副町長	鈴	木	朋	美	君
教育長	宇	野	輝	夫	君	代表監査委員	滝	口	延	康	君
総務課長	西	郡	栄	_	君	企画課長	米	本	和	弘	君
財政課長	君	塚	恭	夫	君	税務住民課長	和	泉	陽	_	君
健康福祉課長	長	野	国	裕	君	建設課長	吉	野	正	展	君
産業振興課長	西	JII	栄	_	君	環境水道課長	Щ	岸		勝	君
特別養護老人 ホーム所長	秋	Щ	賢	次	君	会計室長	吉	野	敏	洋	君
教育課長	古	茶	義	明	君	生涯学習課長	宮	原	幸	男	君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 麻 生 克 美 書記 山 川 貴 子

議事日程(第3号)

- 日程第 1 議案第43号 平成29年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定について(質 疑~採決)
- 日程第 2 議案第44号 平成29年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出 決算認定について(質疑~採決)
- 日程第 3 議案第45号 平成29年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定 について(質疑~採決)
- 日程第 4 議案第46号 平成29年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認 定について(質疑~採決)
- 日程第 5 議案第47号 平成29年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について(質疑~採決)
- 日程第 6 議案第48号 平成29年度大多喜町水道事業会計決算認定について(質疑~ 採決)
- 日程第 7 議案第49号 平成29年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計欠損金の処 分及び決算認定について(質疑~採決)
- 日程第 8 発議第 4号 町長の専決処分事項の指定についての一部改正について

◎開議の宣告

○議長(野村賢一君) 皆さん、おはようございます。

きょうも大変ご苦労さまでございます。

開会に先立ち、去る9月6日未明、午前3時8分ごろ北海道に震度7の地震が発生し、大変な被害がありました。この地震により亡くなられた方に心よりお悔やみ申し上げます。また、被害に遭われた方々に心よりお見舞い申し上げるとともに、一日でも早い復旧をお祈り申し上げます。開会に先立ちまして、大多喜町議会を代表して申し上げます。

本日の議事は、既に配付の議事日程第3号により平成29年度大多喜町一般会計のほか各特別会計4会計及び2事業会計の決算に関する質疑、討論及び採決を行います。

また、既に委員会協議会を開催しておりますので、質疑に際しては重複する部分はご遠慮 いただき、議事進行にご協力くださるようお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立しました。

(午前10時00分)

◎行政報告

- ○議長(野村賢一君) 日程に先立ち、町長から行政報告がございます。 町長。
- **〇町長(飯島勝美君)** おはようございます。

議会定例会9月会議の最終日に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まず、初めに、6日に発生しました北海道地震により甚大な被害を受けられました皆様に対しましてお見舞いを申し上げますとともに、被災地の一日も早い復旧、復興を心よりお祈り申し上げます。

本日は、議会定例会9月会議の最終日でございますが、議長さんを初め議員の皆様には、 大変お忙しい中ご出席をいただきまことにありがとうございます。

行政報告につきましては、本定例会初日以降の行事でございますので、お手元に配付させていただきました報告書によりご了承いただきたいと思います。

さて、本日の定例会9月会議最終日の会議事件は、平成29年度の一般会計のほか4つの特別会計並びに2つの事業会計の決算認定でございます。決算の内容につきましては、既に本会議で提案説明させていただき、その後常任委員会協議会において詳細な説明をさせてい

ただきました。いずれの会計においても経常的な経費が増加する中で、創意工夫に努め事業を推進してまいりました。この結果、健全な財政運営に配慮しつつ一定の成果を上げることができたものと考えておりますので、よろしくご審議をいただき、ご承認くださるようお願い申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長(野村賢一君) これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長(野村賢一君) 次に諸般の報告でありますが、9月4日以降の議会関係の主な事項は、 お配りした議会諸報告によりご了承いただきたいと思います。

また、本日職員の研修の一環として、係長級以上の職員等が傍聴していますのでご承知願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎議案第43号~議案第49号の質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) これより日程に入ります。

日程第1、議案第43号から、日程第7、議案第49号までの平成29年度大多喜町一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算及び各事業会計決算については、既に一括議題として提案説明が終わっております。9月5日の会議に引き続き、これより各会計ごとに質疑、計論、採決を行います。

次に、質疑要領ですが、一般会計については歳入は全般にわたり、また歳出は款ごとに行いますのでご協力をお願いします。

また、質疑の際は決算書記載のページを必ずお示ししていただくとともに、議題外にわたり、またその範囲を超えることのないようお願いします。

また、質疑に当たりましては決算書で質疑をされますようお願いします。質疑は1項目について3回までとしますのでよろしくお願い申し上げます。

日程第1、議案第43号 平成29年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

歳入については全般、歳出については款1議会費、款2総務費の質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番根本年生君。

○4番(根本年生君) ページ、18、19ページの歳入、町税のところでございます。

調定額が12億円余りで、収入済額が11億円をちょっと切る。収納率が90パーセント。 町税の約10パーセントが不納ということになっていると思われます。それで、その大部分 の歳入分が固定資産税であります。固定資産税の収納率が86パーセントですかね。これが、 町税の半分をおさめていると。これについては、再三、相続放棄とかですね、固定資産税が とれないという部分があるという説明は受けています。しかし、前年度も同じ程度の収納率 で改善が見られていません。

そのほかの税収については不安定な面もあるかもわかりませんけれども、固定資産税は非常に安定した税金であり、これをやはり確保していくことが、これからの大多喜町の財政上、非常に大切ではないかと思っております。ただ、改善策が見られません。これについては、どのように考えていますでしょうか。

- 〇議長(野村賢一君) 税務住民課長。
- ○税務住民課長(和泉陽一君) 固定資産税についての税収の確保ということでありますけれども、まず、固定資産税につきましては何度か議会のほうでも言われておるように、所有者がわからないとか、そういった土地あるいは家屋そういったものが、こちらで納税通知書を送ってもこちらに返ってきてしまうというようなものが若干見受けられます。そういったものについてはこちらで調査を進めて、とれるものなのかそうでないのか、その辺をはっきりさせていきたいということで考えております。

この固定資産税の問題については、大多喜町だけの問題ではありませんので、ほかの市町 村あるいは国の動向を情報収集に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長(野村賢一君) ほかにございませんか。

4番根本年生君。

○4番(根本年生君) 今の答弁の内容は、何回も議会でもそういった質問が出ていると思う んですけれども、全く変わっていません。要は何をやっているのか、これを改善する策とし て、策をやってもそれが効果がなければ何もならないと思っているんですね。だから、具体 的に、何か今のだと、やはりさっきおっしゃったように国に聞いてみる、周辺の市町村に聞 いてみるとか、具体的な行動がまるっきり見えてこないんです。手紙を出しました、手紙が 返ってきます、それだけでは何も改善策にならないですよね。

ますます大多喜町高齢化が進んでいく中で、そのような事態はふえていると思います。や

はり安定した税収を図るために、やはり具体的にもっと動かないといけないんじゃないかと 思っています。その辺は、具体的にこういった方法で早急に動くんだよという対策をお願い します。

- 〇議長(野村賢一君) 税務住民課長。
- **〇税務住民課長(和泉陽一君)** 今の根本議員のご質問にお答えさせていただきます。

今、うちのほうで対策については、こちらで温めているものはあるんですけれども、 ちょっとまだ担当レベルの話でありますし、その辺まだどういう影響が出るですとか、そう いったものもまだ検討しておりませんので、案はあるんですけれども、ここではちょっと回 答は差し控えさせていただきたいと思います。

- 〇議長(野村賢一君) 4番根本年生君。
- ○4番(根本年生君) すみません、それでは案はあるということですので、ぜひ 30 年度は このようなことがないように、ぜひ一生懸命やって努力していただきたいと思いますけれど も、いかがでしょうか。
- 〇議長(野村賢一君) 税務住民課長。
- ○税務住民課長(和泉陽一君) そのように早急に検討のほうを進めてまいりたいと思います。 以上です。
- ○議長(野村賢一君) ほかにございませんか。1番野中眞弓君。
- ○1番(野中眞弓君) 39ページの款 16の財産収入です。財産収入の一番下の段に、横山宮原住宅貸付収入が計上されております。この事業は、蘭屋さんの誘致に伴う事業で、鳴り物入りの事業だったと思います。人口増にもなるというような話もありました。今、この住宅の利用状況を教えてください。住人は住民登録はしているのでしょうか。それから、その建物、当初、一括借り上げということでしたが、家賃のところを見ると何だか割り切れません。どうなっているのでしょうか。

以上、2点伺います。

- 〇議長(野村賢一君) 建設課長。
- **〇建設課長(吉野正展君)** 決算書 39 ページー番下の横山宮原住宅の貸付収入について答弁 をさせていただきます。

現在、宮原住宅は6戸あります。そのうち6室満室となっています。そのうち住民登録の ある方は6人のうち1人であります。 それから、貸し付けの状況ですけれども、現在、契約につきましては企業との貸し付け契約を締結しております。その中で、一括で6戸全てをこの企業のほうに貸し付けをしている状況でございます。

以上です。

- 〇議長(野村賢一君) 1番野中眞弓君。
- ○1番(野中眞弓君) その住宅をつくるときに、人口増ということも課題になったと思います。この人たちが、ここに6戸よそから入ってくることによって人口対策にもなるというような説明を受けたような気がします。この企業についていえば、雇用も確保できるしという話もありました。

ところが実際は、雇用の面では正規の職員の、要するに家庭を持てるような給料をもらえるだけの職員の雇用というのは余り聞かれなくて、最低賃金に近いパート職員がほとんどだと。私たちが望む、あるいはいろんな調査の中で言われる働く場がないということに応えるような事業になっていないんじゃないかと思うんですけれども、その点いかがでしょうか。

そして、住民登録が1名だけということに対しては、とる手は、全員が登録してもらって、 少なくとも大多喜町に住民税だとか所得だとか、そういうものが入るような手だてというの はとれないんでしょうか。

- 〇議長(野村賢一君) 建設課長。
- ○建設課長(吉野正展君) 1点目の人口増というのは、ちょっとお話ですけれども、現在、 横山宮原住宅は1DKの単身向けの世帯となっております。また、企業に一括貸し付けと なっておりますので入居者につきましては確認しておりませんけれども、単身赴任により入 居されている方もいるかと思われますので、細かなことにつきましては町のほうではちょっ と把握はしてございません。

住民人口増という話ですけれども、貸し付けの契約の中では住民票を移すということについては、詳細な契約にはなっておらないところでございます。今後、住民票を大多喜町に移動することにつきましては、プライベートな件もあろうかと思いますので、可能な範囲でお願いをしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長(野村賢一君) ほかにございませんか。

4番根本年生君。

〇4番(根本年生君) すみません、ちょっとページ、ちょっと、すみません、ちょっとはっ

きり把握していないんですけれども、交通事故の損害金の関係で 30 年度は非常に大きくなっているというような記憶があります。29 年度中はこの交通事故の件数がどのくらいあって、その補償額というんですかね、それは当然、相手がある場合とない場合も含めて件数とその金額ですか、それがわかったら教えてください。この、ここでいいですかね、この款のところで。

- ○議長(野村賢一君) いや、ちょっとおかしいんじゃないの。
- ○4番(根本年生君) わかりました。じゃ、やめます。すみません。
- ○議長(野村賢一君) ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

以上で歳入及び歳出のうち款1議会費、款2総務費の質疑を終わります。

次に、款3民生費、款4衛生費の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「すみません、ページ数ちょっと教えてください。何ページから何ページですか」の声あり)

- ○議長(野村賢一君) 款3の民生費から款4衛生費、ページ数は幾つから。
 - (「85からです」の声あり)
- **〇議長(野村賢一君)** 85 ページからだそうです。

1番野中眞弓君。

○1番(野中眞弓君) 87 ページに障害者福祉の項がありますが、87 ページのその障害者福祉事業の中に、障害者福祉計画作業策定委員会報酬というのがあります。障害者のいろいろの福祉の計画を立てたと思うんですけれども、多分この中に就職の問題というのが入っていると思うんです。

8月の末あたりから官庁における障害者の雇用率を満たしていないということが、大々的に報道されております。障害者の自立という点で、雇用の問題は非常に大きなファクターを占めていると思うんです。取り締まるべき厚生労働省や、うそをついちゃいけないよと道徳を強制している文科省すらこの問題では虚偽の申告をしていました。本町の場合は、どうなっているのか説明してください。

- 〇議長(野村賢一君) 総務課長。
- **〇総務課長(西郡栄一君)** 障害者の雇用の関係でございますけれども、この計画に直接関連

があるかどうかは、私のほうから答えるのは直接は関係ないと思いますけれども、平成 29 年度の障害者の任免状況につきましては、町長部局及び教育委員会部局ともに法定雇用率の 基準は満たしております。

- ○議長(野村賢一君) ほかにございませんか。1番野中眞弓君。
- 〇1番(野中眞弓君) 何人ですか。
- 〇議長(野村賢一君) 総務課長。
- ○総務課長(西郡栄一君) 町長部局及び教育委員会部局合わせて、法定雇用率に基づき算出した人数について4名でございます。
- 〇議長(野村賢一君) 1番野中眞弓君。
- ○1番(野中眞弓君) この4名、うそ偽りがないことを信じますけれども……
- ○議長(野村賢一君) マイク入ってますか。よく聞こえない。
- ○1番(野中眞弓君) うそ偽りがないと信じますが、4名というのはあくまでも最低であって、障害者は職場を探すの本当に大変だと思うんですね。個性に応じた、障害に応じた公務員の職場の一層の確保ということは、今後考えられませんか。
- 〇議長(野村賢一君) 総務課長。
- ○総務課長(西郡栄一君) ちょっと決算の内容とは離れてくるかもしれませんけれども、お答えをさせていただきたいと思います。

この人数の4人というのは、法定雇用率を満たしているのは間違いない事実でございますので、ご安心していただきたいと思います。それと、法定雇用率の関係につきまして若干お話させていただくと、平成30年度に2.3パーセントから2.5パーセントに改定になってございます。その関係で、町の基準でいうと1名不足しているというような現状で、現在、町の採用試験等におかれましても障害をお持ちの方の雇用について――応募ですね、試験について実施するということで公募させていただいているところですけれども、今のところ該当者がなく、これからまた1名増員するような方向性で現在検討しているところでございます。

○議長(野村賢一君) ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

以上で款3民生費、款4衛生費の質疑を終わります。

次に、款5、これページ数、何ページから。

(「110、111です」の声あり)

○議長(野村賢一君) 110 ページから。

(「はい」の声あり)

○議長(野村賢一君) 次に、第、款 5 農林水産業費、款 6 商工費、款 7 土木費の質疑を行います。110 ページからだそうです。

質疑はありませんか。

4番根本年生君。

○4番(根本年生君) ページ、117ページの基幹農道整備事業、これ今年度 110 万円の、29年度か。これ、県が事業を行って事業が終わったので町が現在引き継いで維持管理を行っているものだと思います。ただ、ここの基幹農道ですね、非常に崖とかまだまだ危ない部分がたくさんあると思っております。29年度、この 110万という予算の中で十分足りて維持管理ができていたのか。

それで、これ本来であれば、基幹農道で集落と集落をつなぐ主要な農道ですから、本来であれば町道にして、維持管理をすべきものと考えますけれども、この 29 年度この 110 万という予算で十分維持管理が果たせたのか、それと今後はどうなのか。あと本来であれば町道にすべきではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

- ○議長(野村賢一君) 一般質問でもやったことじゃないの、一般質問で。再度するの。
- ○4番(根本年生君) じゃ、すみません。じゃ、この110万円で、予算が足りて十分な維持管理ができたと思っているのか、できているのか。そこをお答え願いたいと思います。
- 〇議長(野村賢一君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(西川栄一君) この110万円につきましては、議員さんがおっしゃるとおり、 基幹農道の維持管理に係る経費となっております。トンネル等の電球の交換ですとか、トン ネル内その他電気料、その他平塚地先で崩落を防止するための柵の設置等を行っております。 現状では、まあ十分とまでは言えるかどうかわかりませんが、一応最低限の部分では管理で きているんではないかというふうに考えています。
- O議長(野村賢一君) ほかにございませんか。

1番野中眞弓君。

○1番(野中眞弓君) 131ページ、観光推進広域連携事業、この中で委託料、体験型観光メニュー作成とあります。このメニューの中身についてと、どういうふうに実施しているのか、今の段階で実施していくつもりなのか伺いたいと思います。

- 〇議長(野村賢一君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(西川栄一君) 体験型観光メニューの内容と、今後どういうふうに実施していくかということでございますけれども、体験型観光メニューの作成業務につきましては、前年度、業者のほうに委託しまして町内の観光資源の確認、掘り起こし、それから観光型体験メニューのどういうものがあるかというような検討をいただいております。

2回ほど会議を開いていただいたところですけれども、その中で、こういうものがいいん じゃないかということで、ツアーとして田植えですとか、竹林整備、ジビエナイトツアー、 ジビエツアー、星空観察、川廻し等のような、そういうような案が出ております。また、こ れを実施するに当たっては、どのような実施主体がやっていくかというようなところが課題 だというようなところの提言もされております。

それを受けまして、実施につきましては、この報告を受けて今年度また体験型メニューの 業務委託のほうを行っておりまして、その中で今後どういうふうに実施していくのかという、 メニューの実際の作成と、そういうような方向等について業務のほうを委託しているところ でございます。

- O議長(野村賢一君) ほかにございませんか。
 - 4番根本年生君。
- ○4番(根本年生君) すみません、ページ、139 ページの町営住宅管理事業、これ当初予算が887万1,107万円支出していますと。それで、これは平成28年に町営住宅補修計画作成業務ということで、今後は町営住宅の管理、運営についてどのような形で長寿命というんですかね、を図るかという、委託でそういった計画はできているものと思います。

この 29 年度の中で、この町営住宅補修計画策定業務に基づいて行われた内容というんですかね、修繕料に当たるのかどうかわかりませんけれども、それがどれかお聞かせください。

- 〇議長(野村賢一君) 建設課長。
- ○建設課長(吉野正展君) ページ、139ページの右の備考欄の町営住宅管理事業、11 修繕料のことと思います。これにつきましては、長寿命化計画これに伴うものではなく、通常の町営住宅の修繕、また町営住宅入居退去に関します退去時の修繕料等でございます。以上です。
- 〇議長(野村賢一君) 4番根本年生君。
- ○4番(根本年生君) この策定業務に基づいて、これは多分、事前に早目に修繕を行えば多額の費用をかからずにできるという目的で、こういった計画を立ててやっていると思います。

28 年度に計画ができたわけですから、この計画に基づいて 29 年度何らかの修繕が必要で、そういった業務をやるべきではなかったかと思いますけれども、いかがでしょうか。

- 〇議長(野村賢一君) 建設課長。
- ○建設課長(吉野正展君) 確かに 28 年度に長寿命化計画を策定しておりますけれども、これにつきましては、現在、町営住宅かなりありますけれども、その中で木造住宅、また木造住宅のほかRC構造等の住宅もあります。これにつきましては、ある程度の……すみません、国の補助金等をもらうには、その機能を向上させなければ国庫補助がとれなくて改修ができないというふうに、ちょっと今のところ承知しておりますけれども、そういう観点から、29年度の修繕については現在あるものの中で特に修繕が必要なもの、通常の管理の範囲、また、入居、退去に係るものの修繕これについて行ったものでございます。
- 〇議長(野村賢一君) 4番根本年生君。
- ○4番(根本年生君) 平成28年度に460万円という大金を使ってやっているわけですのでね、これは早急に対応しないといけないんじゃなかろうかと。それで、計画をつくればそれで終わりだということではなくて、これを実行しないと幾ら計画をつくってもだめだと思うんですね。ですから、29年度残念ながらこれに基づいていろんな策はやらなかったということですので、30年度以降は、これを順次行って寿命を長もちさせるようにしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。
- 〇議長(野村賢一君) 建設課長。
- **〇建設課長(吉野正展君)** 町営住宅の大規模な改修については、入居者も現在入っているところでございますので、そういうことのやりくりも必要になってくるかと思います。そういうものを勘案しながらできるものはやっていきたいというふうに考えております。以上です。
- O議長(野村賢一君) ほかにございませんか。

1番野中眞弓君。

- ○1番(野中眞弓君) 戻ってもよろしいでしょうか。
- ○議長(野村賢一君) 何でしょうか、前の款にですか。それはご遠慮していただきたいと思います。
- ○1番(野中眞弓君) 一応の整理、あちこちを混乱しないために、一応ブロックごとに区切っているのはわかるんですけれども。ちょっと考え違いをしておりまして歳入だけかと思っていたんです。ちょっと前のほうの聞き忘れたことがありまして。

- ○議長(野村賢一君) できればご遠慮して、願いたいと思います。
- ○1番(野中眞弓君) すみません、気をつけます。
- ○議長(野村賢一君) はい。後で、その件に関しては担当課長に話していただければと思います。

(「議長、今の件ですけれども、歳入に基づいたところに戻してあげる というのは……」の声あり)

- ○1番(野中眞弓君) いや、歳入のところじゃなくて。款のところをね、歳出1款、2款というのを、歳入だけね、とりあえずやるのかなと思い込んでおりまして。
- ○議長(野村賢一君) 去年もこれ同じことをやっているんです。
- ○1番(野中眞弓君) 1、2の部分なんですが、質問を許可していただきたい。
- ○議長(野村賢一君) ちょっとご遠慮願いたいと思います。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) なしと認めます。

以上で款5農林水産業費、款6商工費、款7土木費の質疑を終わります。

次に、款 8、ページは 140 ページからだそうです。款 8 消防費、款 9 教育費、款 10 災害 復旧費、款 11 公債費、款 12 予備費の質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番麻生剛君。

○6番(麻生 剛君) ページ数が、一般会計の149ページ2行目、委託料ですね。英語教育 支援アドバイザー業務委託料 25 万円の件ですけれども、私、国際社会において、現在グローバルな視野を持つ、そして世界共通言語である英語を幼くして学ぶこと、これはどの地方においても大変意義あることと思います。このことについては全面的に賛成であります。

さて、このアドバイザーですけれども、原因、そして現状においてどういった内容、経緯、 基準で決めているのか。そして、どの程度の能力者がやっておるのか、その辺をちょっと詳 しくお伺いしたいと思います。

- 〇議長(野村賢一君) 教育課長。
- ○教育課長(古茶義明君) この方につきましては、元大多喜高校の校長さん、校長を歴任したり、いろいろな英語に関しての知識をお持ちの方で、現在、町で進めております保育園、小・中学校、それの連携をするために各保育園、また小学校、中学校でばらばらに教育をし

ていたんではいけないということで、総体的に英語教育を進めていかなければならないと考えまして、29 年度からそのつなぎ役、また総合的な政策についてお願いしている方でございます。詳細については、ちょっと手持ちの資料がありませんので、後ほどお答えしたいと思います。

- 〇議長(野村賢一君) 6番麻生剛君。
- ○6番(麻生 剛君) 教育課長のご答弁ご苦労さまでした。

私ですね、この件に関しましては、私が議員になる前にこういう形で行われ、そして飯島 町政のもとで進められてきたと思うんですけれども、ごくごく一般的なことを言いましょう。 具体的に、客観的データがいま一つないままにこれを導入しているような気がします。

いやしくも将来の人材育成を担う立場の人間ですから、人間を採用するんですから、もう一度伺いたいと思います。普通ですね、教え方、いわゆる国際教育ですけれども、一つの指標として、これはもうご存じだと思うんですけれども、英語力ではTOEFLとTOEICという国際基準にのっとった試験があります。このレベルをどの程度か、これはもう国際共通です、国際共通コミュニケーション力ですね。目指しているところがそれであるわけですから、当然TOEFLというのは、ご存じのように英語を母国語としていない人たちが主な対象、ゼロから 120 のレベルです。また、TOEICはご存じのように全ての対象者ですね、これは 10 から 990 のレベルがあると。

さて、今のままいくと、客観的基準に基づかない方がそのまま何らかの形で採用になって 決まっていると。その方が悪いというわけではないです。ただ、こういう物差しをある程度 提示して、それに基づいた方をやっていかないと国際コミュニケーション能力、国際社会に 通用する人材育成、絵に描いた餅になると私は思うんですけれども、この件についてご見解 をお願いしたいと思います。

- 〇議長(野村賢一君) 教育課長。
- ○教育課長(古茶義明君) 経歴につきましては、ただいまちょっと手元にございませんが、 大学についてもそのような専門的な大学を卒業され、現在、館山のほうとか、南房総のほう のそういう支援のほうをやっていただいている方で、その基準は、TOEICとかそういう ものは示しておりませんでしたが、それなりの方でございます。
- 〇議長(野村賢一君) 教育長。
- **○教育長(宇野輝夫君)** 今、アドバイザーをお願いしているのは、鴨川市在住のワタナベ先生という方なので、この方については高校時代から流暢な英語をお話しして、さらにはIC

Uですね、そこを成績優秀で卒業。さらにはいわゆる教育庁教育事務所で指導主事経験者、 そして中学校、高校の英語を担当指導教諭ということで、さらには今現在は安房高校のほう でここ何年か新規採用の、英語の新規採用された教員の指導教官をしています。そして、さ らには鴨川のほうにある看護大学のほうで英語の非常勤講師と。

私の知る限りでは、詳しい資格はちょっと聞いていませんけれども、聞く部分では、例えば三育大学のALT講師とも何の支障もなく流暢な英語で、非常に見識としては英検1級、当然程度のお話をしております。そして、年に12回ぐらいですかね、さらにはもうあいている時間はどんどん来ていただいて、つい最近ではいろいろな特に小学校での英語教育、保育園そこら辺もつなぐ意味で、先生方のために、わざわざもうそれこそボランティアで来ていただく回数も多くなって、現場の小学校の先生方の非常に大きな役割を担っております。

英語力は、もうご存じのようにICUですので、これは完璧な英語をしゃべります。そして、ニューヨークかどこかのアメリカに留学もしております。以上のような先生です。

- 〇議長(野村賢一君) 6番麻生剛君。
- ○6番(麻生 剛君) 教育長から説明いただきまして、内容的に少しわかってまいりました。 これはこれで、当町における一つの財産、教育財産になるんでしょう。

私がご指摘したのは、国際社会における共通の指標というものも当町の中で一つ取り入れて、物差しを、尺度をふやしていく。要するに、私思いますよ、いろいろな経歴がある、それはやはり教育長もそれはご存じだったんでしょう、縁故の、いろんな事でよく知っていらっしゃったのかもしれない。それはそれですばらしいことだと思うんです、そういう人たちとの交流というのは。

しかし、もう一つ対外的に通用するもので勝負しなくてはいけない。そういう面で、もう一つ物差しを提示しながら、ある面で今後、第2、第3の方、あるいは三育もそうでしょうし、三育以外の方々とも当然これからいろいろ交流も出てくると思います。そういった中身の濃さを競うために一つご検討いただきたいと思います。

以上です。

- 〇議長(野村賢一君) 答弁要らないですね。
- ○6番(麻生 剛君) 要らない。
- ○議長(野村賢一君) ご意見ですね、今の。
- ○6番(麻生 剛君) そう。
- ○議長(野村賢一君) 今、質疑ですからね。考えてください。

ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○議長(野村賢一君) なしと認めます。

以上で款 8 消防費、款 9 教育費、款 10 災害復旧費、款 11 公債費、款 12 予備費の質疑を 終わります。

これで、一般会計歳入歳出決算の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「あります」の声あり)

- 〇議長(野村賢一君) 1番野中眞弓君。
- ○1番(野中眞弓君) 私は、平成29年度大多喜町一般会計決算に反対の立場から討論させていただきます。論旨がちょっと支離滅裂になったらお許しください。

地方自治の本旨は、皆さんご存じのように住民福祉の増進にあります。お題目のようにいつでも私が唱えていることですが、住民を一層幸せにすることが役場の仕事であります。その原則が守られているかどうかをチェックするのが私たち議員の役目だと私は信じております。

人間が暮らす上で幸せだと思えるための前提条件は経済にあります。今、大手銀行ですら 経営が厳しくなり規模を縮小しなければならないという事態を起こしているゆがんだアベノ ミクスのもとで、貧困と格差は広がり続けています。

9月3日の財務省発表では、資本金 10 億以上の大企業が平成 16 年、17 年の……16 年の 1 年間だけで内部留保を 22 兆円もふやしたこと、それから、これは新聞の記事ですが報酬 が 1 億円を超える役員が 2.5 倍もふえたという記事もあります。財務省の発表に戻りますけ れども、役員の報酬はふえているんですが、従業員の賃金は――やっぱり 17 年だったんだ、5.4 万円も 1 年間で減っているという、これは財務省の正式な発表が出ています。

そして、さらに実質賃金は、名目賃金は多少上がっているんですけれども、消費税が上がったとか税金が上がったとかそういう面も含めて、実質賃金は低迷を続けています。

こういう情勢の中で、大多喜町の町民の決算書に見える経済状況ですが、私は町民税、個人の現年度の税収にあらわれているのではないかと思います。法人は3年連続で税額をふやしています。ところが、個人は4年分、26年から29年までの4年分を見ると、この間の3年間で平均税額も、それから町の集めている税額も下がり続けています。3年前に比べ税金

だけで 7,000 円も減っています。地方税は 10 パーセントの税率ですから、7,000 円の 10 倍、つまり少なくても所得で 7万円は平均で減っているという町民の懐ぐあいがはっきりとあらわれたと、私は思っています。町民の懐ぐあいが厳しくなっている中、やはり町はできるだけ町民の経済を助けていく、暮らしと命を守っていく、その立場に立っていただきたいと、そう思います。

住民の暮らしを守っていこうという点では、未来への投資、充実していたと思います。29 年は4月から中学校給食の無償化が引き続き行われました。子ども医療費の無償化も引き継 がれていることは、大いに29年度の事業として評価したいと思います。

そのほか、1点、事業費は小さなことですけれども評価したい事業があります。ちょっと 名前がすぐに出てこないんですけれども、秋から暮れにかけて交通何とか実行委員会が、オ リブからハーブ園とか回って三育学院に至るコースでバスを走らせました。その結果、この 成果説明に出ていたかと、成果説明は出ていませんでしたっけ、その答弁では 18 日営業し て1日10便動いて、実質乗った人、実際の実人数が 127名で、延べ人数が 309人、1便当 たり1.5人ですか、の乗客しかいなかった。それを受けて、30年度の予算では削ってあり ます。住民の要望でもない事業をやってみたけれども、求めていないを、ずるずると引きず らないということは公の仕事にとって非常に私は重要だと思います。

一度事業を始めると失敗ではなかろうかと内心思っていても、なかなかやめないのが官庁の仕事ではないかと思います。本町でもその最たるものが、私は品川行きの高速バスの運行だと思います。膨大な赤字をまず前提に走らせているこの事業は、住民、この前も言いましたけれども、私の周りにいる住民は誰ひとり、ああこの事業は赤字でもいい事業だから継続してほしいという、普通の一般住民は一人もおりません。もう多分、総額、4年間、5年目には黒字にするというお題目ですから、4年間で本当に2億円は超えるであろう事業費、これがあったら官庁、住民がよく言うんです、町は本当にお金がないの、何か頼むとお金がない予算がないと言うんだけれども、本当にないのか、よく言われます。こういうこともなくなるのではないでしょうか。

そのほか、気がついたことがあります。地方創生だと威勢のいいかけ声のもとで、乗りおくれてはならぬと自分の足元を見定めないで責め立てられるように補助金取りに走っているように、ここ数年見えます。29 年度もそういう気がします。定住化対策は費用対効果どうでしょうか。1家族獲得に幾らかかっているのか考えてほしいと思います。

それと、さっき聞き忘れたんですけれども、いろんな計画がコンサルタントを頼んで行わ

れているものが多いです。そういう事業のほとんどが、補助金が交付されている期間だけの活動に終わっているような気がします。補助金だけで、町の税金が一般財源使っていないという声も聞こえるんですけれども、私たちが納めた税金です、国は国でもっと別のことに使ってほしいよ、生かして使ってほしいよということがたくさんあります。もっと足元を見た計画づくりをしてほしい、職員に政策立案能力を身につけてほしい、そのためには研さんする場所、費用、時間が保証されるような仕事、職場づくりを願いたいと思います。

それと、あと雇用の問題があります。解決に向かっているでしょうか。雇用の確保だということで誘致した企業の求人募集は、最低賃金すれずれの臨時雇用が大半というのは期待外れそのものです。役場における雇用も前進しているようには思えません。役場も臨時職員の待遇は、ワーキングプアの域を脱する努力をしなければならないと思います。

障害者雇用については、一応、法の基準を生かしていることは安心して評価できます。しかし、これはあくまでも最低ラインにすぎません。障害を抱えていらっしゃる方の一層の就業と働きやすい職場づくりを求めます。

この、いいところもあります。だけれども、何か最近は余りにも忙しい政策が行き交っていて、それが功を奏しているかというとそうではない。そういう不安も感じます。そういうことのないように、本当に地に足をついた住民のことをしっかり見詰めた、住民を支える行政をしていただくことを願って私の反対討論としますが、1点、この決算書、微調整が大変うまくいって、いろんな項目を調べたりするのに使いやすくなっていることを担当された方に感謝いたします。

ありがとうございました。

○議長(野村賢一君) これ、今、反対討論ですね。

じゃ、次に賛成討論の方、いらっしゃいますか。

2番志関武良夫君。

O2番(志関武良夫君) 私は、平成 29 年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定について賛成する立場で討論させていただきます。

決算認定に賛成する理由は、財政状況の厳しい中でまず、実質収支に関しては1億 6,946 万 1,414 円の黒字となっております。これは、限られた財源の中で必要な住民サービスを実施し、総合計画に基づき編成した平成 29 年度当初予算の目的をおおむね達成され、かつ健全な財政運営に努力されたものと評価いたします。

次に、各財政指標を見てみますと、地方公共団体の健全化に基づく将来負担比率は 19.9

パーセントと前年度と比較し5ポイント改善されております。実質公債費比率も0.1ポイン ト改善され 5.3 パーセントとなっております。一方、財政の弾力性を示す経常収支比率につ いては昨年度より0.4ポイント降下しており、これは適正水準の範囲を超えており財政構造 の硬直化の懸念がありますので、原因の究明と経営経費のさらなる抑制が必要であると考え ます。

一般会計の収支については、予算現額に対して100.5パーセントと昨年度より1.9ポイン トのプラスであり、調定額に対する収入率は97.7パーセントとなっております。

また、不納欠損額は1,328万9,000円と昨年度に比べ124万5,000円の増額であるが、収 入未済額は 771 万 2,000 円の減額となっており、このことは関係各位の努力の成果であると 評価いたします。しかしながら、税負担の公平性と受益者負担の原則に立ち、財源確保の観 点からも収入未済額の解消を図るべきと考えております。

次に、個々の歳出を見てみますと、多くは厳しい環境の中で当初予算の目的に沿った支出 であり、町民生活向上につながる予算執行であると考え、数々の施策が適正に執行されたも のと評価いたすところでございます。特に、中学校の給食費の無料化など、子育てしやすい 環境の取り組みと多くの評価をすべき施策があります。執行部におかれましては引き続き景 気の動向を注視し、経費の削減と徹底した行財政改革を実施し、限られた財源の効率的な配 分のために、今後とも財政運営の健全化と住民福祉の増進に努力されることを期待するとこ ろでございます。

以上、何点か申し上げましたが、総合計画の施策と着実に推進していただきたいことを重 ねて要望し、私としては賛成討論とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長(野村賢一君) ここで会議の途中ですが、10分間休憩します。

11時10分から会議を再開します。

○議長(野村賢一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時10分)

○議長(野村賢一君) ほかに討論はありませんか。

6番麻牛剛君。

-185-

(午前11時00分)

○6番(麻生 剛君) それでは、議案 43 号 平成 29 年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認 定について、私、反対の立場より討論させていただきます。

私はつい先日、住民懇談会に出席させていただきました。ここで感じたことです。議会議員というのは、住民との接点のある最先端、最前線におります。そして、今、住民の生の声を聞くたびに胸が締めつけられる思いであります。

行政はもっと町民に寄り添うべきではないのか。行政の優先順位は町民の声に耳を傾けて 決めるべきではないのか。私は、西畑地区でしたけれども、その方々との懇談会でその思い を強く感じた次第であります。当然、議員各位の同僚の方も出席しておりましたので、これ は記憶に新しいところであります。住民の声に耳を傾けろ、私たちの生の声を聞け、これは 今でも胸を締めつけられます。

まずは、第1点。品川行き高速バスの件は、これは厳しいかもしれないけれども、執行部は、町長は一旦町民に謝罪をして、その上でです、赤字解消策を考えます。それは、議員の同僚の方々が二、三点申しております、乗り入れ先をふやすことなど。改善策をまずは実行して、その上で町民に理解を求める。今のように、やる前からそれは無理である、バス会社の意向に沿うような行動では赤字解消はならんでしょう。

また、横山宮原住宅については、本来ならば民業圧迫のおそれもある、もう少し時間をかけて地元業者の意向を踏まえるべきであったとも思います。目指すべき若者の雇用増、定住化については現在までは役立っていない、そういう状況であります。

ここで、皆さん、皆さんもよく知っておる、私の尊敬する地方議員の方の言葉を披露しましょう。「麻生さん、議会議員というのは執行部のカーボンコピーではありません。町長の言いなりではありません。常に住民サイドに立って行動するのが当然であります。いやしくも町民のかけがえのないお金のことについて、決算であります、決してめくら判を押してはいけませんよ。そのことを肝に銘じて議員活動を行ってほしい」、こう申しました。私も全く同感であります。決算、行政監視は議員の使命であります。これこそが信義であります。

今、町の住民の暮らし向き、一向によくなりません。働いても、働いても所得はふえません。可処分所得は上がりません。町民の幸せ度、幸福度、満足度、低下していく一方であります。このままでいいでしょうか。人が、人間らしく暮らせる町。今のように若者がどんどん流出し独居老人がふえる状況は全く好ましくありません。これは、私どもの地域を歩いてみても空き家がある、住民登録はしてあっても空き家であります。これ、町の末期症状ですよ。

今こそ、町当局は政策の優先順位を町民主体に戻し、町民の目線に立ってまちづくりをすべきではないでしょうか。皆さん方にもし、このような声が届いていないとしたら、皆さん方執行部のところに聞く耳を持たないという姿勢があるからです。格差社会の解消、夢と希望のあるまちづくりに向かって、ともにやっていこうじゃありませんか。

つまり、子育て環境を充実させ、高齢者が安心して暮らせる町にすること、そしてそれは 障害者にも当然優しいまちづくりなるはずなんです。思いやりのある町の実現です。

私は今回、先ほど来、何度も申しています、住民との懇談会に出席させていただきました。 そこで学ばせていただきました。町当局よ、今こそ町民に謝罪することです。本来の目的で ある社会正義の実現を図り、つまりこれは公正で公平なまちづくりにかじを切ることなんで す。

今の行政当局、これだけ批判が町民懇談会の中で私だけでない、聞いている方います、行 政当局は猛省を促したいと思います。よく政治家が歴史の法廷の証言台に立っていると言わ れます。これは言いかえれば未来への責任であります。もし、公金の使われ方が住民の意思 に合わなければ、将来その責めを負うべき立場にあるのが政治家であります。たとえ町長や 議員は任期が終わったとしても、その責任は免れません。これは時効は存在しません。

町民懇談会の席上、あなた方は気楽な稼業だと、任期が終われば関係ないんだと、このようなことを申した方がおりました。いや違う、あなた方がしっかり監視してくれと。したがって今回の決算認定、私は町民の生の声を聞いて、その原点に戻り反対といたします。

ご清聴ありがとうございました。

○議長(野村賢一君) ほかに討論はありませんか。

10 番末吉昭男君。

○10番(末吉昭男君) 私は、議案第 43 号を賛成の立場で意見を述べさせていただきたい と思います。

本町の財政は、少子高齢化が加速しており毎年人口の減少などする中で、その限られた財源を無駄なく最大の効果を上げられるよう、住民生活の向上、幸福を追求し総合計画等に基づき事業を実施している努力はさまざまな事業展開からうかがうことができます。ただし、そのような状況ではありますが、執行部の皆さんには現在の状況を打開するよう、今まで以上に無駄を省き、町民の税金を有効に使わせていただくという努力を日々考えていただきたい。また、これからも町民のためによりよいまちづくりに全力を注いでもらいたいと思います。このようなことを要望いたしますが、平成29年度の限られた財源をバランスよく、各

施策に基づき事業展開した執行部の努力を評価することとし、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長(野村賢一君) ほかにございませんか。

7番渡邉泰宣君。

○7番(渡邉泰宣君) 私も、ただいまの議案第 43 号に対して、賛成の立場から討論させていただきます。

まず、品川高速バス運行事業のことでございますが、品川高速バス運行開始から3年経過しようとしていますが、この事業導入に当たっての目的は人口減少対策と、都内からの観光客増大を期待しての事業と記憶しています。特に、若い世代の人口流出については大多喜町だけの問題ではなく、多くの市町村の抱えている大変重要な問題と捉えてよいと思います。このような環境にある中、この品川行き高速バスの事業は問題解決に大切な役割を背負っていると思います。

約1時間半くらいの乗車時間で大多喜町から東京へ、東京から大多喜町まで着けるのは、利用者にとって大変魅力があると思いますし、この事業はぜひとも継続させたい事業と願ってやみません。県内の人口が増加していると聞いております。君津市、木更津市ともに、事業すなわち高速バスの影響は非常に大きいと伺っております。これも、通勤通学時間が1時間圏内にあることが好感されているようです。大多喜町も、君津市、木更津市から比べるとちょっと時間がかかると思いますが、それでも1時間30分か40分くらいで行ける魅力があると思います。これが2時間を超えてくるとまた感じが変わってくると思います。

また一方、都内からの観光客の増大についても、東京都民は大多喜町のことは余り知られていないようです。実は私も、品川行きの高速バスに乗って行きシナガワグースでおりて、地元の人と思われる人に声をかけてみましたが、私たちが思うほど大多喜町はまだそんなに知られていないです。大多喜行きの高速バスが開通したと、大多喜町がどのような町なのか関心を持ったとのことを伺いました。当然その人も、大多喜町を訪れたことはないようでした。

千葉県はゴルフ場銀座と言われ、いろいろとゴルフ場がたくさんあります。特に市原市が 多いと思いますが、大多喜町はその隣に位置していますし、大多喜町ゴルフ場利用税が1億 円の金額が入っています。この金額は全て高速バスの利用者ではないですが、一部は含まれ ていると思います。お城の町、大多喜町の、前に話したようにまだまだ東京都民はよく知ら れていないと思います。ここ数年、お祭りの観光客がふえているように聞いておりますが、 もっともっと大多喜町が知られてくると観光客の増大が期待できると思いますが、やはり急 激にとはいかないと思います。高速バスの利用状況についての、さきに配付され……すみま せん、資料を見ますと増加しているのがわかります。

また一方、大多喜町の環境に目を向けますと、外房線の列車ダイヤの見直しが言われています。そんな中、都心への足となる高速バスに目を向けられるのが期待できます。今ここでこの事業を取り消したら、この事業にかわるものがないと思います。この事業は認可事業です。必要ができてから計画をしたら時期を失ってしまいます。また取り消した事業の復活はあり得ないでしょう。人口定住化策と大多喜町の観光客増大を期待できるこの事業を見守っていくと思います。以上のことから賛成討論といたします。

○議長(野村賢一君) ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第43号 平成29年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算は、認定することに賛成の方は挙手願います。

(举手多数)

〇議長(野村賢一君) 挙手多数です。

したがって、議案第43号 平成29年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

日程第2、議案第44号 平成29年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第44号 平成29年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算は、認定することに賛成の方は挙手願います。

(举手全員)

〇議長(野村賢一君) 挙手全員です。

したがって、議案第44号 平成29年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出 決算認定については認定することに決定しました。

日程第3、議案第45号 平成29年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

1番野中眞弓君。

○1番(野中眞弓君) 私は、平成 29 年度大多喜町国民健康保険特別会計に反対の立場から 討論に参加させていただきます。

私が反対の観点が2点あります。

まず、1点目は国保制度についてです。国保制度は制度設計に問題があるのは最近ますます明らかになってきたと思われます。加入者は自営業者のみならず高齢者や年金生活者、失業者など経済弱者が圧倒的多いにもかかわらず、保険料の個人負担は非常に大きく、社会保険の2倍になっております。この制度が加入者にとって厳しくなったのは、1980年に国が国の負担率を45パーセントから削減し始めたところにあります。国はそのとき、ふぐあいが生じればもとに戻すと約束しながら、年々切り下げる一方であります。

そして、29 年度の本町の国保会計における国庫負担は 19.8 パーセントまで下げられています。社会保障の切り捨てそのものです。これに対して町は、法定外繰り入れという形で 29 年度は 2,500 万を投入していることについては評価したいと思います。

もう1点、反対、この制度を認めるわけにいかない。住民の方々もお金の集め方とかじゃなくて、町の職員のやり方ではなくて、この制度そのものへの怒りだと私は思っております。

2点目は、正規の名前がちょっと出てこないんですけれども、剰余金の扱いです。保険料の過剰課税ではないでしょうか。本年度は1億 1,626 万円になりました。27 年度は1億 8,000 万ありました。剰余金の使途は償還金や不足分の補塡などに使うと先日答弁されましたが、これは保険料の剰余金がほとんどですので、加入者への返還に充てるべきだと私は思います。つまり、直接償還金のようにお金を戻すわけではなく、保険料の軽減に充てるべきだと思います。法定外繰り入れ分や償還金を差し引いても、残りはまだ多額です。

最近、全国的にも問題になってきていますが、子供の均等割の軽減も含めて加入者の負担 軽減に使うべきだと私は考えます。社会保障の側面が次々に削られ国民が負担する保険制度 に打って変わろうとされておりますけれども、こういうことに対して私は抗議を込めて反対 討論としたいと思います。

○議長(野村賢一君) ほかに討論はございませんか。

5番吉野僖一君。

○5番(吉野僖一君) 私は、賛成の立場から申し上げます。

少子高齢化で大変な時代が来ております。公的医療保険である国民健康保険は、医療技術の進歩や少子高齢化、国保加入者の減少により、年々医療費に対する自己財源の確保が困難な状況になっております。本町の国民健康保険事業についても保険税の歳入は減少し、ますます国保財政は厳しい状況であります。

そんな中で、平成 29 年度の歳入については 16 億 9,926 万 9,469 円、歳出については 15 億 8,300 万 2,423 円で、予算に計上された諸事業も適切に執行されており、基金への積み立ても 1,000 万円をされております。

また、医療費の抑制を図るため積極的に健診事業や保健事業に取り組まれております。 以上のことから、本決算について賛成するものであります。

ありがとうございます。

○議長(野村賢一君) ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第45号 平成29年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に

ついてを採決します。

本決算は、認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

〇議長(野村賢一君) 挙手多数です。

したがって、議案第45号 平成29年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定 については認定することに決定しました。

日程第4、議案第46号 平成29年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定 についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

1番野中眞弓君。

○1番(野中眞弓君) 私は、平成 29 年度大多喜町後期高齢者医療特別会計に反対の立場から討論させていただきます。

十数年前の行政が行う保険は国民健康保険だけでした。そのうちに、保険料あって介護なしということで反対の声の大きかった介護保険制度がつくられ、10年前には75歳以上のほとんど年金生活者だけを集めた後期高齢者医療制度がつくられました。この後期高齢者医療制度は、扶養家族で今まで保険料は払わなかった人たちから保険料を取り運営する制度ですが、人数がふえればふえるほど保険料も上がる仕組みになっています。

その当時、介護保険も後期高齢者医療制度もないときには、そのころの老人保健は現役世代の保険料から拠出されたお金で運営されておりました。75歳以上の年金以外の収入のない高齢者全員から、上限57万円の保険料を取る制度が後期高齢者医療制度ですが、本町からは29年度では8,300円ものお金が吸い上げられております。

そしてこの制度も、安倍自公政権によってどんどん虐げられておりまして、昨年までは軽減措置がとられておりました。今までお金を払わなかった階層から取っていくわけですから軽減措置がとられておりましたけれども、29年度は廃止されております。国民いじめ、高齢者いじめの制度は年々ひどくなっています。この制度をよしと認めることができるので

しょうか。私は、社会保障としての医療制度復活を願って、この後期高齢者医療制度については反対といたします。

○議長(野村賢一君) 次に、賛成者の発言を許します。

討論はありませんか。

11番山田久子君。

〇11番(山田久子君) 私は、平成29年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 について賛成の立場から討論をさせていただきます。

既に皆様もご存じのように、国保と被用者保険の2本立てで日本では国民皆保険制度が実現しているのではないかと思いますが、所得が高く医療費の低い現役世代は被用者保険に多く加入する一方、退職して所得が下がり医療費が高い高齢期になると国保に加入するといった構造的な課題がございました。このために、高齢者医療を社会全体で支える観点に立って、75歳以上について現役世代からの支援金と公費で約8割を担うとともに、65歳から74歳について保険者間の財政調整を行う仕組みを設けたのが後期高齢者制度でございます。

旧老人保健制度において、若者と高齢者の費用負担関係が不明確といった批判があったことを踏まえまして、75歳以上を対象とする制度を設け世代間の負担の明確化を図っております。現役世代の人口も減る中、医療制度を継続していくためにも、この後期高齢者制度というのは必要であると思いますし、やむを得ないものもあると思っております。

本町では、この制度の事務執行に対してしっかりと取り組んでいただいているものと思いますことから、私は賛成の立場とさせていただきます。

○議長(野村賢一君) ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第46号 平成29年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定 についてを採決します。

本決算は、認定することに賛成の方は挙手願います。

(举手多数)

〇議長(野村賢一君) 挙手多数です。

したがって、議案第46号 平成29年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認 定については認定することに決定しました。 日程第5、議案第47号 平成29年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

1番野中眞弓君。

○1番(野中眞弓君) 私は、平成 29 年度大多喜町介護保険特別会計決算に反対の立場から 討論させていただきます。

事務手続そのほかについては、一切異論はございません。特に、介護予防ということで担 当課は大変熱心に取り組まれていることに敬意を表しております。

ところが、介護保険そのもの、年金の通知をもらうと介護保険や医療保険がごっそり引かれて、お年寄りの方の嘆きの種の一つになっております。社会保障の改悪は介護保険に最近集中しているようにさえ思えます。一定以上の所得のある方の利用料が段階的に3倍化になっています。入所条件の引き上げで、軽度の方の老人ホームからの締め出しが行われています。低所得者への食費、居住費の値上げも貯金を理由に切り下げられました。廃止されました。高額介護サービスの限度額引き上げにより、利用料をたくさん納めなければならない階層が出ています。介護報酬の引き下げで事業所収入が減少し、人手不足とも呼応して一層の経営悪化を招き倒産するところも出ております。

住民は保険料を取られても、それ相応のお金がなければ介護が受けられない状況に一層追い込まれています。これが介護保険の実態です。それはひどいじゃないかの声を上げるときではないでしょうか。これ以上、改悪することは許されません。

これをもちまして、私の反対討論といたします。

○議長(野村賢一君) 次に、賛成者の討論を求めます。

7番渡邉泰宣君。

○7番(渡邉泰宣君) 平成 29 年度大多喜町介護保険特別会計決算認定に対して意見を述べ させていただきます。平成 29 年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての 替成の立場から討論を申し上げます。 第6期介護保険事業計画の最後の年であり、平成29年度の決算を見ますと、保険給付費、地域支援事業費ともに増加し、合わせると対前年比2.8パーセントの伸びとなっておりますが、介護保険制度が導入されて以来、当初の予測を大幅に上回る高齢化の進行による社会情勢や高齢者を取り巻く環境の変化に対応する中、地域において充実した日常生活を営むことができるよう、さまざまな取り組みがなされております。

特に、ボランティアと協力し介護予防活動を行う地域支援サポーター制度、脳トレ教室などを継続することで、給付費の抑制と高齢者が住みなれた地域で最後まで自分らしい生活が送れるという、生活の質の向上につながっている事業展開など非常に評価され、予算に係る事業が適切に執行されているものと思われます。

このようなことから、平成29年度の決算認定については賛成とさせていただきます。 ありがとうございました。

○議長(野村賢一君) ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 47 号 平成 29 年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算は、認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

〇議長(野村賢一君) 挙手多数です。

したがって、議案第47号 平成29年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

日程第6、議案第48号 平成29年度大多喜町水道事業会計決算認定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第48号 平成29年度大多喜町水道事業会計決算認定についてを採決します。

本決算は、認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

〇議長(野村賢一君) 挙手全員です。

したがって、議案第48号 平成29年度大多喜町水道事業会計決算認定については認定することに決定しました。

日程第7、議案第49号 平成29年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計欠損金の処分 及び決算認定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第49号 平成29年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計欠損金の処分 及び決算認定についてを採決します。

本決算は、認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

〇議長(野村賢一君) 挙手全員です。

したがって、議案第49号 平成29年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計欠損金の処分及び決算認定については認定することに決定しました。

○議長(野村賢一君) ここでしばらく休憩したいと思います。

この間、昼食をお願いします。

(午前11時47分)

○議長(野村賢一君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第8、発議第4号 町長の専決処分事項の指定についての一部改正についてを議題とします。

本案については提出者の説明を求めます。

2番志関武良夫君。

○2番(志関武良夫君) 発議第4号、提案理由の説明をいたします。

発議第4号について。

本議会は通年議会を実施しておりますが、平成 25 年 7 月に、町長において議会の議決にするために時間的な余裕がないと想定される個別的事件については、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づきまして、あらかじめ町長の専決処分事項を指定しておくことで、議会運営及び行政執行の迅速化並びに合理性を図る必要があることから、 3 項目の専決処分事項の指定を発議により決議しているところであります。

さて、職員の公務中の事故に伴う損害賠償の金額の決定や、公共施設の管理上の瑕疵等による損害賠償の額の決定、そのほか裁判所の提訴等により裁判において裁判官から和解または調停案が示された場合など、これらの場合、和解等に応じるには議会の議決が必要になります。

このようなことを踏まえ、物損事故の修繕費用の決定や、損害賠償の和解、調停に関しては相手方と交渉し示談を成立させようとする場合など、少額なものについては町長の専決処分事項に指定することにより、早期に相手側にも配慮することができるだけでなく、事務の簡素化にもつながり円滑な手続を進めるために必要な指定事項になることから、今回、提案するものであります。

なお、提案した議案の内容については、この後、議会事務局長のほうから申し上げますが、本案につきましては渡邉泰宣議員、根本年生議員、麻生勇議員、山田久子議員のご賛同をいただき提出いたしましたので、よろしく審議の上、可決賜りますようお願い申し上げる次第であります。

以上です。

- 〇議長(野村賢一君) 議会事務局長。
- ○議会事務局長(麻生克美君) それでは、議案の朗読をさせていただきます。

発議第4号、平成30年9月4日、大多喜町議会議長野村賢一様。

提出者、大多喜町議会議員、志関武良夫、賛成者、同渡邉泰宣、賛成者、同根本年生、賛成者、同麻生勇、賛成者、同山田久子。

町長の専決処分事項の指定についての一部改正について

上記議案を、大多喜町議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により別紙のとおり提出します。 提案理由でございますが、先ほど志関議員より説明ありましたので割愛をさせていただき ます。

次のページをごらんください。

町長の専決処分事項の指定についての一部改正について

町長の専決処分事項の指定について、平成25年7月11日議決の一部を次のように改正する。

第3項の次に、次の1項を加える。

第4項、1件100万以下に係る損害賠償の額の決定及び和解、調停に関すること。

附則、この専決処分事項の指定の一部改正は、議会の議決の日から施行する。

以上でございます。

○議長(野村賢一君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから、発議第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(野村賢一君) 挙手全員です。

◎休会について

○議長(野村賢一君) 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りいたします。

本定例会は、議事の都合により、あす 15 日から 12 月 31 日まで休会したいと思います。 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

よって、あす15日から12月31日まで休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長(野村賢一君) 本日はこれをもって散会とします。

お疲れさまでした。

(午後 1時06分)

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 野村賢一

署名議員 吉野 僖一

署名議員 麻生 剛